

第2期
みやざき子ども・子育て応援プラン
[改定版] (素案)

～安心して子どもを生むことができ、
子育てを楽しみ感じられるみやざきへ～

令和5年 月
宮 崎 県

目 次

はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	3
3 計画の期間	3

第1章 子どもを取り巻く状況

1 少子化の現状	4
2 家族の現状	11
3 子育て・子育ての状況	15
4 第1期みやざき子ども・子育て応援プランの推進状況	23

第2章 計画の基本的考え方

1 目的	25
2 基本理念	25
3 基本目標	25

第3章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制	28
2 計画の進捗管理及び評価方法	29

第4章 幼児教育・保育等の提供体制

1 区域の設定	30
2 幼児教育・保育に係る量の見込み及びその提供体制の確保方策	31
3 県が行う認可及び認定に係る需給調整	38
4 子ども・子育て支援給付に係る幼児教育・保育の一体的提供	40
5 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保 及び資質の向上	44
6 市町村の区域を越えた広域的見地から行う調整に関する事項	46
7 幼児教育・保育情報の公表	46

第5章 子ども・子育てに関する各種施策の推進

1 施策の内容

基本目標1 子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり 47

- (1) 地域の「子育て力」の強化
- (2) 子育てに適した安全安心なまちづくりの推進
- (3) 子どもと家庭の福祉の推進
- (4) 子どもの人権擁護と人権教育の推進
- (5) 「生きる力」をはじめとする社会生活に必要な教育の提供

基本目標2 結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり 65

- (6) 安心して結婚、妊娠、出産ができる環境の整備
- (7) 子育て支援事業の拡充
- (8) 子どもの健康づくりの推進
- (9) 若者の自立と豊かな人間性形成の推進

基本目標3 子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり 75

- (10) 仕事と生活の調和が実現できる働き方の見直し
- (11) 家庭、地域及び企業における男女共同参画の推進
- (12) 子育ての喜びや楽しさを実感できる社会に向けた啓発・交流の推進
- (13) 質の高い幼児教育・保育等の提供

2 計画の成果指標

- (1) 総合成果指標 85
- (2) 個別成果指標 86

はじめに

1 計画策定の趣旨

(1) 少子化の進行

平成 30 年の本県の「合計特殊出生率」は、全国第 3 位の 1.72 であり、全国平均の 1.42 と比べると高いものの、人口維持に必要とされる 2.07 には届かない状況にあります。

また、本県の出生数は平成 24 年に 1 万人を切り、その後も減少傾向にあり、平成 30 年は 8,434 人となっています。

少子化の進行が止まらない要因としては、未婚率の上昇、晩婚・晩産化の進行及び結婚した夫婦が生涯に生む子どもの数の減少等があげられています。

少子化の進行は、人口構造に歪みをもたらし、社会的・経済的に大きな影響を及ぼします。

具体的には、子どもの社会性や協調性が育みにくくなるなどの子どもの健全な成長への影響、地域社会の衰退、世代間扶養の仕組みである社会保障制度の持続可能性及び経済活動の停滞等が懸念されています。

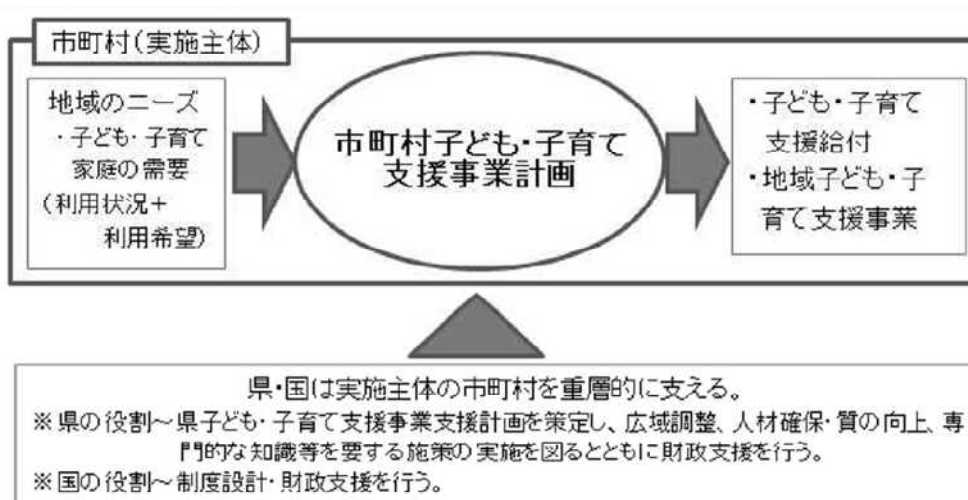
(2) これまでの少子化対策

全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すため、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法（※）」が成立し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供及び地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から施行されています。

県は、子ども・子育て支援新制度の実施主体となる市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」を踏まえた県の計画である「みやぎ子ども・子育て応援プラン」（平成 27 年度から令和元年度まで）を策定するとともに、子ども・子育て支援のうち、特に各市町村を越えた広域的な対応が必要な施策や専門性の高い施策を推進してきたところです。

※ 子ども・子育て関連 3 法

- ・ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）
- ・ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）



これらの取組もあり、近年、本県の合計特殊出生率は全国と比べて高い水準を維持しているものの、人口維持に必要とされる2.07には達しておらず、出生数も減少傾向に歯止めがかかっていない状況であることから、今後も引き続き、少子化対策に取り組んでいく必要があります。

○ みやぎ子ども・子育て応援プランの総合成果指標の進捗状況

成果指標	H25	H30	R元 (目標)
合計特殊出生率	1.72	1.72	1.84
参考：全国平均	1.43	1.42	—
平均理想子ども数と平均予定子ども数の差	0.34人	0.24人	0.30人

(3) 新たな計画の策定

引き続き少子化対策に取り組んでいかなければならない現状や、みやぎ子ども・子育て応援プランをより効果的で実効性のある内容とするため、同プラン策定以降の社会環境の変化や国による新しい対策の方向性・課題等を踏まえ、「安心して子どもを生むことができ、子育てを楽しみ感じられるみやぎづくり」を目指して、新たな5年間の計画となる「第2期みやぎ子ども・子育て応援プラン」を策定します。

2 計画の性格

この計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」として位置づけるとともに、平成 17 年度から取り組んできた「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援地域行動計画」のほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、「新・放課後子ども総合プラン」（平成 30 年 9 月 14 日付け文部科学省及び厚生労働省担当局長連名通知）に基づく都道府県行動計画も含めて一体的に策定するものです。

また、当該計画は、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」の子ども・子育てに係る部門別計画として位置づけるとともに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策推進計画」や「教育基本法」に基づく「宮崎県教育振興基本計画」、児童福祉法等に基づく宮崎県障がい福祉計画（宮崎県障がい児福祉計画）、「「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」（平成 30 年 7 月 6 日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づく「宮崎県社会的養育推進計画」との整合性を図りながら、各種施策の推進にあたって連携を強化します。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

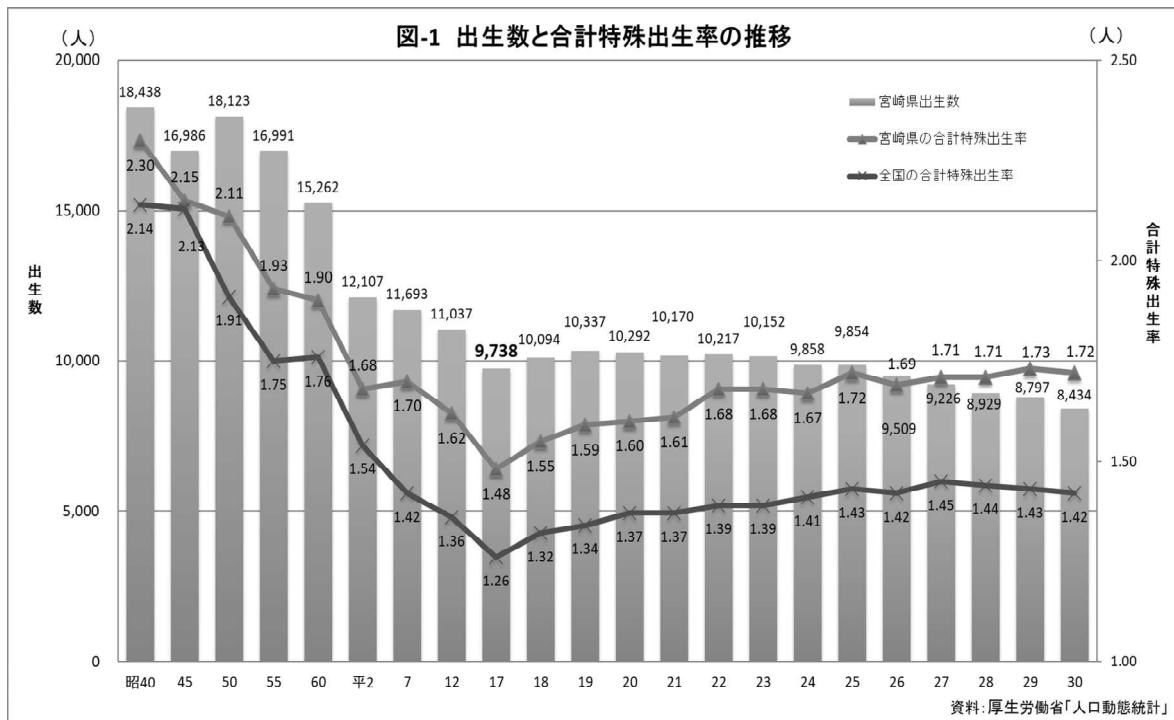
計画期間であっても、今後の社会情勢の変化等に伴い、必要が生じた場合は、計画の見直しを行います。

第1章 子どもを取り巻く状況

1 少子化の現状

(1) 出生数・合計特殊出生率

本県の出生数は、近年減少傾向にあり、平成30年には8,434人となっています。また、合計特殊出生率については、平成17年に1.48まで落ち込んだものの、その後は上昇傾向にあり、平成30年には1.72（全国第3位）となりましたが、人口維持に必要とされる2.07には達していません。（図1）



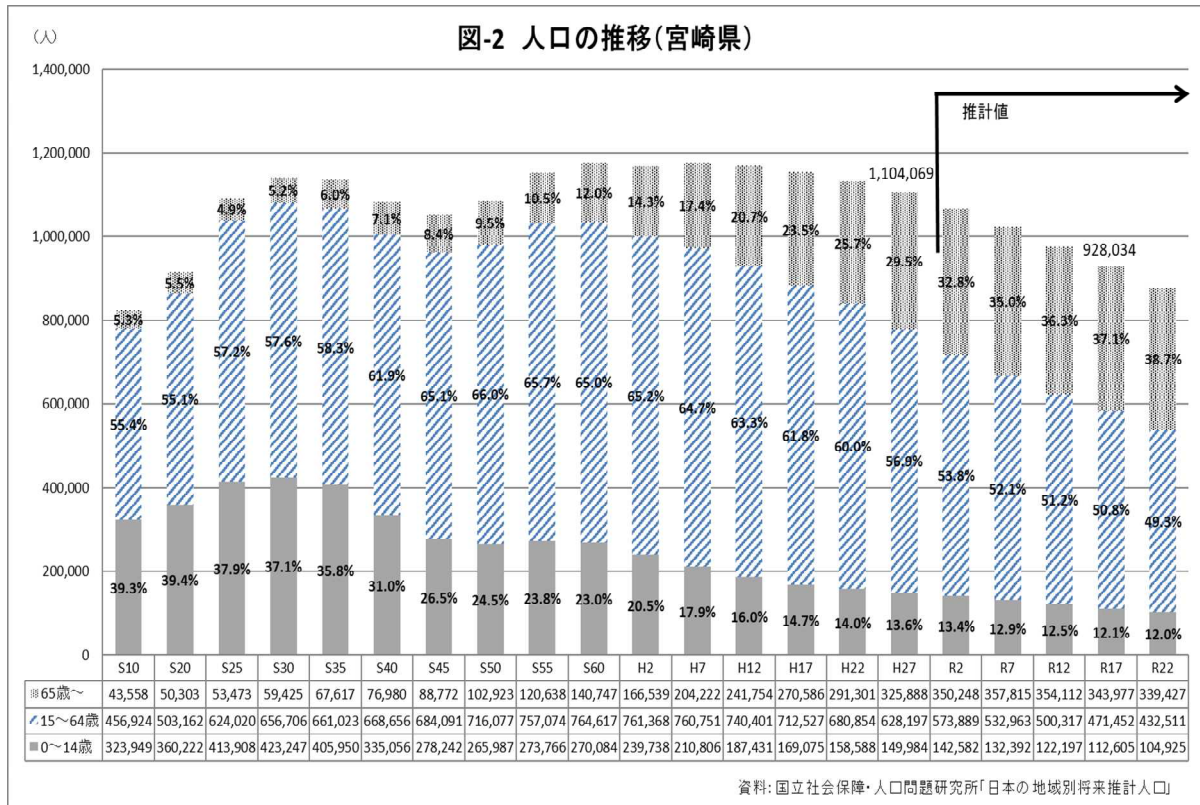
(2) 将来人口

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」によると、本県の人口は、平成27年（国勢調査）の110万4千人から、20年後の令和17年には17万6千人（15.9%）減少して100万人を割り込み、92万8千人になると予測されています。

また、年齢別（3区分）で見ると、15歳未満（0～14歳）の子どもの数は、昭和55年以降減少しており、平成27年の15万人から令和17年には11万3千人にまで減少すると予測されています。

これに伴い、産業の担い手となる産業年齢人口（15～64歳）も、平成27年の62万8千人から令和17年には47万1千人にまで減少すると予測されています。

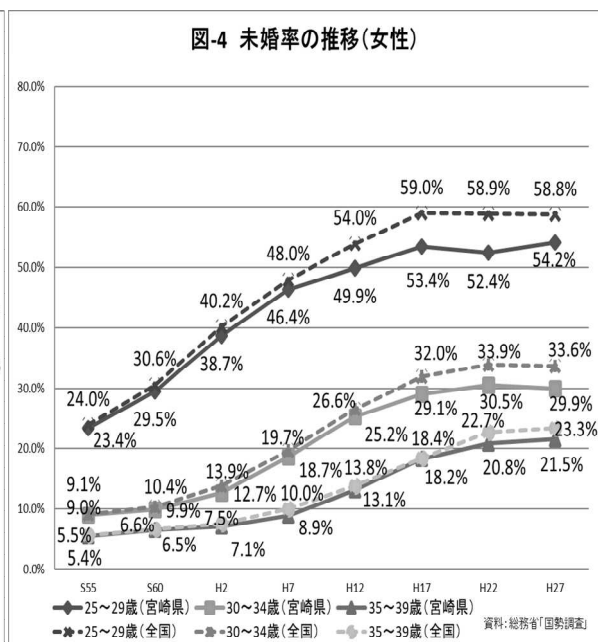
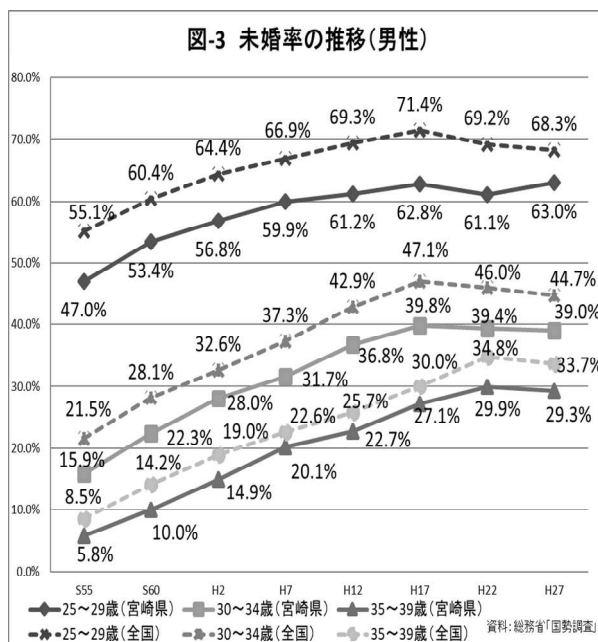
一方、老年人口（65歳以上）は増加しており、平成27年の32万6千人から令和17年には34万4千人まで増加すると予測されています。（図2）



(3) 少子化の要因

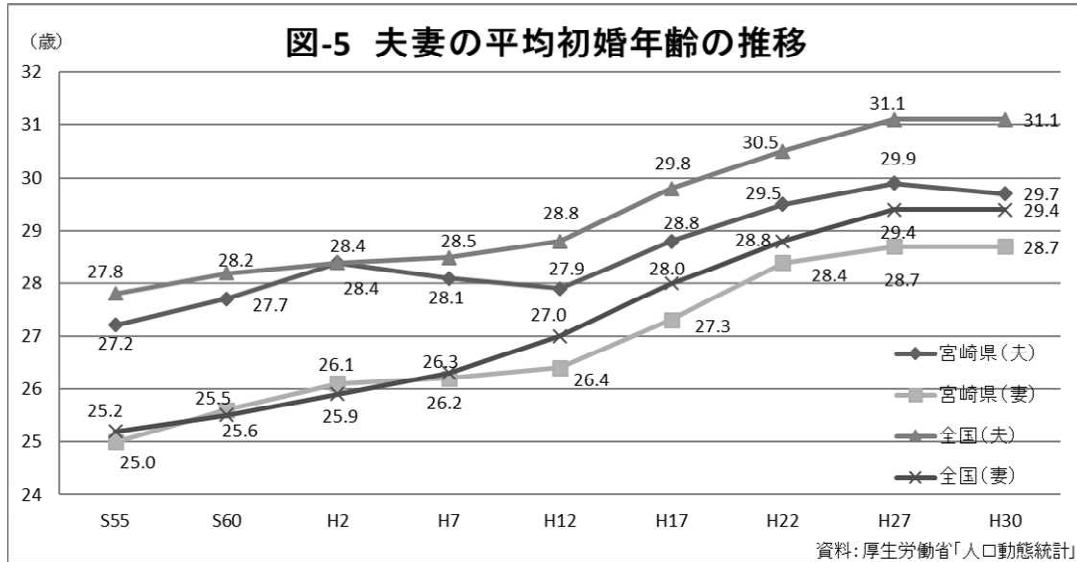
ア 未婚化の状況

本県の未婚率は、全国よりは低い状況にあるものの、全国と同様に上昇傾向をたどっています。男女別、年齢別に見ると、近年は、ほとんどの区分で落ちてきたものの、女性の35～39歳が依然として上昇しています。(図3、図4)



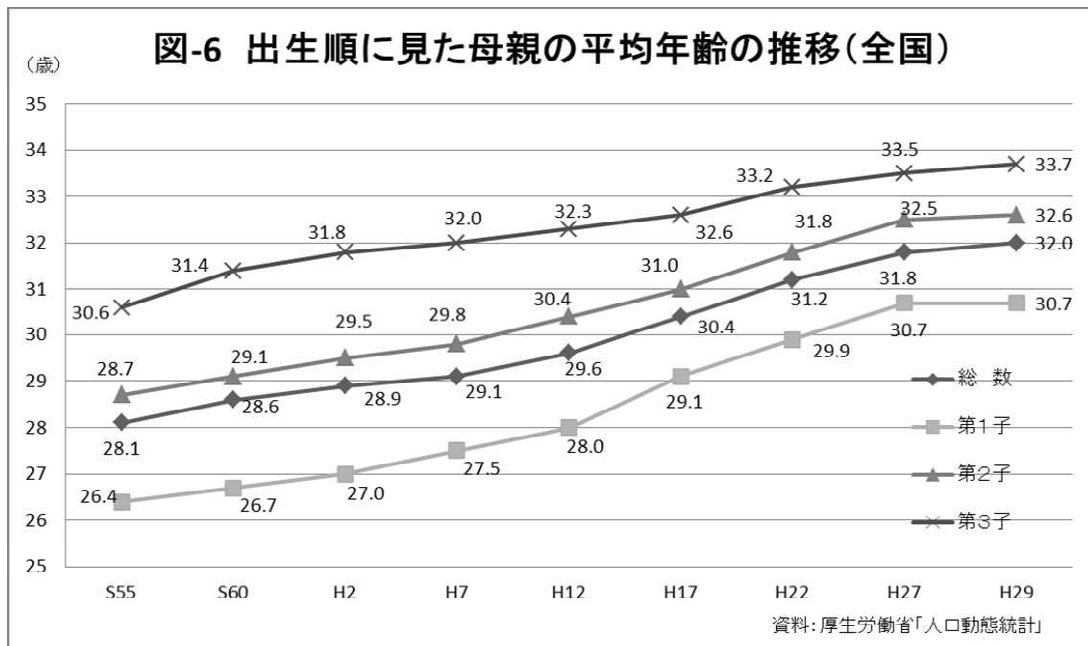
イ 晩婚化の状況

本県の平均初婚年齢は、平成30年で夫が29.7歳、妻が28.7歳となっており、いずれも全国よりは低くなっていますが、全国と同様に上昇傾向にあります。昭和55年当時と比べると、夫で2.5歳、妻で3.7歳上昇しており、妻の上昇幅が大きくなっています。（図5）



女性の平均初婚年齢の上昇に伴い、出産時の母親の平均年齢も上昇傾向にあります。

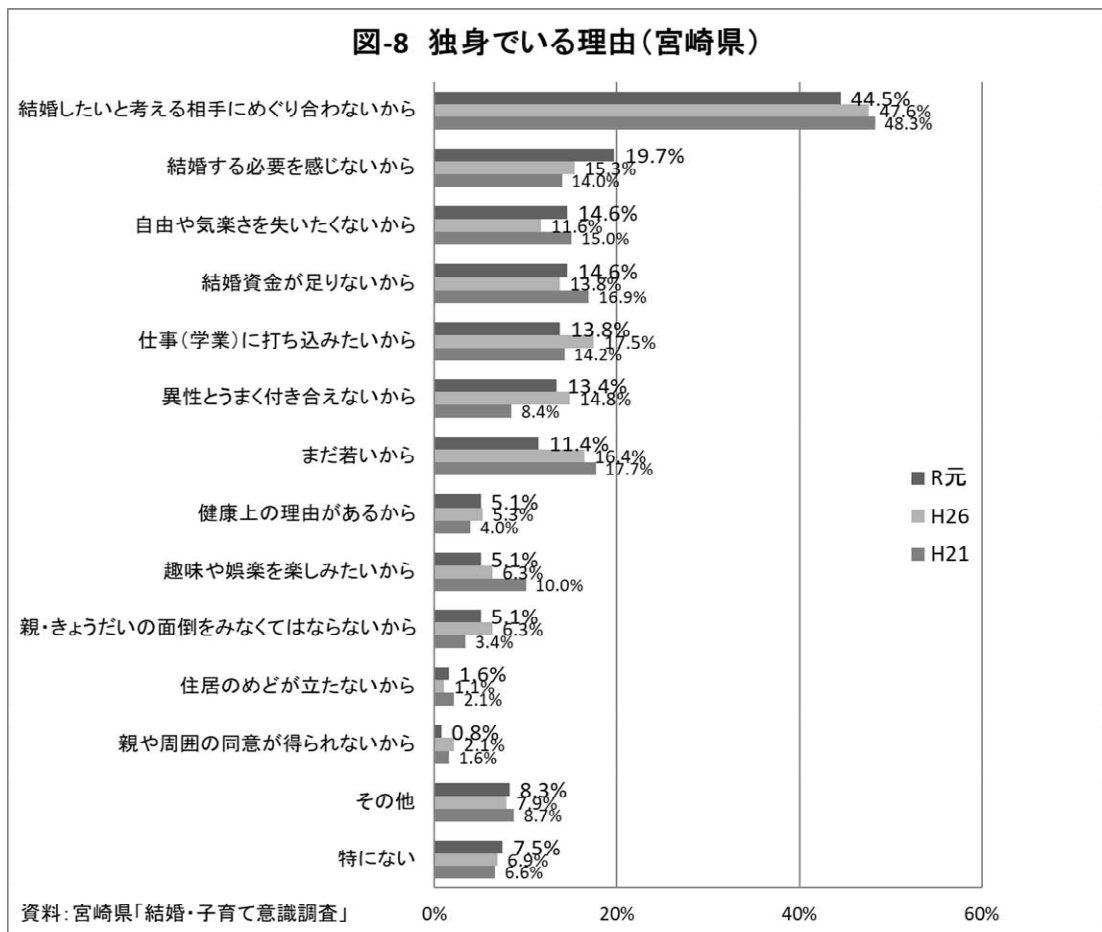
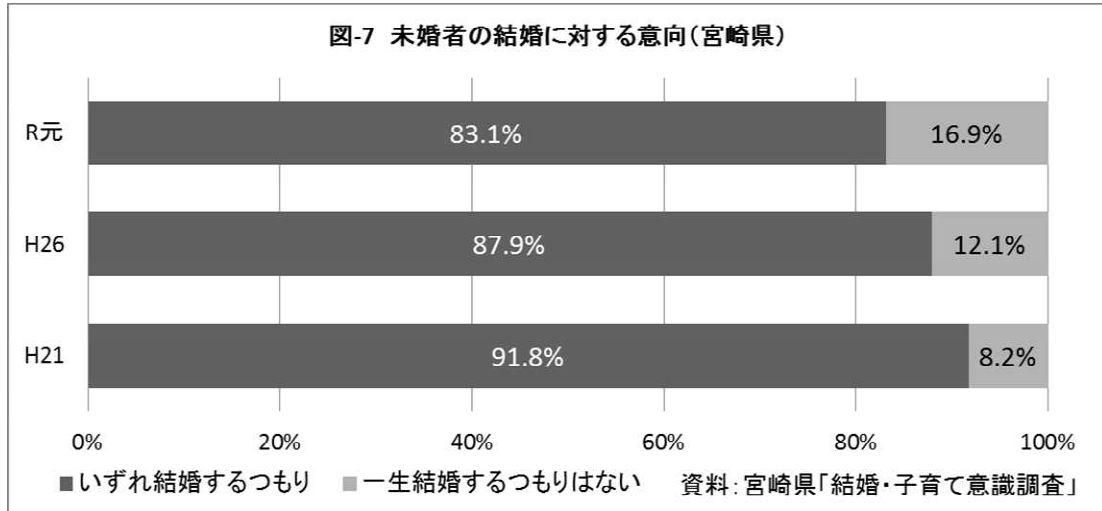
全国で見ると、第1子出産時の母親の平均年齢は、昭和55年の26.4歳から平成29年には30.7歳と4.3歳上昇しています。（図6）



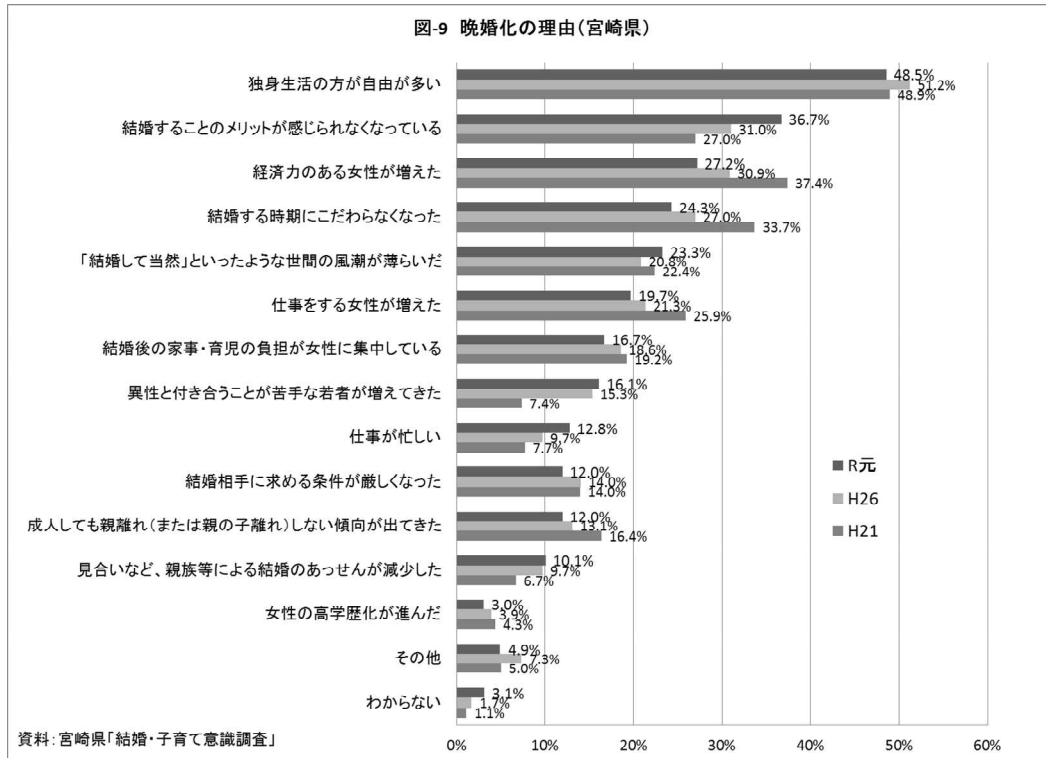
ウ 結婚に対する意向

未婚者の約8割がいずれ結婚したいという意向を持っており、独身である理由として最も多いのが「結婚したいと考える相手にめぐり合わないから」の44.5%となっていますが、「結婚する必要を感じないから」が19.7%と上昇傾向です。

(図7、図8)



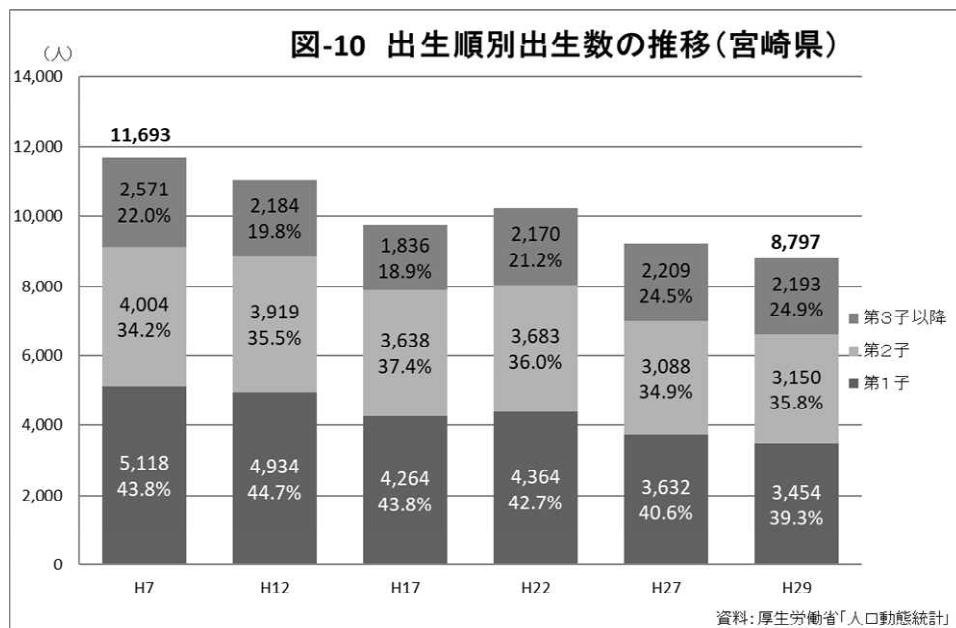
また、晩婚化の理由としては、「独身生活の方が自由が多い」が最も多く48.5%、以下「結婚することのメリットが感じられなくなっている」が36.7%、「経済力のある女性が増えた」が27.2%の順となっています。（図9）



エ 子どもの出生数の状況

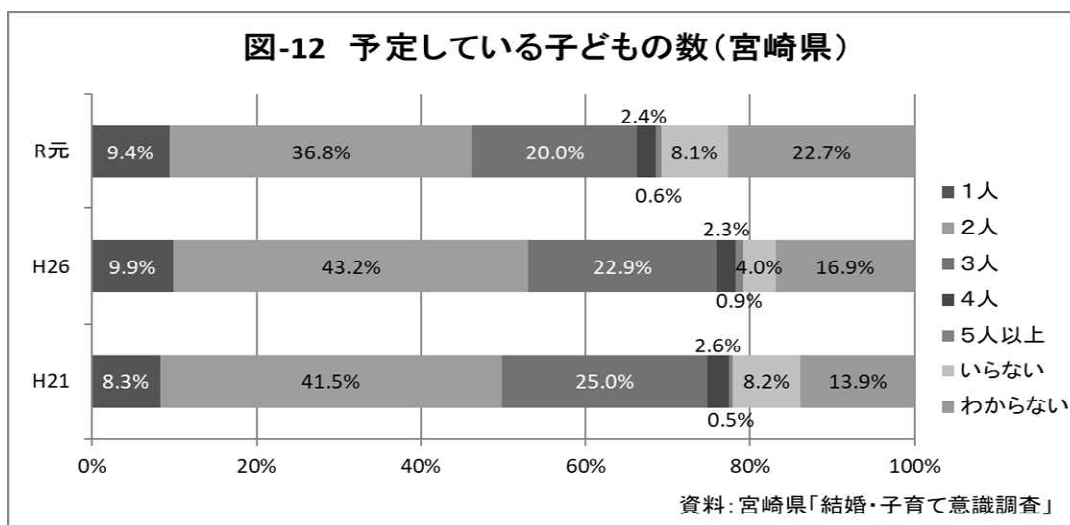
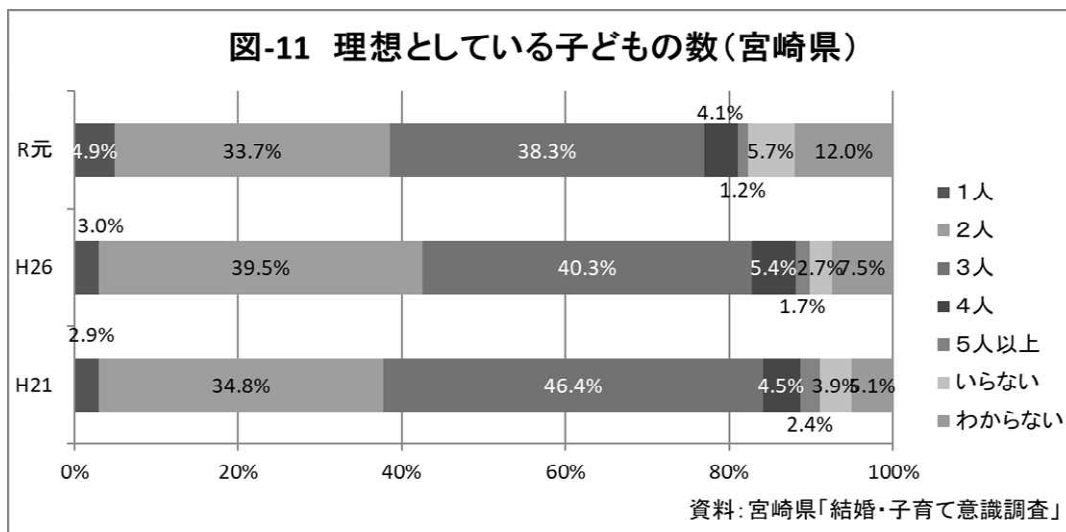
出生順別の出生数を見ると、第3子以降が生まれる割合は、平成7年の22%から平成17年には18.9%に落ち込んだものの、平成29年には24.9%まで上昇しています。

一方、出生数における第1子の割合が年々減少しています。（図10）



また、「理想としている子どもの数」は「3人」が最も多く38.3%であるのに対し、「予定している子どもの数」は「2人」が最も多く36.8%となっています。

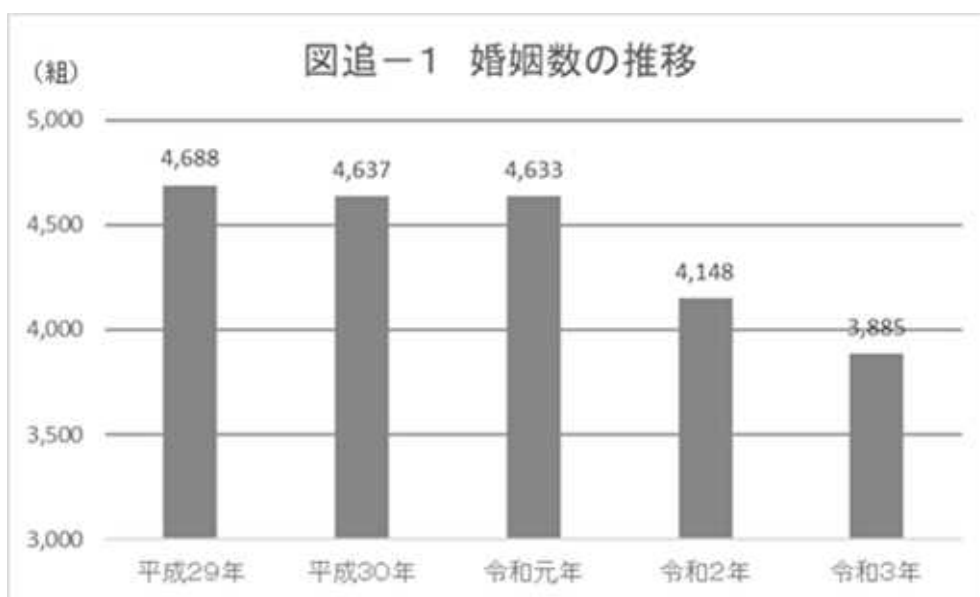
そして、「理想としている子どもの数」、「予定している子どもの数」のいずれも「分からない」が上昇傾向です。（図11、図12）



(4) 新型コロナウイルス感染症の影響

ア 婚姻数の状況

令和元年はいわゆる「令和婚」により、前年からの落ち込みは見られませんでした。新型コロナウイルス感染症の影響により、出会いの機会が減ったことや、将来への不安感などから、令和2年の婚姻数は4,148件と対前年比10.5%減少しました。また、令和3年の婚姻数は3,885件と大きく落ち込んだ令和2年からさらに落ち込んでいます。

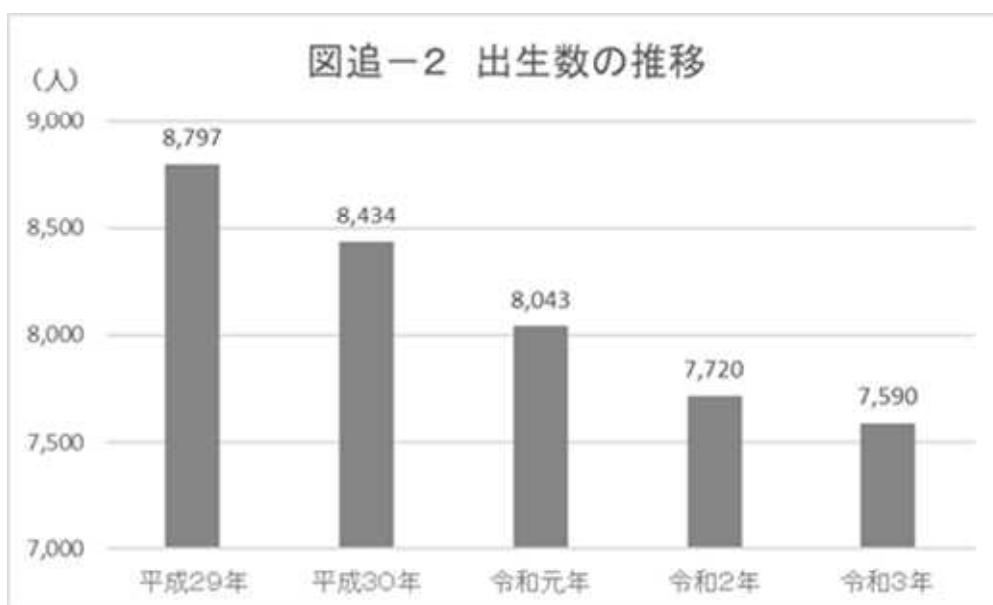


イ 出生数の状況

令和2年の出生数は7,720人（対前年比4.0%減）、令和3年の出生数は7,590人（対前年比1.7%減）で過去最低となりました。

妊娠から出産までの期間を踏まえると、令和2年12月頃から新型コロナウイルス感染症の影響が出始めているものと考えられますが、令和3年はここ数年と比較して落ち込みは緩やかでありました。

しかしながら、令和2年以降の婚姻数が大きく減少していることから、令和4年以降の出生数は大きく落ち込む可能性があります。



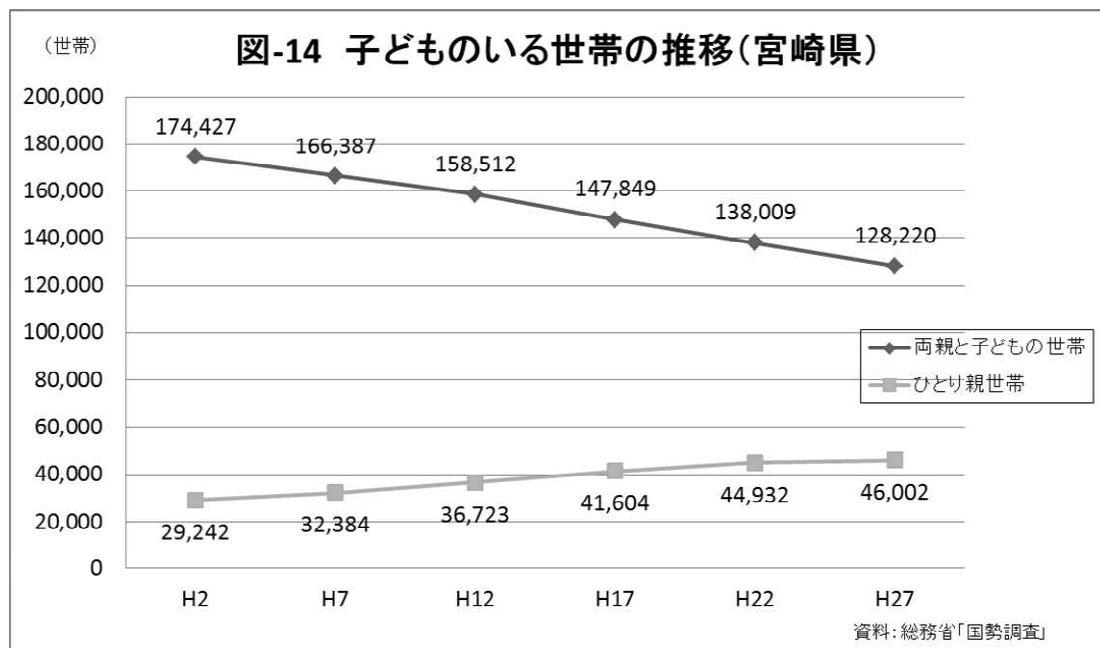
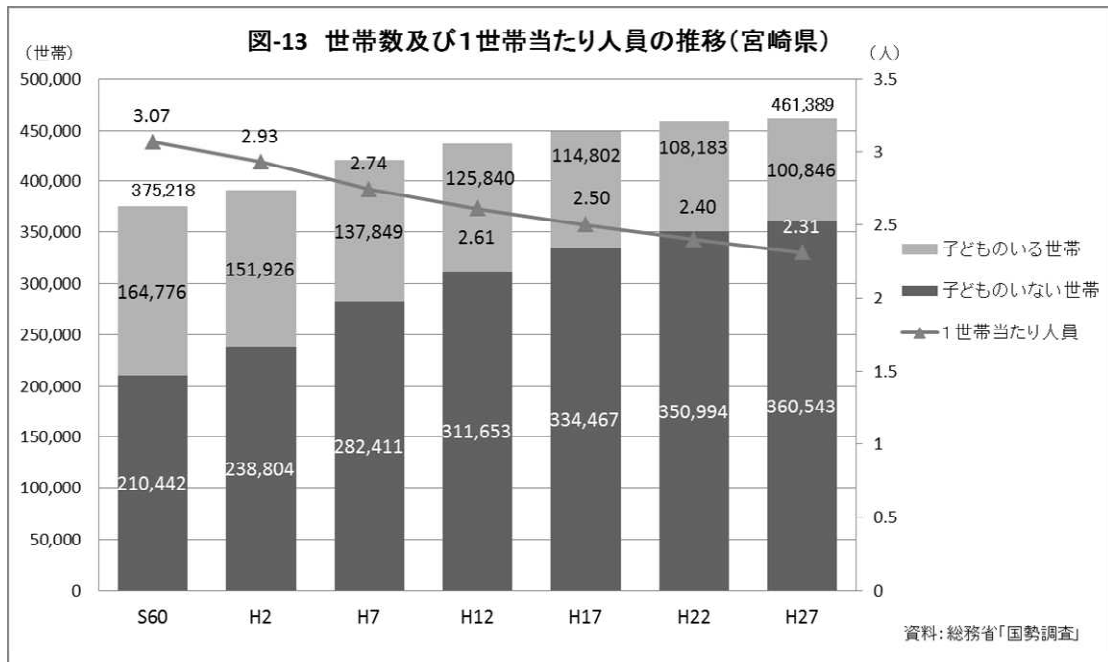
2 家族の現状

(1) 世帯の状況

ア 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

平成27年の世帯数は、46万1千世帯で1世帯当たりの人員は、2.31人となっています。昭和60年と比べると世帯数は増加する一方、1世帯当たりの人員は、0.76人少なくなっています。(図13)

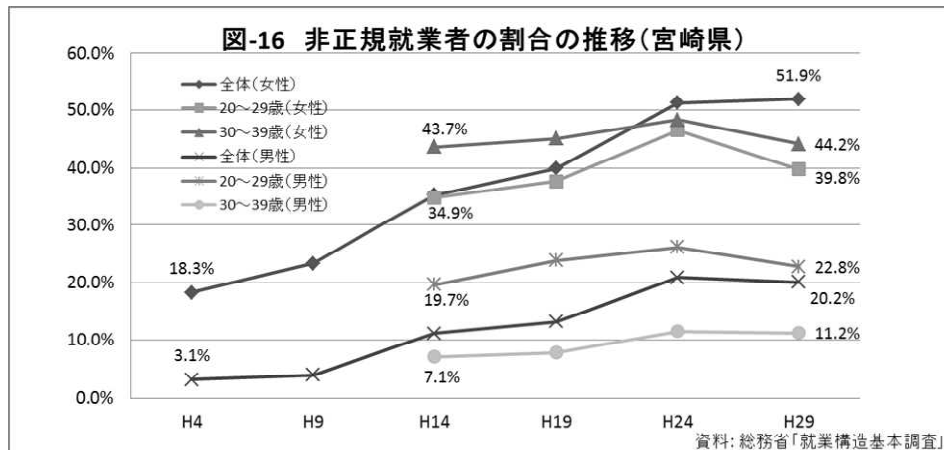
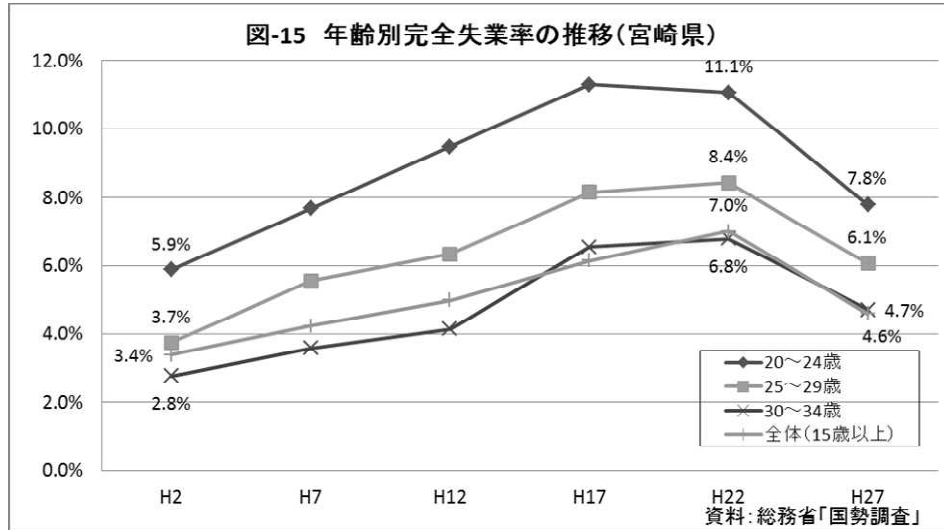
また、子どものいる世帯が年々減少する中、ひとり親世帯は増加しています。(図14)



イ 若い世代の状況

年齢別完全失業率を見ると、20歳代の完全失業率が、全体と比較すると高い状況にあります。(図15)

また、就業の形態については、派遣労働者や有期契約労働者等を含めた非正規雇用が増加しています。(図16)

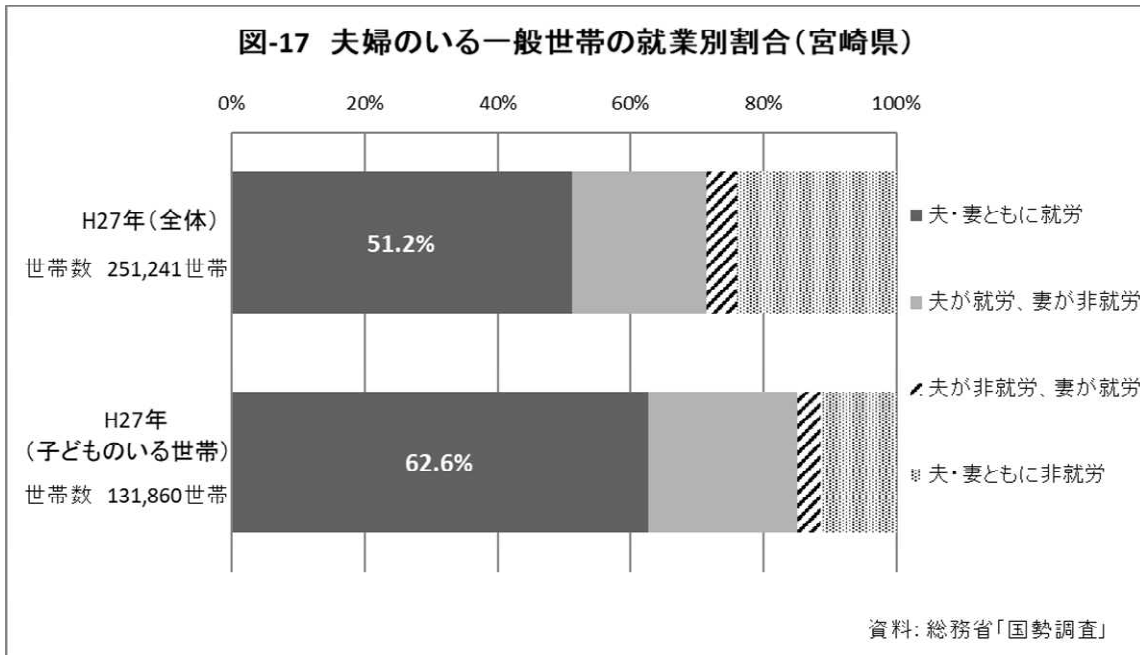


(2) 就業の状況

ア 世帯の就業状況

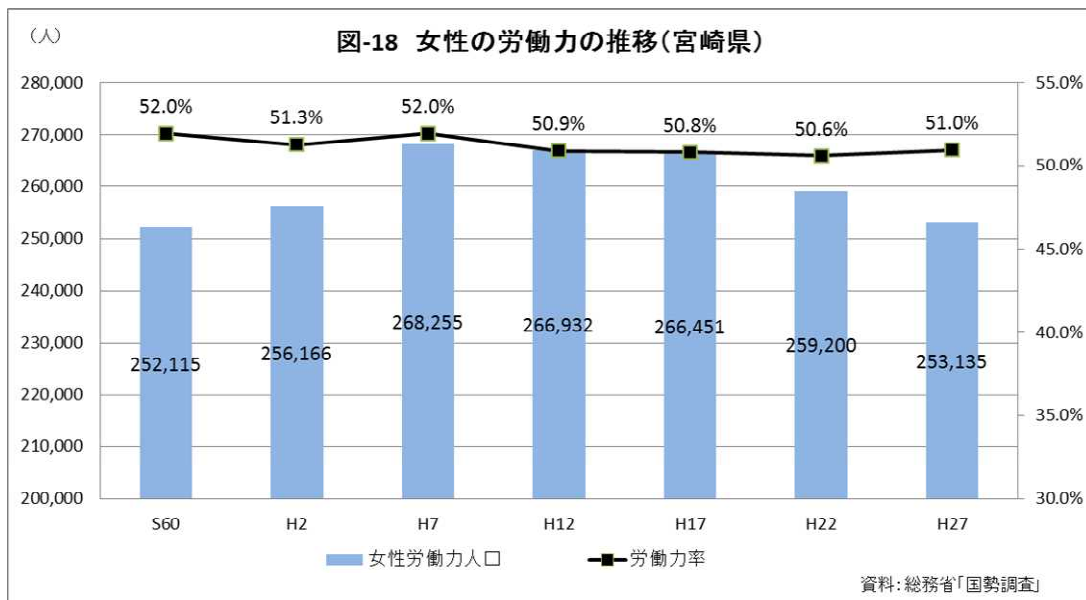
平成27年の夫婦のいる一般世帯について、夫婦の就業状態を見ると、「夫・妻ともに就労」(いわゆる「共働き世帯」)の割合は51.2%となっています。

18歳以下の子どもがいる世帯に絞って夫婦の就業状況を見ると、その割合は更に高まり、62.6%となっています。(図17)

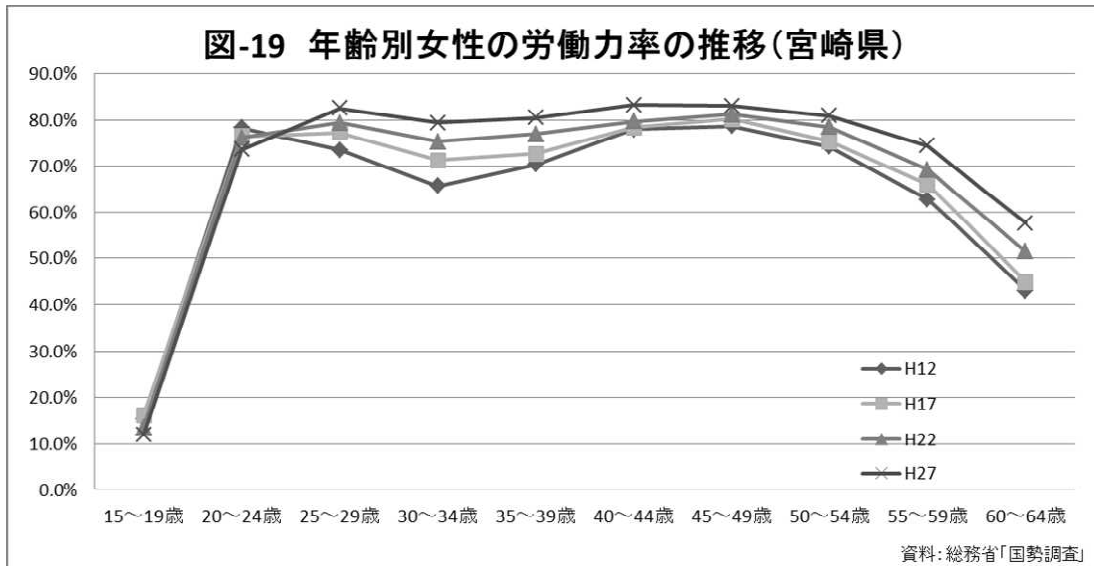


イ 女性の労働力の状況

女性の労働力人口は、平成7年の268,255人をピークに減少傾向にあり、平成27年では253,135人となっています。15歳以上の人口に占める労働力人口である「労働力率」については、平成7年をピークに緩やかな減少傾向にありましたが、平成27年では51.0%となっています。(図18)



女性の労働力率を年齢別に見ると、30歳代前半を底とするいわゆるM字曲線を描いていますが、近年はそのM字の下がり幅が小さくなっています。（図19）



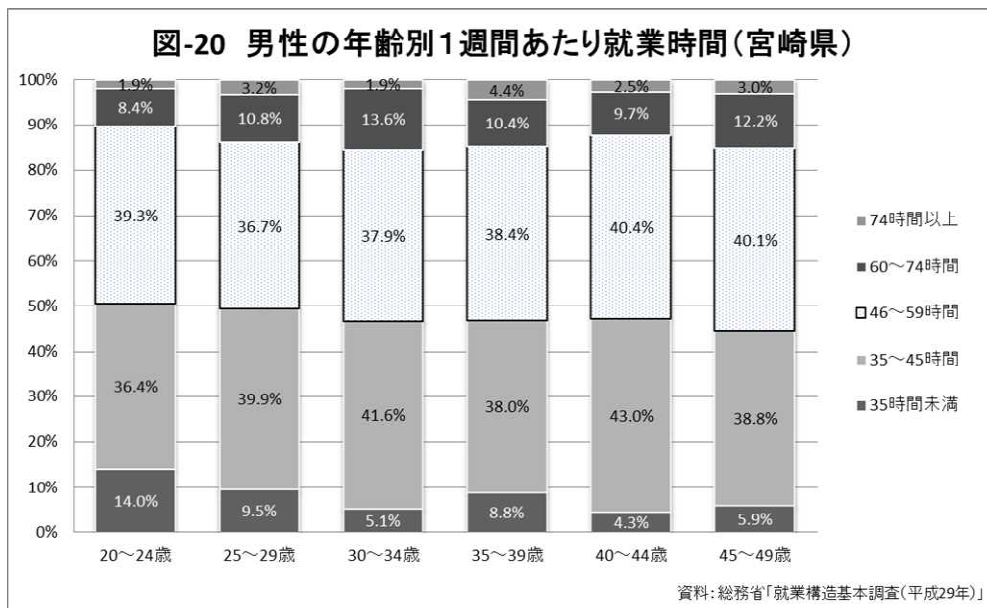
ウ 男性の労働時間の状況

平成29年の「就業構造基本調査」によると、20歳から49歳までの男性の約5割が1週間の就業時間が46時間以上となっています。（図20）

(参考)

夫が休日に行う家事や育児の時間と、第2子以降の出生割合には大きな関係性があり、夫が家事・育児を長時間している夫婦の方が、第2子以降の誕生する割合が高いことが分かっています。

※厚生労働省の「21世紀成年者縦断調査（平成14年から継続調査）」（2015年）より。



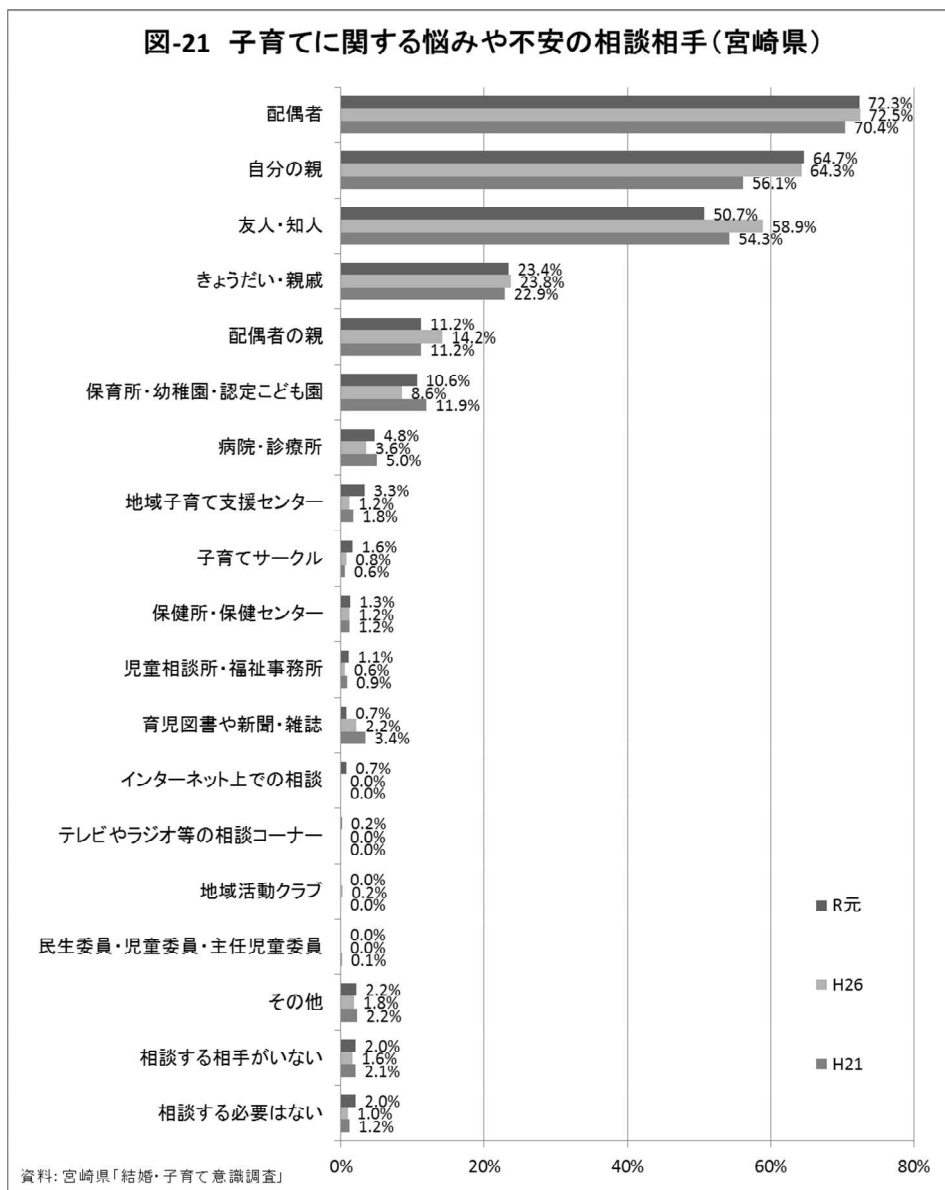
3 子育て・子育ての状況

(1) 子育ての実態

ア 子育てに関する悩みや不安の相談相手

子育てに関する悩みや不安の相談相手については、令和元年度には、「配偶者」が72.3%と最も多く、以下、「自分の親」が64.7%、「友人・知人」が50.7%の順となっており、ほとんどの人が身近な存在である人に相談しています。

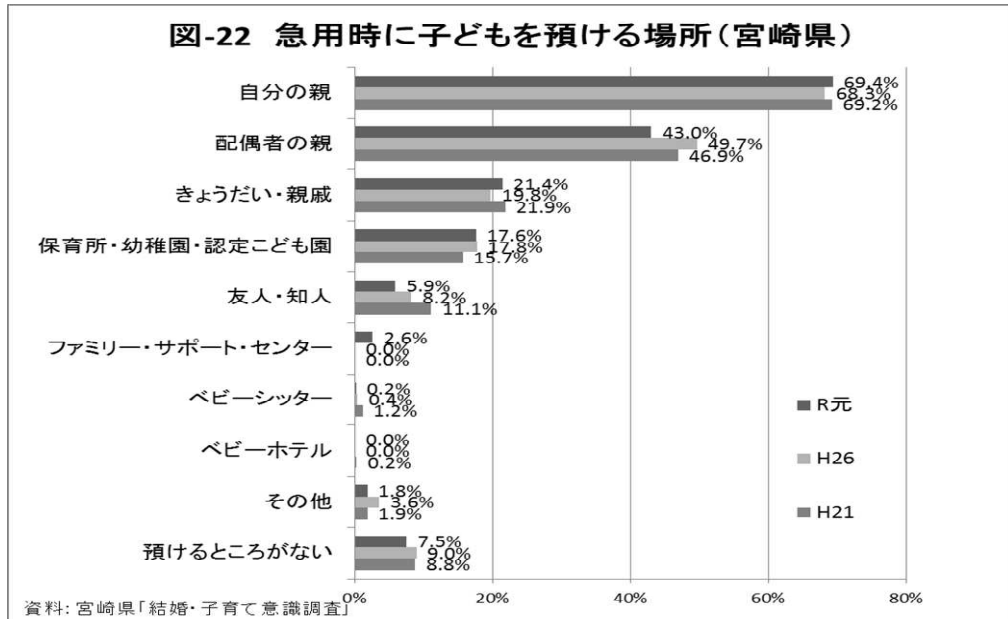
また、施設や子育て支援施設への相談としては、「認定こども園・幼稚園・保育所」が10.6%、「病院・診療所」が4.8%、「地域子育て支援センター」が3.3%となっています。（図21）



イ 急用時に子どもを預ける場所

急な用事が入った時に子どもを預ける場所については、令和元年度には、「自分の親」が69.4%と最も多く、以下、「配偶者の親」が43.0%、「きょうだい・親戚」が21.4%の順となっています。

前回調査と比べて、「ファミリー・サポート・センター」の利用率がやや上昇しています。（図22）

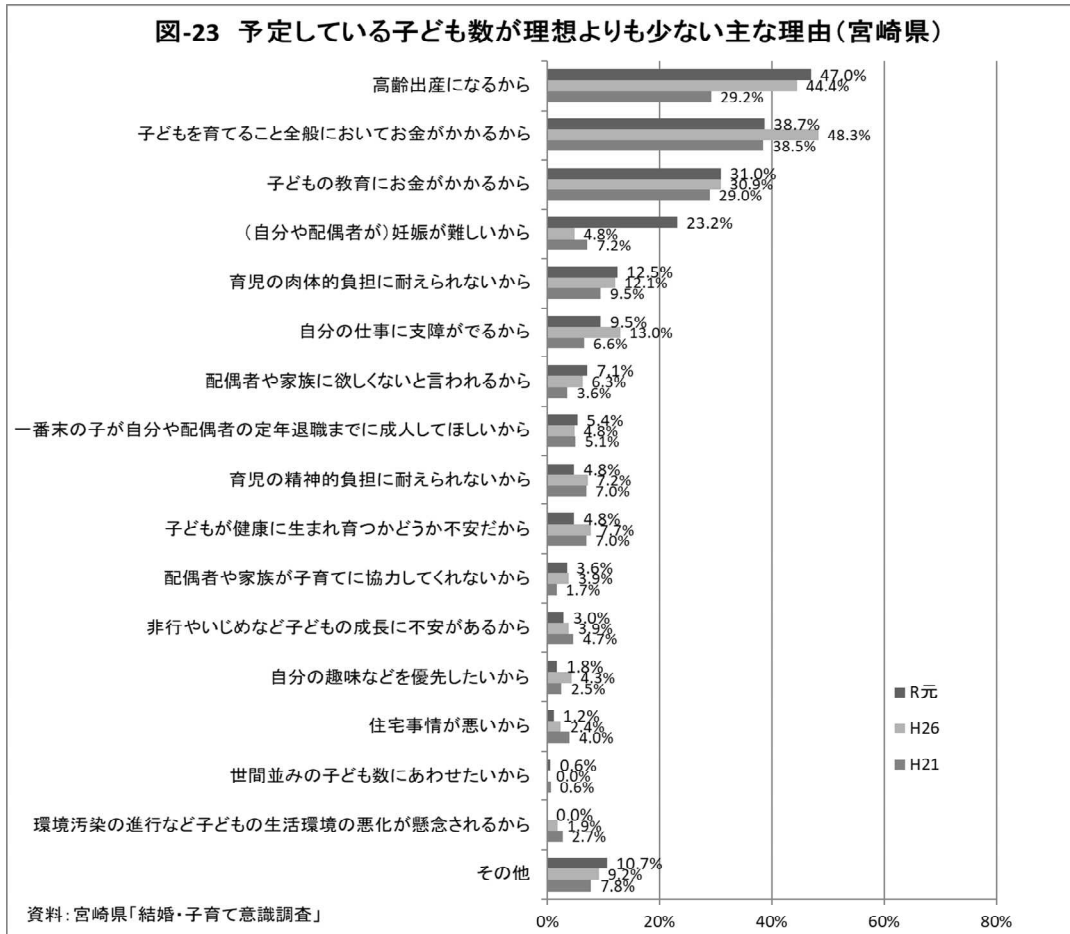


(2) 子育てに関する保護者の意識

ア 出産に関する不安感・負担感

理想の子ども数より予定している子ども数が少ない理由については、令和元年度には、「高齢出産になるから」が47.0%と最も高くなり、以下、「子どもを育てること全般においてお金がかかるから」が38.7%、「子どもの教育にお金がかかるから」が31.0%となっています。

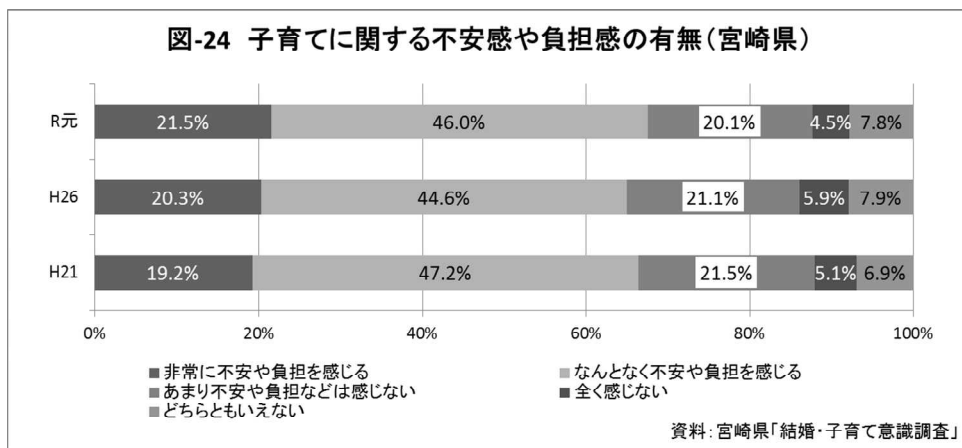
前回調査と比べて、「子どもを育てること全般においてお金がかかるから」、「自分の仕事に差し支えるから」が減少する一方、「高齢出産になるから」が上昇しています。（図23）

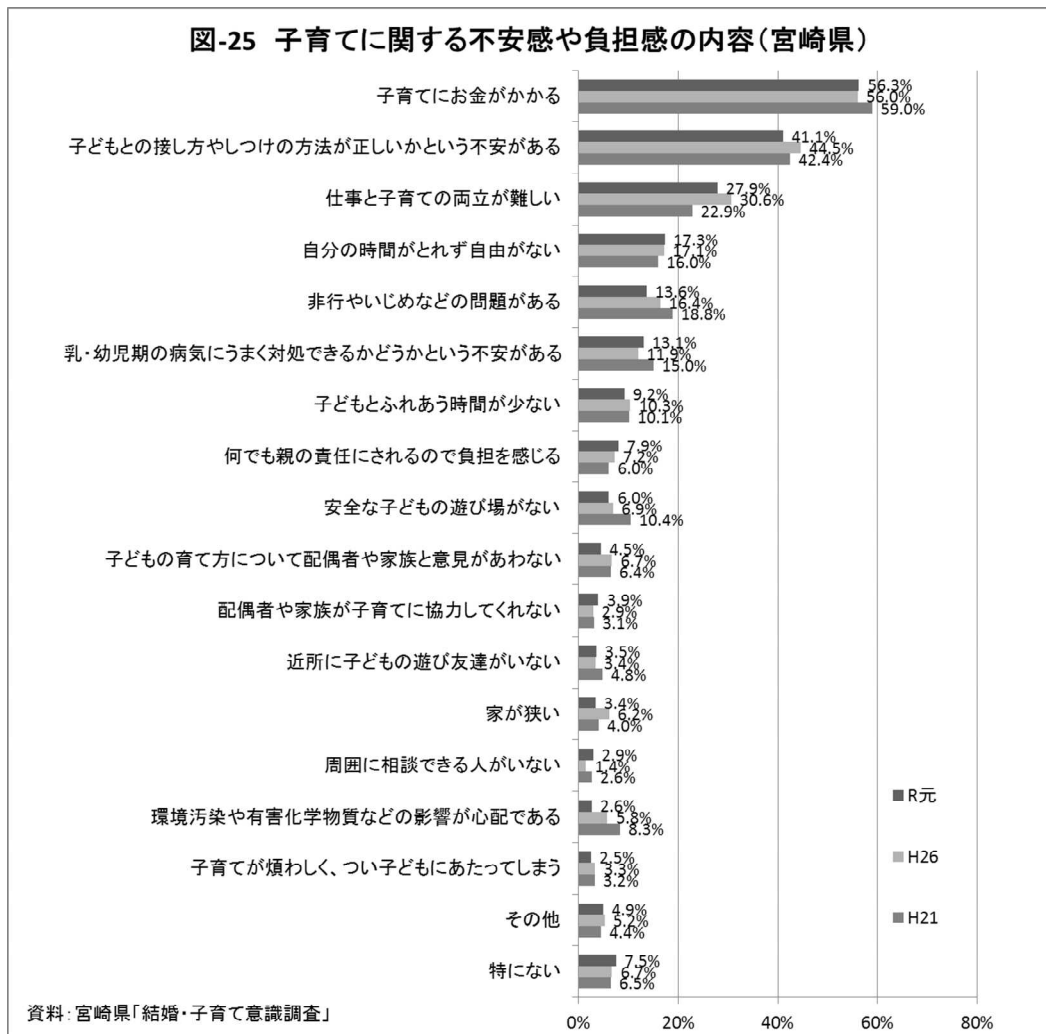


イ 子育てに関する不安感・負担感

子育てをする上での不安感や負担感の有無については、令和元年度には、「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合計すると、67.5%となっています。(図 24)

また、その不安や負担の内容については、「子育てにお金がかかる」が56.3%と最も高く、以下、「子どもとの接し方やしつけの方法が正しいかという不安がある」が41.1%、「仕事と子育ての両立が難しい」が27.9%となっています。(図 25)

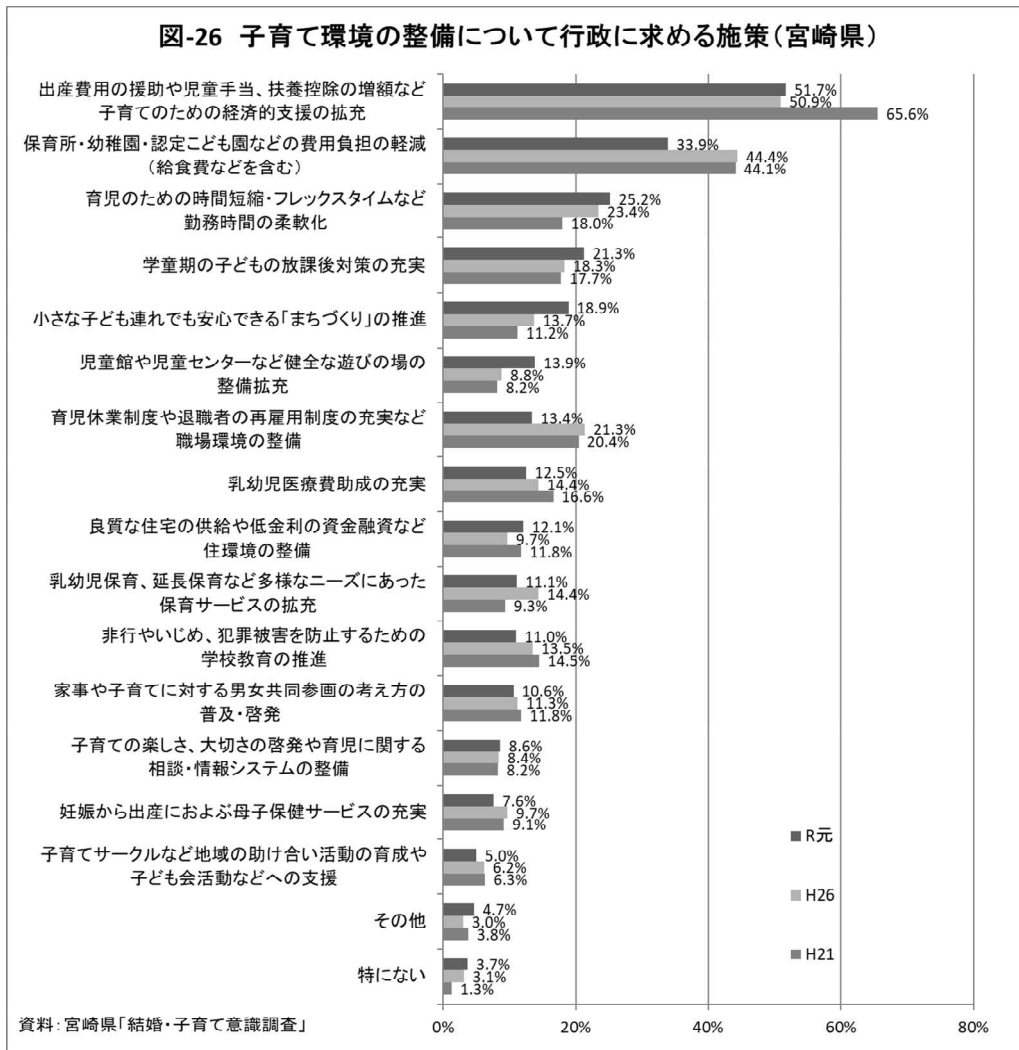




ウ 子育て環境の整備について行政に望むこと

子育て環境の整備について行政に求める施策については、令和元年度には、「出産費用の援助や児童手当、扶養控除の増額など子育てのための経済的支援の拡充」が51.7%と最も多く、以下、「保育所・幼稚園・認定こども園などの費用負担の軽減」が33.9%、「育児のための時間短縮・フレックスタイムなど勤務時間の柔軟化」が25.2%となっています。

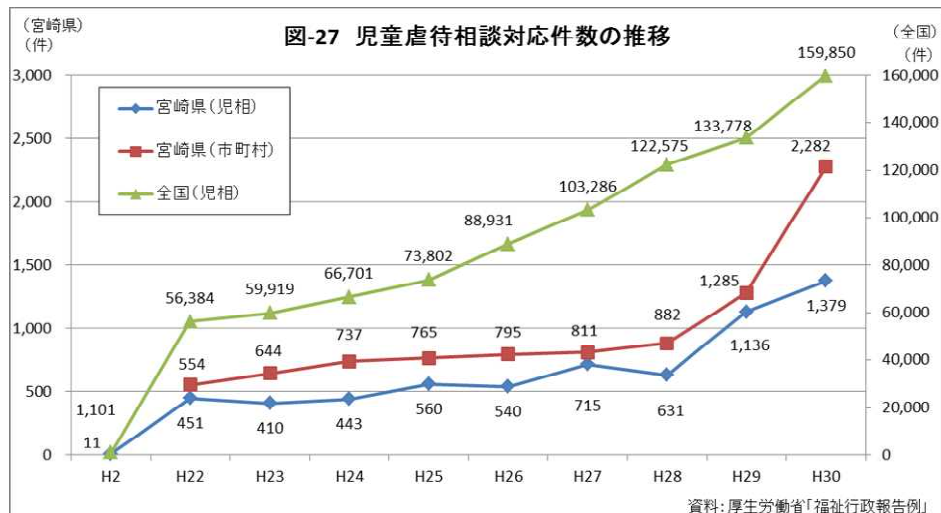
前回調査と比較すると、子育てに係る経済的負担への支援を求める割合が依然として高くはあるものの減少している中、勤務時間の柔軟化や子どもの放課後対策の充実に係る施策への要望が高まっています。（図26）



(3) 子どもの育ちをめぐる状況

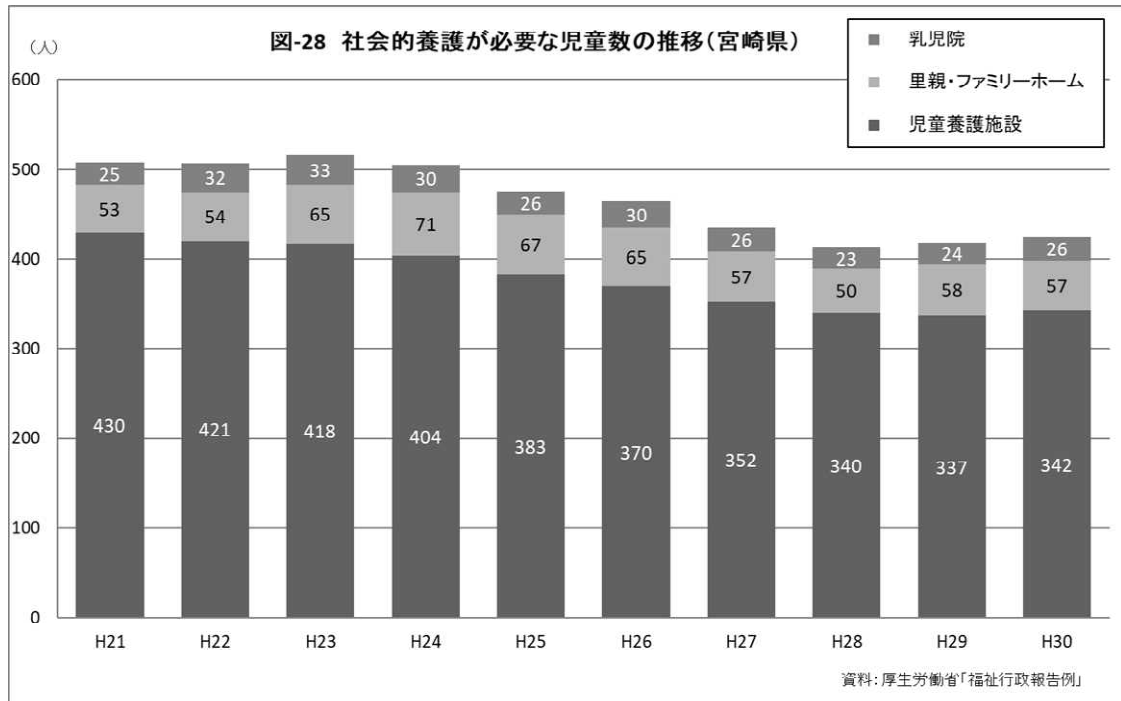
ア 児童虐待に関する相談の状況

児童虐待相談対応件数は全国的に増加傾向にあり、本県の平成30年度の状況は、県、市町村とも過去最高となっています。(図27)



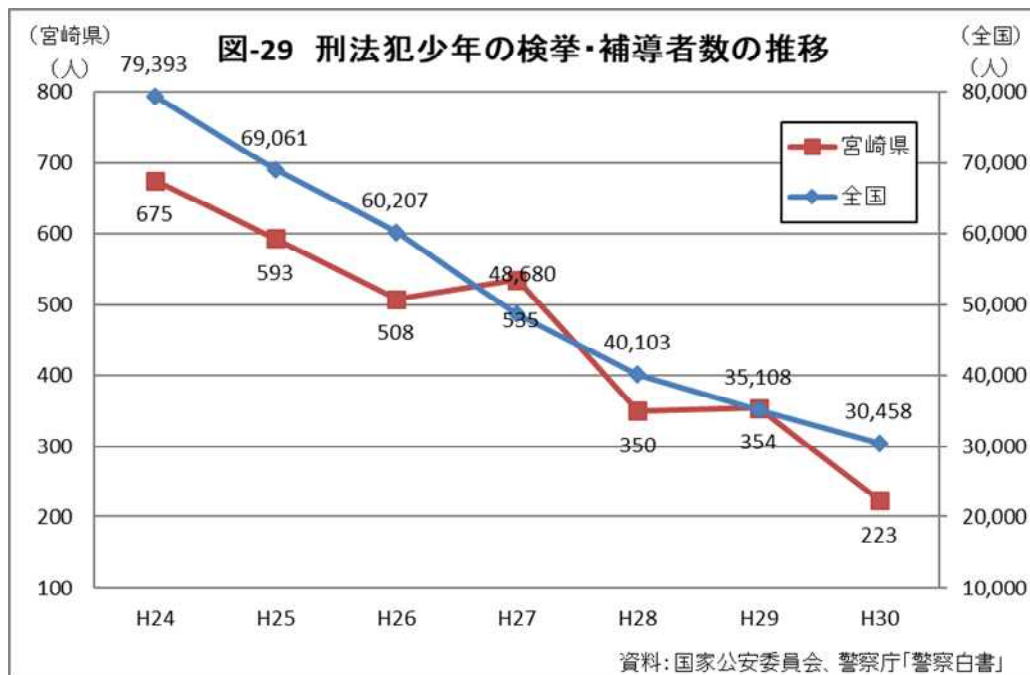
イ 社会的養護が必要な児童の状況

社会的養護が必要な児童数は、平成30年度において、425名となっています。
(図28)



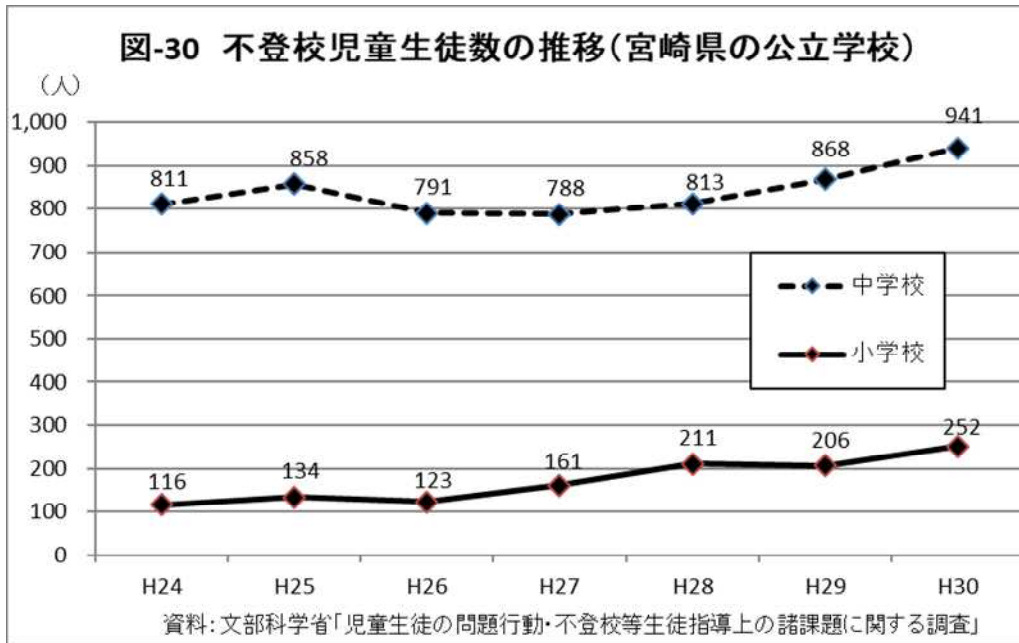
ウ 非行の状況

本県の平成30年の刑法犯少年の検挙・補導者数は、223人となっており、全国と同様、減少傾向にあります。(図29)



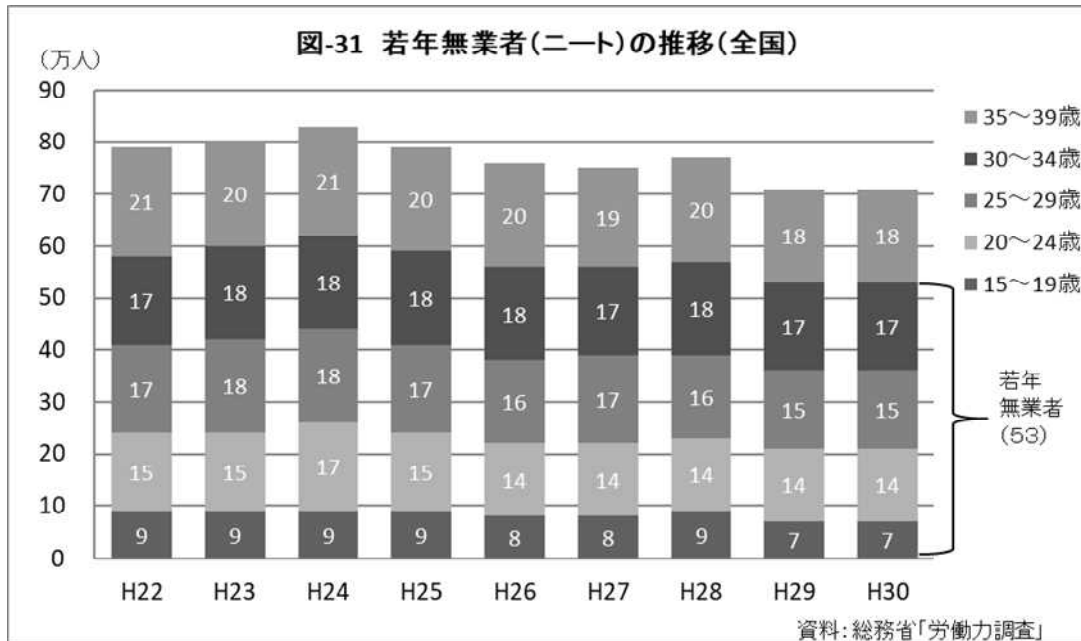
エ 不登校の状況

本県の平成30年度の不登校児童生徒数は、小学校252人、中学校941人となっており、近年は増加傾向にあります。（図30）



オ 全国の若年無業者（ニート）の状況

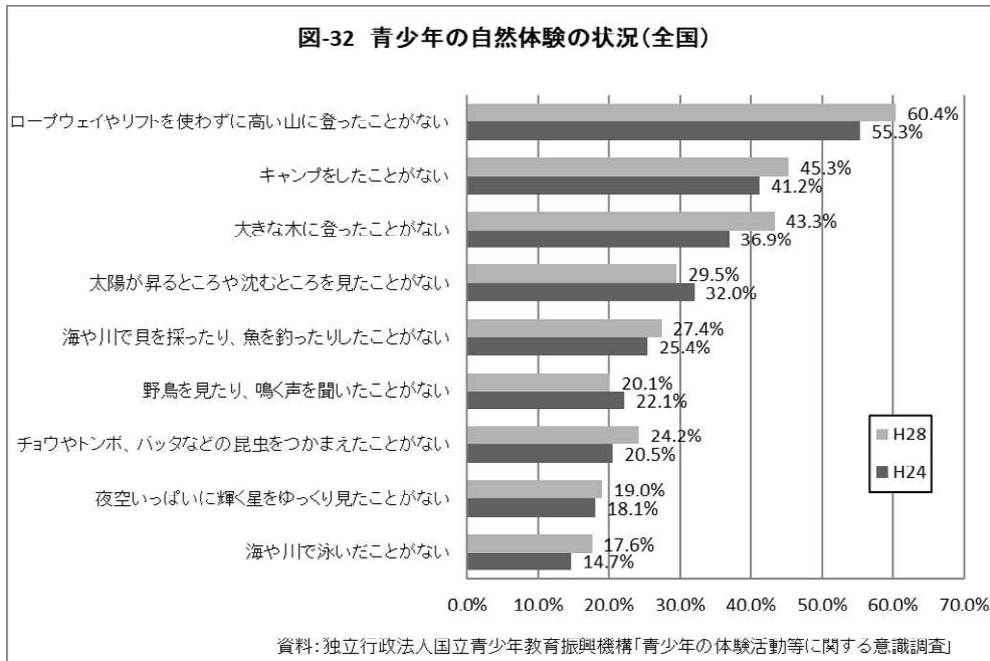
若年無業者（ニート）は全国で約53万人おり、近年は横ばいで推移しています。（図31）



※若年無業者とは、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。

カ 自然体験の状況

自然体験がほとんどない青少年の割合は、平成24年度と比較すると、平成28年度は増加傾向にあります。（図32）



4 第1期みやざき子ども・子育て応援プランの推進状況

本県では、「みやざき子ども・子育て応援プラン」を策定し、平成27年度から令和元年度にかけて子育て支援に全庁的に取り組んできました。

その間、子育て支援の気運づくり、子育て支援体制の充実及びワーク・ライフ・バランスの推進等に関して、2つの総合成果指標と44の個別成果指標を掲げ、各種施策を推進してきました。

(1) 総合成果指標（2指標）

指 標	現況値	H27	H28	H29	H30	R 元 (目標)
合計特殊出生率（年）	1.72 (H25)	1.71	1.71	1.73	1.72	1.84
平均理想子ども数と平均予定子ども数の差（年度）	0.34人 (H26)	0.18人	0.21人	0.20人	0.24人	0.30人

- ・ 本県の「合計特殊出生率」については、平成30年は1.72で全国第3位となっているものの、人口維持に必要とされる2.07には達していません。
- ・ 平均理想子ども数と平均予定子ども数の差については、平成30年は0.24で目標はすでに達成しているものの、平成27年度と比べてその差は拡大傾向にあります。

(2) 個別成果指標（全44項目）

- 平成30年度において目標に達している指標は20指標となっています。
 - ・ 未来みやざき子育て県民運動推進協議会参加団体数（360団体）
 - ・ 縁結び応援団が実施する結婚支援イベントの参加者数（4,508人）
 - ・ 障がい児を受け入れる放課後児童クラブ数（114か所）
 - ・ 認定こども園・幼稚園・保育所の耐震化率（87.5%）
- 他16指標

- 平成30年度において目標に達していない指標は23指標となっています。
- ・子育て応援サービスの店の登録店舗数（1,407店舗）
 - ・認定こども園数（179園）
 - ・保育所の待機児童数（63人）
 - ・仕事よりも育児・プライベートの時間を優先したいと希望する県民の割合と現実に優先している県民の割合の差（27.3ポイント） 他19指標
- ※ 実績が確定していない指標が1項目

第2章 計画の基本的考え方

1 目的

この計画は、急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他子どもに関する法律による施策と相まって、子どもや子育て家庭に必要な支援を行うことにより、結婚や子どもを生ま育てる希望を持つ全ての人々の希望が叶えられるとともに、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に資することを目的とします。

2 基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支援することは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

そのような中、子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの存在と発達保障が保障される必要があります。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要がある子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭に対し、身近な地域において、子育て支援の各種施策を可能な限り講じることにより、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを確保することや親育ちの過程を支援することも重要です。

以上のことから、県は目指す方向性として、次の基本理念を掲げることとします。

**「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え
「子どもの最善の利益」が実現できるみやぎづくり**

3 基本目標

以上の基本理念を踏まえ、以下の3つの基本目標のもと、各種施策の推進を図ります。

- 基本目標1 「子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり」
- 基本目標2 「結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり」
- 基本目標3 「子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり」

基本理念

「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え 「子どもの最善の利益」が実現できるみやざきづくり

基本目標

施策の方向

1 子どもの育ちと子育てをやさしく包む 社会づくり

- (1) 地域の「子育て力」の強化
- (2) 子育てに適した安全安心なまちづくりの推進
- (3) 子どもと家庭の福祉の推進
- (4) 子どもの人権擁護と人権教育の推進
- (5) 「生きる力」をはじめとする社会生活に必要な教育の提供

2 結婚前からのライフステージの展開に 切れ目なく対応した支援体制づくり

- (6) 安心して結婚、妊娠、出産ができる環境の整備
- (7) 子育て支援事業の拡充
- (8) 子どもの健康づくりの推進
- (9) 若者の自立と豊かな人間性形成の推進

3 子育てと仕事の両立の希望が叶う 環境づくり

- (10) 仕事と生活の調和が実現できる働き方の見直し
- (11) 家庭、地域及び企業における男女共同参画の推進
- (12) 子育ての喜びや楽しさを実感できる社会に向けた啓発・交流の推進
- (13) 質の高い幼児教育・保育等の提供

施策の具体的内容

- | | | |
|--|---|--|
| | <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> | <ul style="list-style-type: none"> ① 県民全体で子どもと子育てを応援する気運の醸成 ② 地域の絆づくりの推進 ③ 地域における子育て支援の充実 ④ 県民との協働による子育て支援の充実 |
| | <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> | <ul style="list-style-type: none"> ① 子育てに適した住宅・居住環境の整備 ② 地域で快適に過ごすことができる環境の整備 ③ 安全な道路交通環境の整備 ④ 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 ⑤ 子どもの安全を確保するための活動の推進 |
| | <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> | <ul style="list-style-type: none"> ① 児童虐待防止対策の充実 ② 社会的養護体制の充実 ③ ひとり親家庭の自立支援の推進 ④ 障がい児支援施策の充実 ⑤ 子どもの貧困対策の推進 |
| | <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> | <ul style="list-style-type: none"> ① 子どもの権利擁護 ② 人権教育・啓発の推進 |
| | <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> | <ul style="list-style-type: none"> ① 健やかな心と体の育成 ② 生きる基盤を育む教育の推進 ③ 郷土に対する誇りや愛着を育む教育の推進 ④ 家庭や地域の教育力の向上 ⑤ 食育の推進 |
| | <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> | <ul style="list-style-type: none"> ① 若者に対する将来をイメージするきっかけづくりや、経済的安定の確保に対する支援 ② 活気を生み出す出会いや交流の場の創出 ③ 妊娠、出産への支援の充実 ④ 周産期医療体制の充実 ⑤ 不妊相談・治療対策の充実 |
| | <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> | <ul style="list-style-type: none"> ① 子育て支援情報の総合的な提供 ② 子育てに係る経済的負担の軽減 ③ 相談支援体制の充実 |
| | <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> | <ul style="list-style-type: none"> ① 乳幼児等の障がいや疾病等の予防、早期発見・早期治療体制の充実 ② 子どもの健康の保持増進 ③ 小児医療体制の充実 ④ 思春期保健体制の充実 |
| | <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> | <ul style="list-style-type: none"> ① 若者の自立及び成長への支援 ② 職業観を持った人材の育成及び能力開発による就労の促進 ③ 青少年育成指導者の養成等による青少年育成活動の充実 |
| | <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> | <ul style="list-style-type: none"> ① 働きやすい職場づくりの推進 ② 仕事と子育ての両立支援制度の定着 |
| | <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> | <ul style="list-style-type: none"> ① 固定的な性別役割分担意識を解消するための広報・啓発活動の推進 ② 男女がともに子育てに参加しやすい環境づくりの推進 |
| | <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> | <ul style="list-style-type: none"> ① 男性の子育てに対する意識改革 ② 子育てを喜びや楽しみと感じられる啓発の推進 ③ 地域間・世代間等多様な交流の推進 |
| | <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> | <ul style="list-style-type: none"> ① 幼児教育・保育に係る量の確保と質の向上 ② 多様な保育サービスの提供 ③ 放課後児童対策等の強化 |

第3章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

この計画による各種施策の推進に当たっては、国はもとより、広域的な立場で施策を推進する県、身近な地域住民のニーズに即した施策を実施する市町村、仕事と子育ての両立が図られるよう雇用環境の整備を行う事業主等、社会のあらゆる構成員が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、各々が連携しながら、それぞれの役割を果たすことが重要です。

このような考えのもと、県は、以下の体制により、施策の推進に積極的に取り組んでいきます。

(1) 県の推進体制

県では、関係部局から構成され、知事を本部長とする「宮崎県子育て応援本部」を活用し、福祉・保健・医療・教育・労働部門等、全庁的な連携に努め、各種施策の推進を図ります。

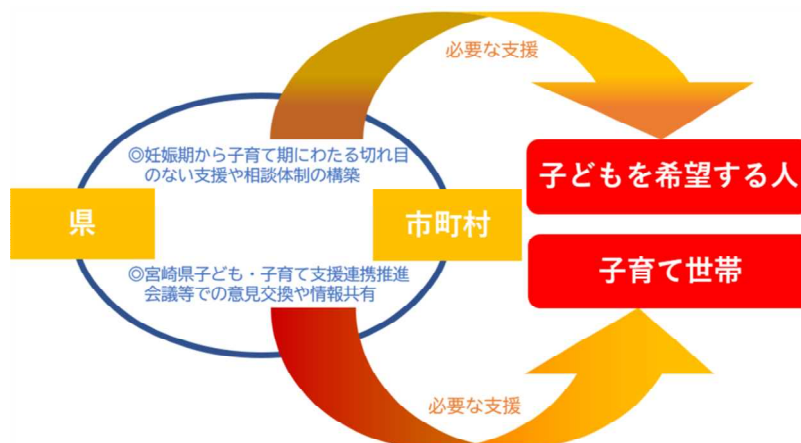
(2) 県と市町村及び市町村間の連携に係る推進体制の強化

「子ども・子育て支援新制度」は、住民に最も身近な市町村を実施主体に据えています。そのような中、県は広域自治体として、教育・保育施設の広域的利用や専門的知識・技術を必要とする分野等において役割を担うこととなりますが、市町村が円滑に子育て支援が展開できるよう、県と市町村の連携強化が必要です。

また、病児保育事業やファミリー・サポート・センター事業等の地域子ども・子育て支援事業については、単独市町村での事業展開が困難なものもあり、市町村の区域を越えた広域的な事業展開を検討することも考えられます。

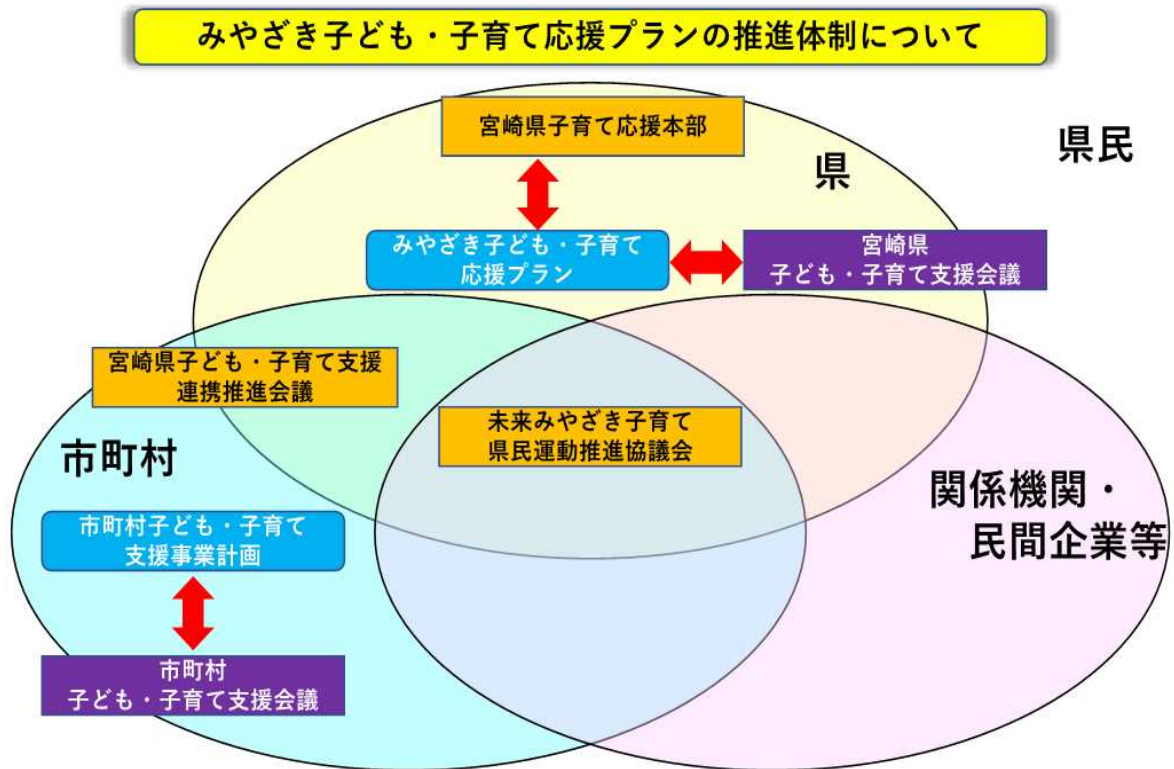
さらに、子どもを希望する人が安心して妊娠、出産、子育てできる環境づくりのため、住民に最も身近な存在である市町村と連携して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や相談体制の構築を図ります。

このため、県と市町村から構成される「宮崎県子ども・子育て支援連携推進会議」において、意見交換や先駆的な取組に係る情報共有を行うなど、県と市町村及び市町村間の連携を更に強化し、各種施策の迅速かつ効果的な展開を図ります。



(3) 関係機関及び民間企業との推進体制

事業主、子育て支援団体、学識経験者をはじめとする幅広い関係団体や行政等で構成する「未来みやざき子育て県民運動推進協議会」を活用するなど、子育て支援に対する県民の気運の醸成、企業等における子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進など、各種施策の強化に一体となって取り組みます。



2 計画の進捗管理及び評価方法

この計画の進捗状況は、毎年、「宮崎県子ども・子育て支援会議」において調査審議するとともに、県は、その結果を公表します。

計画の評価・分析に当たっては、子ども・子育て支援施策の推進状況を総合的に評価するための「総合成果指標」と、各種施策の実施状況を評価するための「個別成果指標」の2種類の指標を用いることとします。

さらに、県内における教育・保育施設については、「量の見込み」と「その確保方策」を需給状況として整理し、その進捗状況についても評価・分析することとします。

なお、具体的な評価方法としては、「PLAN (計画)」、「DO (計画実施)」、「CHECK (点検・評価)」、「ACTION (見直し)」といった「PDCA サイクル」を活用し、計画期間の5年間のうち、その進捗状況等を踏まえ、必要に応じた施策の改善に努めます。

第4章 幼児教育・保育等の提供体制

この章では、「子ども・子育て支援新制度」の実施に当たって、子ども・子育て支援法に基づき、県が定めるべき事項等を整理するものです。

1 区域の設定

「子ども・子育て支援新制度」において、県は幼児教育・保育に係る量の見込み及びその提供体制の確保方策の単位として、区域を設定することとなっています。

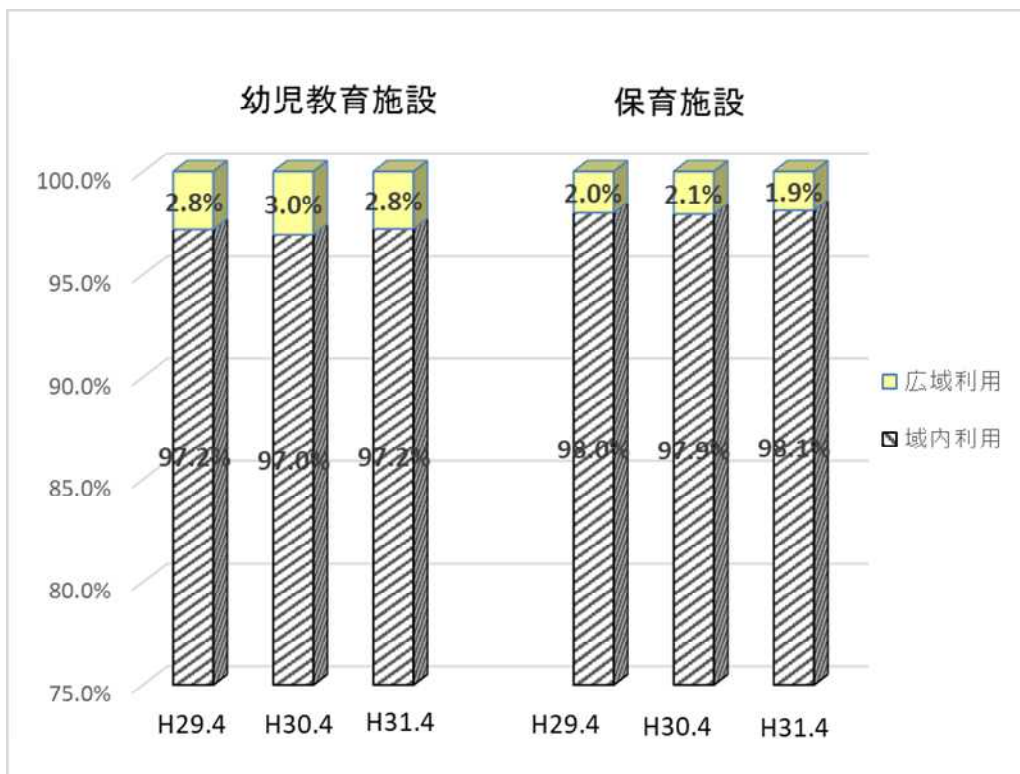
その区域は、県が実施する認可・認定の判断材料となることから、設定に当たっては、本県における幼児教育・保育施設の広域利用の実態等を踏まえる必要があります。

現在、市町村においては、管内の保育施設間の利用調整を図りながら、住民の保育ニーズに対応しており、利用者の多くが居住する市町村内の保育施設を利用しています。

また、幼児教育施設についても、同様に、その利用者の多くが居住する市町村内の施設を利用しています。

このような状況を踏まえ、県が設定する区域については、市町村単位とします。

(参考) 県内の幼児教育・保育施設の利用状況



2 幼児教育・保育に係る量の見込み及びその提供体制の確保方策

(1) 幼児教育・保育に係る量の見込み（需要）

各市町村における幼児教育・保育に係る量の見込みは、現在の幼児教育・保育施設の利用状況に、今後利用したいという潜在的な利用希望（※）を加えたものとなっています。

※ 潜在的な利用希望とは、現在就業していないが、近い将来、就業する見込みがあり、かつ、その際には施設やサービスを利用したいという希望であり、結果的に量の見込みとして、顕在化しないこともあり得ます。

(2) 幼児教育・保育の提供体制の確保方策（供給）

各市町村における幼児教育・保育の提供体制の確保方策は、各幼児教育・保育施設の現状に即して市町村が定める「利用定員」を積み上げたもので、各市町村における幼児教育・保育に係る供給量を示します。

なお、「子ども・子育て支援新制度」の目的として、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供が掲げられていることから、確保方策には、原則として、認可及び確認（※）がなされる幼児教育・保育施設が対象となり、保育機能施設（認可外保育施設）は確保方策の対象とはなりません。ただし、保育機能施設（認可外保育施設）のうち企業主導型保育施設において、その設置者と調整を行い、地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合には、2号及び3号認定子どもに係る確保方策の内容に含めて差し支えないこととしています。

※ 確認とは、市町村が財政支援を行う施設として適当であるか否かを審査する行為です。

(3) 本県における幼児教育・保育の量の見込み及びその確保方策

県の策定する計画については、「市町村子ども・子育て支援事業計画」における幼児教育・保育に係る需給状況を、市町村毎に集計したものとなります。

市町村子ども・子育て支援事業計画における幼児教育・保育の需給状況(宮崎県合計)

(単位:人)

年度	1号認定			2号認定							1号+2号 ③+⑥
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	③ (②-①)	量の見込み(需要量)			確保方策(供給量)			⑥ (⑤-④)	
				④(A+B)	教育ニーズ A	保育ニーズ B	⑤(C+D)	教育保育施設 C	企業主導型保育 施設の地域枠 D		
R2	5,698	8,149	2,451	21,063	2,298	18,765	21,647	21,571	76	584	3,035
R3	5,496	8,089	2,593	20,699	2,215	18,484	21,649	21,573	76	950	3,543
R4	5,280	7,962	2,682	20,200	2,123	18,077	21,667	21,591	76	1,467	4,149
R5	5,936	8,281	2,345	18,977	1,605	17,372	20,765	20,694	71	1,788	4,133
R6	5,774	8,237	2,463	18,503	1,575	16,928	20,789	20,718	71	2,286	4,749

年度	3号認定(0歳児)					3号認定(1・2歳児)					需要量 (総数) I ①+④+⑦ +⑩	供給量 (総数) II ②+⑤+⑧ +⑪	II-I ③+⑥+⑨ +⑫
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策(供給量)			⑨ (⑧-⑦)	量の見込み (需要量) ⑩	確保方策(供給量)			⑫ (⑪-⑩)			
		⑧(E+F)	教育保育施設 E	企業主導型保育 施設の地域枠 F			⑪(G+H)	教育保育施設 G	企業主導型保育 施設の地域枠 H				
R2	3,354	3,882	3,850	32	528	12,534	12,657	12,583	74	123	42,649	46,335	3,686
R3	3,252	3,918	3,886	32	666	12,225	12,668	12,594	74	443	41,672	46,324	4,652
R4	3,184	3,976	3,944	32	792	12,123	12,714	12,640	74	591	40,787	46,319	5,532
R5	2,844	3,902	3,797	105	1,058	11,386	12,678	12,594	84	1,292	39,143	45,626	6,483
R6	2,777	3,893	3,788	105	1,116	11,102	12,669	12,585	84	1,567	38,156	45,588	7,432

※ 1号認定子ども … 満3歳以上で教育を希望する子ども

2号認定子ども … 満3歳以上で「保育が必要な事由」に該当し、
教育・保育を希望する子ども

3号認定子ども … 満3歳未満で「保育が必要な事由」に該当し、
保育を希望する子ども

「保育が必要な事由」とは、保育の必要性を客観的に判断するための事由であり、その代表的なものは以下のとおりです。

- ① 就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的に全ての就労が対象(極めて短時間な就労を除く))
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障がい
- ④ 求職活動・就学
- ⑤ 虐待やDVの恐れがある場合 等

市町村子ども・子育て支援事業計画における幼児教育・保育の需給状況

市町村名	1号認定			2号認定							1号+2号 ③+⑥
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	③ (②-①)	量の見込み(需要量)			確保方策(供給量)				
				④(A+B)	教育ニーズ A	保育ニーズ B	⑤(C+D)	教育保育施設 C	企業主導型保育 施設の地域枠 D	⑥ (⑤-④)	
宮崎市	2,152	3,015	863	8,139	1,281	6,858	8,774	8,712	62	635	1,498
都城市	637	1,049	412	3,674	492	3,182	3,562	3,548	14	▲112	300
延岡市	1,006	1,215	209	1,751	142	1,609	1,704	1,704		▲47	162
日南市	186	190	4	929	0	929	978	978		49	53
小林市	94	430	336	977	60	917	869	869		▲108	228
日向市	510	635	125	960	113	847	876	876		▲84	41
串間市	62	70	8	349		349	360	360		11	19
西都市	128	170	42	499		499	614	614		115	157
えびの市	38	105	67	321	45	276	315	315		▲6	61
三股町	275	287	12	548		548	535	535		▲13	▲1
高原町	56	35	▲21	146		146	140	140		▲6	▲27
国富町	75	120	45	300		300	309	309		9	54
綾町	11	25	14	165	16	149	179	179		14	28
高鍋町	104	105	1	389	15	374	410	410		21	22
新富町	171	180	9	353	7	346	360	360		7	16
西米良村	3	3	0	21		21	36	36		15	15
木城町	2	15	13	154	7	147	126	126		▲28	▲15
川南町	34	125	91	301	23	278	308	308		7	98
都農町	7	10	3	300		300	256	256		▲44	▲41
門川町	46	90	44	378	12	366	345	345		▲33	11
隼塚村	9	31	22	27	23	4	93	93		66	88
椎葉村	17	24	7	39		39	89	89		50	57
美郷町	46	170	124	30		30	20	20		▲10	114
高千穂町	27	50	23	184	49	135	229	229		45	68
日之影町			0	62		62	75	75		13	13
五ヶ瀬町	2		▲2	67	13	54	85	85		18	16
計	5,698	8,149	2,451	21,063	2,298	18,765	21,647	21,571	76	584	3,035

市町村名	3号認定(0歳児)					3号認定(1・2歳児)					需要量 (総数) I ①+④+⑦+ ⑩	供給量 (総数) II ②+⑤+⑧+ ⑪	II-I ③+⑥+⑨+ ⑫
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策(供給量)			⑨ (⑧-⑦)	量の見込み (需要量) ⑩	確保方策(供給量)			⑫ (⑪-⑩)			
		⑧(E+F)	教育保育施設 E	企業主導型保育 施設の地域枠 F			⑪(G+H)	教育保育施設 G	企業主導型保育 施設の地域枠 H				
宮崎市	746	1,204	1,179	25	458	4,660	4,660	4,601	59	0	15,697	17,653	1,956
都城市	924	666	663	3	▲258	2,129	2,119	2,112	7	▲10	7,364	7,396	32
延岡市	211	392	392		181	1,073	1,139	1,139		66	4,041	4,450	409
日南市	96	149	149		53	568	545	545		▲23	1,779	1,862	83
小林市	251	210	206	4	▲41	623	508	500	8	▲115	1,945	2,017	72
日向市	207	238	238		31	570	651	651		81	2,247	2,400	153
串間市	85	90	90		5	226	230	230		4	722	750	28
西都市	68	141	141		73	364	395	395		31	1,059	1,320	261
えびの市	73	65	65		▲8	180	170	170		▲10	612	655	43
三股町	92	141	141		49	431	409	409		▲22	1,346	1,372	26
高原町	33	30	30		▲3	82	85	85		3	317	290	▲27
国富町	50	61	61		11	195	200	200		5	620	690	70
綾町	30	30	30		0	92	92	92		0	298	326	28
高鍋町	81	88	88		7	226	261	261		35	800	864	64
新富町	108	110	110		2	210	220	220		10	842	870	28
西米良村	5	5	5		0	13	16	16		3	42	60	18
木城町	31	18	18		▲13	71	81	81		10	258	240	▲18
川南町	35	35	35		0	163	189	189		26	533	657	124
都農町	44	30	30		▲14	150	124	124		▲26	501	420	▲81
門川町	96	60	60		▲36	253	225	225		▲28	773	720	▲53
隼塚村	11	5	5		▲6	14	14	14		0	61	143	82
椎葉村	5	8	8		3	18	24	24		6	79	145	66
美郷町	11	20	20		9	41	75	75		34	128	285	157
高千穂町	35	56	56		21	100	140	140		40	346	475	129
日之影町	8	10	10		2	46	35	35		▲11	116	120	4
五ヶ瀬町	18	20	20		2	36	50	50		14	123	155	32
計	3,354	3,882	3,850	32	528	12,534	12,657	12,583	74	123	42,649	46,335	3,686

市町村子ども・子育て支援事業計画における幼児教育・保育の需給状況

市町村名	1号認定			2号認定							1号+2号 ③+⑥	
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	③ (②-①)	量の見込み(需要量)			確保方策(供給量)					⑥ (⑤-④)
				④(A+B)	教育ニーズ A	保育ニーズ B	⑤(C+D)	教育保育施設 C	企業主導型保育 施設の地域枠 D			
宮崎市	2,058	3,027	969	8,052	1,225	6,827	8,832	8,770	62	780	1,749	
都城市	625	997	372	3,611	484	3,127	3,543	3,529	14	▲ 68	304	
延岡市	993	1,215	222	1,741	141	1,600	1,704	1,704		▲ 37	185	
日南市	150	160	10	947	0	947	994	994		▲ 47	57	
小林市	92	430	338	955	59	896	869	869		▲ 86	252	
日向市	489	635	146	912	108	804	876	876		▲ 36	110	
串間市	57	70	13	321		321	330	330		9	22	
西都市	129	170	41	502		502	614	614		112	153	
えびの市	35	105	70	296	41	255	315	315		19	89	
三股町	271	287	16	541		541	535	535		▲ 6	10	
高原町	54	45	▲ 9	141		141	140	140		▲ 1	▲ 10	
国富町	86	135	49	284		284	294	294		10	59	
綾町	10	25	15	155	15	140	179	179		24	39	
高鍋町	101	105	4	379	15	364	410	410		31	35	
新富町	159	180	21	324	6	318	360	360		36	57	
西米良村	3	3	0	19		19	36	36		17	17	
木城町	2	15	13	146	6	140	126	126		▲ 20	▲ 7	
川南町	32	125	93	290	22	268	308	308		18	111	
都農町	7	10	3	290		290	256	256		▲ 34	▲ 31	
門川町	46	80	34	372	11	361	345	345		▲ 27	7	
諸塚村	8	31	23	22	19	3	93	93		71	94	
椎葉村	16	19	3	38		38	81	81		43	46	
美郷町	46	170	124	30		30	20	20		▲ 10	114	
高千穂町	25	50	25	185	50	135	229	229		44	69	
日之影町			0	79		79	75	75		▲ 4	▲ 4	
五ヶ瀬町	2		▲ 2	67	13	54	85	85		18	16	
計	5,496	8,089	2,593	20,699	2,215	18,484	21,649	21,573	76	950	3,543	

市町村名	3号認定(0歳児)				⑨ (⑧-⑦)	3号認定(1・2歳児)				需要量 (総数) I ①+④+⑦+ ⑩	供給量 (総数) II ②+⑤+⑧+ ⑪	II-I ③+⑥+⑨+ ⑫	
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策(供給量)				量の見込み (需要量) ⑩	確保方策(供給量)						⑬ (⑪-⑩)
		⑧(E+F)	教育保育施設 E	企業主導型保育 施設の地域枠 F			⑪(G+H)	教育保育施設 G	企業主導型保育 施設の地域枠 H				
宮崎市	749	1,204	1,179	25	455	4,715	4,760	4,701	59	45	15,574	17,823	2,249
都城市	896	691	688	3	▲ 205	2,049	2,090	2,083	7	41	7,181	7,321	140
延岡市	201	401	401		200	1,042	1,148	1,148		106	3,977	4,468	491
日南市	101	151	151		50	562	543	543		▲ 19	1,760	1,848	88
小林市	242	210	206	4	▲ 32	602	508	500	8	▲ 94	1,891	2,017	126
日向市	200	238	238		38	535	651	651		116	2,136	2,400	264
串間市	80	90	90		10	219	230	230		11	677	720	43
西都市	66	141	141		75	334	395	395		61	1,031	1,320	289
えびの市	74	65	65		▲ 9	181	170	170		▲ 11	586	655	69
三股町	91	141	141		50	430	409	409		▲ 21	1,333	1,372	39
高原町	31	30	30		▲ 1	76	85	85		9	302	300	▲ 2
国富町	48	59	59		11	179	192	192		13	597	680	83
綾町	30	30	30		0	92	92	92		0	287	326	39
高鍋町	79	88	88		9	223	261	261		38	782	864	82
新富町	76	100	100		24	108	155	155		47	667	795	128
西米良村	5	5	5		0	8	16	16		8	35	60	25
木城町	31	18	18		▲ 13	67	81	81		14	246	240	▲ 6
川南町	35	35	35		0	167	189	189		22	524	657	133
都農町	42	30	30		▲ 12	140	124	124		▲ 16	479	420	▲ 59
門川町	93	70	70		▲ 23	252	225	225		▲ 27	763	720	▲ 43
諸塚村	5	5	5		0	18	14	14		▲ 4	53	143	90
椎葉村	5	10	10		5	18	30	30		12	77	140	63
美郷町	11	20	20		9	41	75	75		34	128	285	157
高千穂町	35	56	56		21	100	140	140		40	345	475	130
日之影町	8	10	10		2	33	35	35		2	120	120	0
五ヶ瀬町	18	20	20		2	34	50	50		16	121	155	34
計	3,252	3,918	3,886	32	666	12,225	12,668	12,594	74	443	41,672	46,324	4,652

市町村子ども・子育て支援事業計画における幼児教育・保育の需給状況

市町村名	1号認定			2号認定							1号+2号 ③+⑥
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	③ (②-①)	量の見込み(需要量)			確保方策(供給量)			⑥ (⑤-④)	
				④(A+B)	教育ニーズ A	保育ニーズ B	⑤(C+D)	教育保育施設 C	企業主導型保育 施設の地域枠 D		
宮崎市	1,963	3,033	1,070	7,949	1,169	6,780	8,896	8,834	62	947	2,017
都城市	599	879	280	3,458	464	2,994	3,542	3,528	14	84	364
延岡市	980	1,215	235	1,732	141	1,591	1,704	1,704		▲28	207
日南市	120	130	10	977		977	986	986		9	19
小林市	90	430	340	929	57	872	869	869		▲60	280
日向市	455	635	180	847	100	747	876	876		29	209
串間市	57	70	13	324		324	330	330		6	19
西都市	128	170	42	499		499	614	614		115	157
えびの市	34	105	71	292	41	251	315	315		23	94
三股町	272	287	15	543		543	535	535		▲8	7
高原町	52	50	▲2	136		136	140	140		4	2
国富町	93	165	72	257		257	267	267		10	82
綾町	10	25	15	151	15	136	179	179		28	43
高鍋町	94	105	11	356	14	342	410	410		54	65
新富町	144	160	16	244	5	239	350	350		106	122
西米良村	3	3	0	18		18	36	36		18	18
木城町	1	15	14	121	5	116	126	126		5	19
川南町	33	125	92	294	23	271	308	308		14	106
都農町	7	10	3	280		280	256	256		▲24	▲21
門川町	48	80	32	390	12	378	345	345		▲45	▲13
諸塚村	6	31	25	18	16	2	93	93		75	100
椎葉村	16	19	3	37		37	81	81		44	47
美郷町	48	170	122	26		26	20	20		▲6	116
高千穂町	25	50	25	185	50	135	229	229		44	69
日之影町			0	78		78	75	75		▲3	▲3
五ヶ瀬町	2		▲2	59	11	48	85	85		26	24
計	5,280	7,962	2,682	20,200	2,123	18,077	21,667	21,591	76	1,467	4,149

市町村名	3号認定(0歳児)				3号認定(1・2歳児)				需要量 (総数) I ①+④+⑦+ ⑩	供給量 (総数) II ②+⑤+⑧+ ⑪	II-I ③+⑥+⑨+ ⑫		
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策(供給量)			⑨ (⑧-⑦)	量の見込み (需要量) ⑩	確保方策(供給量)					⑫ (⑪-⑩)	
		⑧(E+F)	教育保育施設 E	企業主導型保育 施設の地域枠 F			⑪(G+H)	教育保育施設 G					企業主導型保育 施設の地域枠 H
宮崎市	750	1,209	1,184	25	459	4,821	4,825	4,766	59	4	15,483	17,963	2,480
都城市	869	736	733	3	▲133	1,989	2,085	2,078	7	96	6,915	7,242	327
延岡市	191	401	401		210	1,013	1,148	1,148		135	3,916	4,468	552
日南市	106	159	159		53	556	567	567		11	1,759	1,842	83
小林市	235	210	206	4	▲25	565	508	500	8	▲57	1,819	2,017	198
日向市	192	238	238		46	532	651	651		119	2,026	2,400	374
串間市	74	80	80		6	191	200	200		9	646	680	34
西都市	64	141	141		77	320	395	395		75	1,011	1,320	309
えびの市	74	65	65		▲9	172	170	170		▲2	572	655	83
三股町	91	141	141		50	418	409	409		▲9	1,324	1,372	48
高原町	29	30	30		1	71	85	85		14	288	305	17
国富町	46	59	59		13	183	184	184		1	579	675	96
綾町	30	30	30		0	83	92	92		9	274	326	52
高鍋町	77	88	88		11	248	261	261		13	775	864	89
新富町	76	100	100		24	105	150	150		45	569	760	191
西米良村	5	5	5		0	10	16	16		6	36	60	24
木城町	29	18	18		▲11	69	81	81		12	220	240	20
川南町	35	35	35		0	163	189	189		26	525	657	132
都農町	40	30	30		▲10	130	124	124		▲6	457	420	▲37
門川町	90	80	80		▲10	242	230	230		▲12	770	735	▲35
諸塚村	5	5	5		0	16	14	14		▲2	45	143	98
椎葉村	5	10	10		5	17	30	30		13	75	140	65
美郷町	11	20	20		9	41	75	75		34	126	285	159
高千穂町	35	56	56		21	100	140	140		40	345	475	130
日之影町	8	10	10		2	34	35	35		1	120	120	0
五ヶ瀬町	17	20	20		3	34	50	50		16	112	155	43
計	3,184	3,976	3,944	32	792	12,123	12,714	12,640	74	591	40,787	46,319	5,532

市町村子ども・子育て支援事業計画における幼児教育・保育の需給状況

市町村名	1号認定			2号認定						1号+2号 ③+⑩	
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	③ (②-①)	量の見込み(需要量)			確保方策(供給量)				⑥ (⑤-④)
				④(A+B)	教育ニーズ A	保育ニーズ B	⑤(C+D)	教育保育施設 C	企業主導型保 育施設の地域 D		
宮崎市	1,933	3,040	1,107	7,824	1,150	6,674	8,949	8,887	62	1,125	2,232
都城市	1,527	1,523	▲4	2,775		2,775	2,819	2,810	9	44	40
延岡市	735	1,205	470	1,722	140	1,582	1,704	1,704		▲18	452
日南市	87	100	13	884		884	1,016	1,016		132	145
小林市	278	360	82	722	47	675	770	770		48	130
日向市	434	635	201	804	95	709	876	876		72	273
串間市	43	70	27	309		309	320	320		11	38
西都市	127	170	43	494		494	614	614		120	163
えびの市	68	105	37	224		224	301	301		77	114
三股町	213	267	54	654		654	536	536		▲118	▲64
高原町	44	35	▲9	84		84	105	105		21	12
国富町	109	165	56	251		251	267	267		16	72
綾町	10	15	5	138		138	176	176		38	43
高鍋町	67	75	8	353	14	339	379	379		26	34
新富町	76	100	24	289	3	286	310	310		21	45
西米良村	6	6	0	16		16	33	33		17	17
木城町	6	10	4	107	1	106	126	126		19	23
川南町	14	75	61	306	53	253	288	288		▲18	43
都農町	7	10	3	229		229	256	256		27	30
門川町	66	70	4	353	11	342	350	350		▲3	1
諸塚村	8	31	23	21	19	2	93	93		72	95
椎葉村	15	19	4	35		35	81	81		46	50
美郷町	44	170	126	26		26	20	20		▲6	120
高千穂町	15	25	10	220	60	160	216	216		▲4	6
日之影町			0	76		76	75	75		▲1	▲1
五ヶ瀬町	4		▲4	61	12	49	85	85		24	20
計	5,936	8,281	2,345	18,977	1,605	17,372	20,765	20,694	71	1,788	4,133

市町村名	3号認定(0歳児)					3号認定(1・2歳児)					需要量 (総数) I ①+④+⑦+ ⑩	供給量 (総数) II ②+⑤+⑧+ ⑪	II-I ③+⑥+⑨+ ⑫
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策(供給量)			⑨ (⑧-⑦)	量の見込み (需要量) ⑩	確保方策(供給量)			⑫ (⑪-⑩)			
		⑧(E+F)	教育保育施設 E	企業主導型保 育施設の地域 F			⑪(G+H)	教育保育施設 G	企業主導型保 育施設の地域 H				
宮崎市	637	1,281	1,182	99	644	4,738	4,825	4,766	59	87	15,132	18,095	2,963
都城市	859	667	666	1	▲192	1,723	2,099	2,084	15	376	6,884	7,108	224
延岡市	182	401	401		219	984	1,148	1,148		164	3,623	4,458	835
日南市	69	159	159		90	478	567	567		89	1,518	1,842	324
小林市	187	143	140	3	▲44	345	477	470	7	132	1,532	1,750	218
日向市	187	238	238		51	513	651	651		138	1,938	2,400	462
串間市	20	80	80		60	179	190	190		11	551	660	109
西都市	61	141	141		80	311	395	395		84	993	1,320	327
えびの市	69	53	53		▲16	164	160	160		▲4	525	619	94
三股町	53	141	139	2	88	419	408	405	3	▲11	1,339	1,352	13
高原町	15	25	25		10	45	80	80		35	188	245	57
国富町	45	59	59		14	176	184	184		8	581	675	94
綾町	8	36	36		28	76	82	82		6	232	309	77
高鍋町	90	90	90		0	244	253	253		9	754	797	43
新富町	84	100	100		16	183	200	200		17	632	710	78
西米良村	5	5	5		0	10	16	16		6	37	60	23
木城町	8	14	14		6	60	80	80		20	181	230	49
川南町	69	38	38		▲31	137	169	169		32	526	570	44
都農町	48	31	31		▲17	132	125	125		▲7	416	422	6
門川町	88	85	85		▲3	234	230	230		▲4	741	735	▲6
諸塚村	5	5	5		0	10	14	14		4	44	143	99
椎葉村	5	10	10		5	17	30	30		13	72	140	68
美郷町	11	20	20		9	41	75	75		34	122	285	163
高千穂町	20	50	50		30	100	135	135		35	355	426	71
日之影町	6	10	10		4	34	35	35		1	116	120	4
五ヶ瀬町	13	20	20		7	33	50	50		17	111	155	44
計	2,844	3,902	3,797	105	1,058	11,386	12,678	12,594	84	1,292	39,143	45,626	6,483

市町村子ども・子育て支援事業計画における幼児教育・保育の需給状況

市町村名	1号認定			2号認定							1号+2号 ③+⑥
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	③ (②-①)	量の見込み(需要量)			確保方策(供給量)			⑥ (⑤-④)	
				④(A+B)	教育コース A	保育コース B	⑤(C+D)	教育保育施設 C	企業主導型保育 施設の地域枠 D		
宮崎市	1,911	3046	1,135	7,739	1,138	6,601	8,963	8,901	62	1,224	2,359
都城市	1,497	1,538	41	2,733		2,733	2,819	2,810	9	86	127
延岡市	703	1,205	502	1,713	139	1,574	1,704	1,704		▲9	493
日南市	78	80	2	831		831	1,036	1,036		205	207
小林市	258	315	57	666	43	623	770	770		104	161
日向市	410	635	225	755	89	666	876	876		121	346
串間市	42	70	28	297		297	310	310		13	41
西都市	119	170	51	463		463	614	614		151	202
えびの市	66	105	39	221		221	301	301		80	119
三股町	205	267	62	628		628	536	536		▲92	▲30
高瀬町	43	35	▲8	73		73	105	105		32	24
国富町	117	165	48	225		225	267	267		42	90
綾町	10	15	5	148		148	176	176		28	33
高鍋町	68	75	7	358	14	344	379	379		21	28
新富町	62	100	38	275	2	273	310	310		35	73
西米良村	6	6	0	12		12	33	33		21	21
木城町	6	10	4	98		98	126	126		28	32
川南町	14	75	61	304	51	253	288	288		▲16	45
都農町	7	10	3	214		214	256	256		42	45
門川町	66	70	4	331	10	321	350	350		19	23
諸塚村	8	31	23	20	18	2	93	93		73	96
椎葉村	15	19	4	33		33	81	81		48	52
美郷町	44	170	126	26		26	20	20		▲6	120
高千穂町	15	25	10	220	60	160	216	216		▲4	6
日之影町			0	60		60	75	75		15	15
五ヶ瀬町	4		▲4	60	11	49	85	85		25	21
計	5,774	8,237	2,463	18,503	1,575	16,928	20,789	20,718	71	2,286	4,749

市町村名	3号認定(0歳児)				3号認定(1・2歳児)				需要量 (総数) ① ①+④+⑦+ ⑩	供給量 (総数) ① ②+⑤+⑧+ ⑪	Ⅱ-Ⅰ ③+⑥+⑨+ ⑫		
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策(供給量)			量の見込み (需要量) ⑩	確保方策(供給量)							
		⑧(E+F)	教育保育施設 E	企業主導型保 育施設の地域 枠 F		⑨ (⑧-⑦)	⑪(G+H)	教育保育施設 G				企業主導型保 育施設の地域 枠 H	⑫ (⑪-⑩)
宮崎市	623	1,281	1,182	99	658	4,647	4,825	4,766	59	178	14,920	18,115	3,195
都城市	854	667	666	1	▲187	1,651	2,099	2,084	15	448	6,735	7,123	388
延岡市	173	401	401		228	956	1,148	1,148		192	3,545	4,458	913
日南市	66	159	159		93	492	567	567		75	1,467	1,842	375
小林市	178	143	140	3	▲35	327	477	470	7	150	1,429	1,705	276
日向市	181	238	238		57	496	651	651		155	1,842	2,400	558
串間市	20	70	70		50	166	180	180		14	525	630	105
西都市	59	141	141		82	301	395	395		94	942	1,320	378
えびの市	66	53	53		▲13	155	160	160		5	508	619	111
三股町	52	141	139	2	▲89	407	408	405	3	1	1,292	1,352	60
高瀬町	17	25	25		8	35	80	80		45	168	245	77
国富町	42	59	59		17	171	184	184		13	555	675	120
綾町	6	36	36		30	70	82	82		12	234	309	75
高鍋町	87	90	90		3	239	253	253		14	752	797	45
新富町	84	100	100		16	197	200	200		3	618	710	92
西米良村	5	5	5		0	10	16	16		6	33	60	27
木城町	8	14	14		6	54	80	80		26	166	230	64
川南町	67	38	38		▲29	133	169	169		36	518	570	52
都農町	45	32	32		▲13	134	126	126		▲8	400	424	24
門川町	85	85	85		0	228	230	230		2	710	735	25
諸塚村	5	5	5		0	10	14	14		4	43	143	100
椎葉村	5	10	10		5	16	30	30		14	69	140	71
美郷町	11	20	20		9	41	75	75		34	122	285	163
高千穂町	20	50	50		30	100	135	135		35	355	426	71
日之影町	5	10	10		5	34	35	35		1	99	120	21
五ヶ瀬町	13	20	20		7	32	50	50		18	109	155	46
計	2,777	3,893	3,788	105	1,116	11,102	12,669	12,585	84	1,567	38,156	45,588	7,432

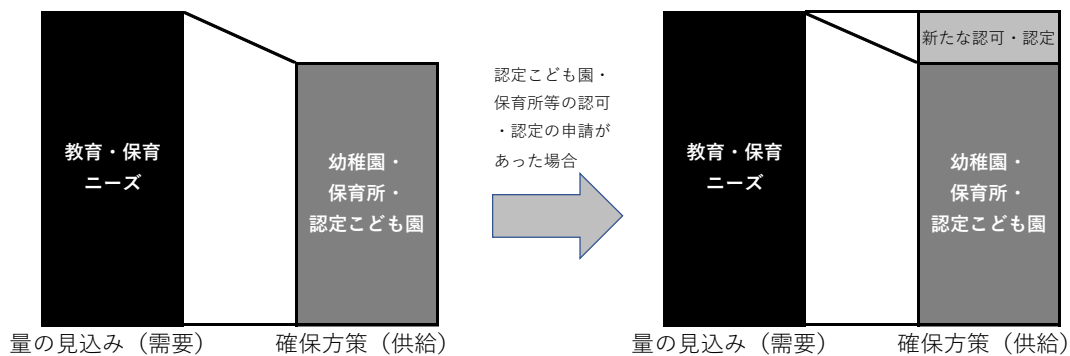
3 県が行う認可及び認定に係る需給調整

(1) 基本的考え方

認定こども園、保育所等の認可・認定については、県が市町村の各年度における需給状況を基に判断します。なお、宮崎市内の認定こども園及び保育所の認可・認定については、宮崎市が行うこととなります。

具体的には、認定こども園、保育所等の認可・認定基準を満たす施設からの申請があった場合は、市町村毎における供給総量が、需要総量に達するまで、認可・認定することとします。

《認可・認定のイメージ》



(2) 幼稚園及び保育所から認定こども園へ移行する場合における需給状況

幼稚園及び保育所から認定こども園へ移行する場合、幼児教育・保育に係る需給の均衡が既にとれている市町村においては、上記（1）に記載した方法では、認定こども園の認可・認定ができないこととなります。

しかしながら、認定こども園は、保護者の就労状況に柔軟に対応できるとともに、地域の子育て支援を担うことから、その設置を促す必要があります。

このことから、幼児教育・保育の需給について既に均衡がとれている市町村においても、認可・認定基準を満たす場合は、過度な供給過剰とならない範囲において、原則認可・認定することとします。

具体的な認可・認定に係る考え方については次のとおりです。

- ① 認可・認定を希望する年度において、市町村における幼児教育・保育に係る需給状況から供給過剰にないかどうか判断します。
- ② ①の結果、既に需給の均衡がとれている市町村において、幼稚園から認定こども園への認可・認定申請があった場合は、2号認定子ども及び3号認定子どもの需給状況をもとに、供給過剰にないかどうか判断します。

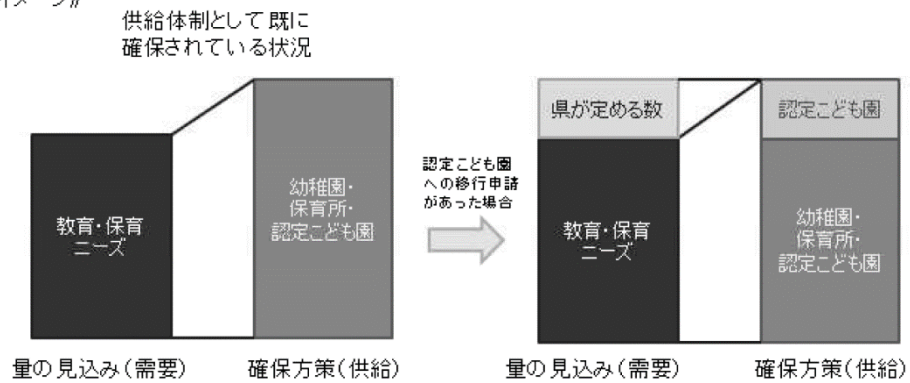
また、保育所から認定こども園への認可・認定申請があった場合は、1号認定子どもの需給状況をもとに、供給過剰にないかどうかを判断します。

- ③ ①、②の結果、需給状況を理由に、認定こども園の認可・認定ができない市町村において、幼稚園及び保育所から認定こども園への認可・認定申請があった場合は、市町村毎における需要総量に「県が定める数」を加えた量の範囲内で、認可・認定の判断を行います。

「県が定める数」については、「市町村における幼児教育・保育の供給総量から需要総量を差し引いた数」とします。

- ④ ①、②及び③の結果、認定こども園の認可・認定ができない場合、当該市町村と協議の上、その可否について検討するものとします。

《上記③のイメージ》



4 子ども・子育て支援給付に係る幼児教育・保育の一体的提供

(1) 認定こども園への移行

認定こども園は、幼稚園及び保育所の双方の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、地域における子育て支援の中核的役割を担うことから、保護者のニーズや施設の移行希望など地域の実情を踏まえ、引き続き認定こども園の普及を推進していくことが必要です。

このため、本県の認定こども園は平成30年度（2018年度）末で179園まで増加していますが、計画期間の最終年度である令和6年度（2024年度）までに230園を目指していくこととします。

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
認定こども園数	204	210	220	225	230

(2) 認定こども園への移行に対する支援

- 認定こども園への移行を目指す幼稚園や保育所に対し、必要となる施設整備に関し、国庫補助制度等の情報提供に努めるとともに、利用促進を図ります。
- 認定こども園において従事する保育教諭（※1）の確保のため、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の併有の促進を図ります。
- 実務経験を有する幼児教育・保育従事者に対する幼稚園教諭免許状及び保育士資格の取得に係る時限的特例（※2）について、その内容の周知を図り、有資格者の確保に努めます。
- 保育所・幼稚園・認定こども園の教職員を対象とした研修内容の充実に努め、喫緊の課題に対応できる職員資質の向上を図ります。

※1 保育教諭とは、幼保連携型認定こども園に配置される幼児教育・保育の提供に従事する職員であり、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の双方を有することが必要となります。

※2 「子ども・子育て支援新制度」の施行後5年間（令和元年度末まで）に限り、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の一方しか有していない教職員について、一定期間の実務経験により、資格の取得について軽減措置が講じられていましたが、さらに5年間延長され令和6年度末まで同経過措置が講じられることとなっています。

(参考)

地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及びその確保方策

「子ども・子育て支援新制度」においては、保育所、幼稚園、認定こども園を通じた施設型給付や小規模保育事業等の地域型保育給付の創設のほか、地域における子育て支援事業を法定化し、実施主体となる市町村が住民のニーズに対し、計画的に各種事業を実施していくこととなります。

法定化された子育て支援事業は、「地域子ども・子育て支援事業」として、以下の13の事業から構成されます。

ここでは、「地域子ども・子育て支援事業」のうち、定量的なものとして整理できる事業について、県全体の量の見込み及びその確保方策を記載するものです。

○ 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、幼児教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、(ア)健康状態の把握、(イ)検査計測、(ウ)保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

⑦ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業

⑩病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業

第4章 幼児教育・保育等の提供体制

地域子育て支援拠点事業

R2		R3		R4		R5		R6	
量の見込み (人)	確保方策 (箇所)	量の見込み (人)	確保方策 (箇所)	量の見込み (人)	確保方策 (箇所)	量の見込み (人)	確保方策 (箇所)	量の見込み (人)	確保方策 (箇所)
260,526	75	252,454	77	244,704	80	333,207	78	335,084	78

妊婦健康診査

R2		R3		R4		R5		R6	
量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)
11,352	11,352	11,208	11,208	11,028	11,028	10,477	10,477	10,228	10,228

乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業

R2		R3		R4		R5		R6	
乳児全戸 (人)	養育支援 (人)	乳児全戸 (人)	養育支援 (人)	乳児全戸 (人)	養育支援 (人)	乳児全戸 (人)	養育支援 (人)	乳児全戸 (人)	養育支援 (人)
8,182	1,134	8,047	1,125	7,892	1,116	7,322	1,228	7,149	1,220

子育て援助支援事業(※ファミリー・サポート・センター事業のうち、小学校就学後の児童のみを積算)

R2		R3		R4		R5		R6	
量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)
2,929	2,950	2,984	3,012	3,035	3,071	8,220	8,257	8,184	8,223

一時預かり事業(幼稚園在園児対応型)

R2		R3		R4		R5		R6	
量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)
814,177	807,247	827,308	821,729	836,579	832,608	877,926	942,570	914,237	982,635

一時預かり事業(幼稚園在園児対応型以外)

R2		R3		R4		R5		R6	
量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)
119,613	101,592	113,554	96,002	108,503	91,952	74,141	82,021	70,168	78,597

延長保育事業

R2		R3		R4		R5		R6	
量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)
43,108	43,406	41,299	41,632	39,510	39,892	33,077	38,541	31,630	37,006

病児保育事業

R2		R3		R4		R5		R6	
量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)
21,131	21,425	20,354	21,003	19,550	20,887	16,482	23,924	15,700	23,294

放課後健全育成事業(低学年)

R2		R3		R4		R5		R6	
量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)
12,964	11,879	12,689	12,034	12,478	12,020	12,127	12,268	11,890	12,186

放課後健全育成事業(高学年)

R2		R3		R4		R5		R6	
量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)
3,153	2,320	3,091	2,351	3,039	2,369	2,430	2,115	2,379	2,129

5 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上

質の高い幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するに当たって、基本となるのは人材です。

幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の量と質の確保については、国、県、市町村及び幼児教育・保育施設等を提供する事業者に共通する課題です。

(1) 幼児教育・保育施設等に従事する者についての必要な数

「市町村子ども・子育て支援事業計画」を基に積み上げられた幼児教育・保育に係る量の見込みについて、配置基準等に対応するために必要となる職員数を積算したものです。

ただし、量の見込みは、幼児教育・保育施設の利用状況に潜在的ニーズが加わったものであり、現行の利用水準よりも高い可能性があるということに留意が必要です。

なお、需要状況は以下の3パターンを用いて示すこととします。

- (ア) 最低基準上、必ず配置しなければならない職員数
- (イ) 幼児教育・保育の質の向上を図る取組を一部実施する場合に配置が必要な職員数
- (ウ) 幼児教育・保育の質の向上を図る取組を全て実施する場合に配置が必要な職員数

(ア) 最低基準上、必ず配置しなければならない職員数

	R2	R3	R4	R5	R6
保育教諭	1,519	1,485	1,453	1,420	1,388
保育士	2,862	2,796	2,736	2,676	2,615
幼稚園教諭	230	225	220	215	210

(イ) 幼児教育・保育の質の向上を図る取組を一部実施する場合(※)に配置が必要な職員数

	R2	R3	R4	R5	R6
保育教諭	1,569	1,533	1,501	1,467	1,433
保育士	2,924	2,856	2,796	2,734	2,671
幼稚園教諭	262	257	251	246	239

※国の公定価格に反映されている取組(3歳児の職員配置を改善)を実施する場合

(ウ) 幼児教育・保育の質の向上を図る取組を全て実施する場合(※)に配置が必要な職員数

	R2	R3	R4	R5	R6
保育教諭	1,671	1,633	1,598	1,562	1,526
保育士	3,101	3,030	2,965	2,900	2,832
幼稚園教諭	289	282	276	271	264

※国の公定価格に反映が予定されている取組(1歳児の職員配置を改善等)も含めて実施する場合

(2) 幼児教育・保育施設等に従事する者についての量と質の確保方策

今後の幼児教育・保育ニーズに応じた受け皿整備及び質の確保・向上のため、必要となる幼児教育・保育施設等に従事する者の確保が必要です。その量と質の確保方策として、以下の内容に取り組みます。

- 行政、教育機関、幼児教育・保育関係団体からなる意見交換会を開催するなど、幼児教育・保育に携わる人材確保について方策を検討し、量と質の両面からの安定確保に努めます。
- 保育士資格を有しながら、現在就労していない保育士の職場復帰に対し、保育士支援センターへの登録、現行の幼児教育・保育に係る制度の説明や実地研修を通して、再就職しやすい環境づくりに努めます。
- 中学生や高校生に対するキャリア教育を通じて、教育・保育の職の魅力を伝えるとともに、次代の教育・保育の担い手の確保に努めます。
- 認定こども園への移行に当たり、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有促進が必要となることから、「子ども・子育て支援新制度」施行後10年間（令和6年度末まで）の特例として実施される勤務経験を踏まえた資格取得に係る特例制度について周知するとともに、その活用促進を図ります。
- 保育所・幼稚園・認定こども園の教職員を対象とした新規採用研修及び中堅教諭等資質向上研修について、その研修内容の充実を図るとともに、ペアレントトレーナー養成や特別な配慮が必要な児童に対応するための研修等、現場における喫緊の課題に対応できるための研修についても、更なる充実に努めます。
- 保育人材の確保を図るため、保育士の資格取得のための修学資金や潜在保育士の就職準備金等について貸付を行います。
- 幼児教育・保育に携わる教職員に対して、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた研修内容の充実を図ることにより、教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に努めます。
- 幼児期の教育・保育施設と小学校の連携及び幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図るために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有など、連携や接続に係る研修の充実を図ります。

- 放課後児童クラブで児童を指導する者の質の向上を図るため、放課後児童支援員を養成する認定資格研修を実施します。
- 児童館、放課後児童クラブ及び放課後子供教室で児童を指導する者に対する研修の実施により、資質向上等を図ります。
- 地域子ども・子育て支援事業等の子育て支援分野で活躍する人材を養成するため、市町村等が実施する研修を支援することにより、子ども・子育て支援の充実を図ります。

6 市町村の区域を越えた広域的見地から行う調整に関する事項

(1) 子ども・子育て支援事業計画策定時における県の調整

「子ども・子育て支援新制度」は、住民に最も身近な市町村が実施主体であり、県及び国は市町村を重層的に支えます。

そのような中、各市町村は、その区域を越えた幼児教育・保育の利用の実態がある場合は、計画の作成に当たり、関係市町村と幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及びその確保方策について事前に調整を行う必要があります。

県が策定する計画は、市町村が策定する計画を積み上げたものとなることが基本となりますが、策定過程において、県は、市町村との協議、意見交換等を行うなど、広域的見地から調整を行ってきました。

今後、幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実状を踏まえ、計画の見直しが必要となった場合は、今回の策定作業と同様、市町村間の調整等を行います。

(2) 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整

市町村は、市町村の区域を越えた広域的な利用が行われる特定教育・保育施設の利用定員を定めた場合又は変更した場合は、子ども・子育て支援法の規定により、その結果を県へ届け出ることが必要です。

7 幼児教育・保育情報の公表

子どもの保護者が、幼児教育・保育の利用に当たって適切な選択を行えるよう、県は、子ども・子育て支援法の規定により、特定教育・保育施設等の情報について、適宜、公表することとします。

なお、公表内容については、県のホームページに掲載することとし、その内容に変更がある都度、速やかに変更していくこととします。

第5章 子ども・子育てに関する各種施策の推進

この章では、子ども・子育てに係る施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本目標のもと、各種施策を体系的に整理するものです。

1 施策の内容

基本目標 1

子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり

施策の方向

(1) 地域の「子育て力」の強化

近年の核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等からの子育てに対する助言や支援等が得られにくくなっています。

子どもが健やかに生まれ、安心して子育てができる環境づくりのためには、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する不安や孤立感を和らげるなどの子育て支援が必要です。

このため、地域における子育て支援の必要性について、社会全体で認識・理解を深めていくための普及・啓発に努めるとともに、県民、企業、NPO等との協働により各種対策を推進します。

施策の具体的内容

① 県民全体で子どもと子育てを応援する気運の醸成

- 行政、関係団体、事業所等が一体となって子育て支援に取り組む「未来みやぎ子育て県民運動」を広く展開し、誰もが安心して子どもを生み、子育てを楽しいと実感できる環境づくりを推進します。（福祉保健部）
- 毎年11月を「子育て応援マンス」と定め、子育て支援団体や企業と連携したフェスティバルをはじめ、企業、団体、行政機関が実施するイベント等により、子育て支援に対する理解を深め、県民全体で子育てを応援する気運の醸成を図ります。（福祉保健部）
- 子育てを社会全体で支える環境づくりを進めるため、毎月19日を「育児の日」と定め、県民一人ひとりが子育てを実践する日として啓発を行います。（福祉保健部）
- 子育て支援に熱心な取組を表彰することにより、県民全体で子どもと子育てを応援する活動の促進を図ります。（福祉保健部）

- 各種広報媒体を積極的に活用し、社会全体で子育てを考える機会を提供します。（福祉保健部）
- 青少年の健全育成について、県民大会の開催、表彰及び非行防止の取組等を行う県民運動を推進することにより、家庭・学校・地域が一体となって取り組む気運の醸成を図ります。（福祉保健部）
- 子育て等に希望が持てる、くらしの豊かさ日本一の「みやざき」を実現するため、県内の市町村長及び知事による「みやざき子育て応援宣言」に基づく取組を広くPRし、働くすべての人にとって、仕事と家庭が両立し、心豊かに子育て等ができる社会の実現を図ります。（福祉保健部、商工観光労働部）

② 地域の絆づくりの推進

- 市町村と地域住民が一体となって行う世代間交流による絆づくり等地域活性化の取組に対し、支援を行います。（総合政策部）

③ 地域における子育て支援の充実

ア 地域全体で子育てを支援する体制づくり

- 民生委員・児童委員をはじめ、NPOやボランティア、企業等も参加した地域全体で子どもを見守る活動の展開を図ります。（福祉保健部）
- 老人クラブが小学校等で行う地域の文化伝承を通じた世代間交流事業を支援します。（福祉保健部）
- 住民による相互援助の子育て支援であるファミリー・サポート・センターの立ち上げ、充実及び機能強化を図ることで、県民が参加する共助の仕組みづくりを促進します。（福祉保健部）
- 地域で子育て支援活動を実践している団体を支援するとともに、意欲的な取組について県民に情報提供することにより、子育てを応援する活動の推進を図ります。（福祉保健部）
- 県の関係機関における窓口や電話による相談機能の充実を図るなど、育児不安等に対する身近な相談支援体制の充実を図ります。（福祉保健部）
- 保護者の疾病その他の理由により、一時的に子どもの養育が困難になった場合及び経済的な理由により、緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、一定期間、児童や母子を養育・保護するサービスの充実を図ります。（福祉保健部）
- 地域・学校・家庭・企業及び市民団体等が連携・協働し「県民総ぐるみによる教育の推進」の、より一層の充実を図ります。（教育委員会）

イ 子育て支援を行うNPO等の育成・支援

- 地域において、子育て支援を目的として活動する個人や団体、NPO等の活動を促進するため、みやざきNPO・協働支援センターや県ボランティアセンターでの相談機能の充実を図ります。（総合政策部）
- 行政とNPOを結びつけ、協働の拡充を推進するとともに、公募事業等を通してNPOの企画力等の向上を図るなど、NPOの自立性を高める環境整備に努めます。（総合政策部）
- 子育て支援団体のネットワーク強化を図ることにより、子育て支援体制の充実を図ります。（福祉保健部）
- 民間団体が行う地域の実情に応じた子育て支援活動への取組を支援し、民間団体による子育て支援活動の充実を図ります。（福祉保健部）

ウ 企業等による子育て家庭や子育て関係施設への応援体制づくり

- 民間企業との連携により、子育て家庭への特典や心遣い等の子育て応援サービスを提供する取組を推進するなど、県民全体で子育てを支援する体制の強化を図ります。（福祉保健部）
- 子どもや子育て家庭への木育を推進するため、企業等が行う、県内各地域の小学校等を対象とした木工教室などの木育活動等を支援します。（環境森林部）

④ 県民との協働による子育て支援の充実

- 子育て支援活動に意欲のある県民が当該活動に取り組めるよう、市町村等との連携により、活動機会の確保を図ります。（福祉保健部）
- 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援について、市町村や関係機関等との連携を強化し、家庭・学校・地域・職場等、社会の全ての構成員による一体的な取組を促進します。（福祉保健部）
- 市町村、関係機関、民間団体及びNPO等と協働し、地域全体で子どもを守るための体制の強化に努めます。（福祉保健部）

施策の方向

(2) 子育てに適した安全安心なまちづくりの推進

子どもや子育て家庭が、安全安心に日常生活を送るためには、住宅、道路環境、公園、公共施設等の社会資本の整備を引き続き行っていく必要があります。

また、子どもたちの安全を確保するためにも、学校での安全確保や交通安全教育の更なる推進も求められているところです。

このため、子育て世帯や障がいのある方に配慮した良質な住宅の確保など安全安心に過ごすことができる社会資本の整備に努めるとともに、交通安全活動など、子どもの安全を確保するための取組を推進します。

施策の具体的内容

① 子育てに適した住宅・居住環境の整備

ア 良質な住宅の確保

- 公営住宅において、子育て世帯向けの期限付き入居、倍率優遇による優先入居等を活用して、子育て世帯の公営住宅への入居機会の拡大を図ります。（県土整備部）
- 子育てを担う世代が、ゆとりある住宅を確保できるよう、ホームページ等を活用して、住まいに関する情報提供に努めます。（県土整備部）

イ 子育て世帯のニーズに対応した居住環境の整備

- 子育て世帯が適切な負担で安心して子どもを育てることができるよう、良質な賃貸住宅の供給を促進します。（県土整備部）
- 公営住宅においては、地域の実情を踏まえ、家族構成に応じた間取りによる整備に努めます。（県土整備部）
- 住戸内の安全性を確保するため、バリアフリーやシックハウス対策等の情報提供に努めます。（県土整備部）

② 地域で快適に過ごすことができる環境の整備

ア バリアフリーの施設づくり

- 公共的施設を有する民間事業者等に障害者差別解消法の普及啓発を行うとともに、窓口業務を行う県有施設について、バリアフリーの施設整備をより一層推進します。（福祉保健部）
- 「おもいやり駐車場制度」について、さらに普及啓発を行うとともに、協力施設・協力区画の増加を目指して、公共的施設の管理者等に継続的に働きかけを行います。（福祉保健部）

- 子育て家庭が安心して都市公園を利用できるよう、都市公園内の施設の改修、整備等を行い、利用しやすい公園環境整備を推進します。（県土整備部）

イ 思いやりのある心づくりの推進

- 障害者差別解消法、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例及び人にやさしい福祉のまちづくり条例並びに宮崎県人権教育・啓発推進方針に基づき、障がいを理由とする差別の解消を含めた県民の理解、認識及び関心を深め、誰もが障がい児等に自然に手助けすることのできる「思いやりのある心づくり」を推進します。（福祉保健部）

ウ バリアフリー施設等の情報の提供

- 市町村や障がい者団体等と連携を図りながら、「みやざきアクセシビリティ情報マップ」に様々な施設や観光地等のバリアフリー情報を掲載し、充実した情報提供に努めます。（福祉保健部）

③ 安全な道路交通環境の整備

ア 子どもや子育て中の親等が安全安心に通行できる環境の整備

- 各市町村が策定した「通学路交通安全プログラム」に位置づけられている要対策箇所のうち、自動車や自転車・歩行者の交通量が多く交通事故の危険度が高い通学路から順次歩道整備を進めるとともに、交通安全の確保を図るため、既設歩道の段差・勾配の改善に努めます。（県土整備部）

イ 信号機等の交通安全施設の整備による交通の安全確保

- 子どもが被害を受ける交通事故を抑止するため、信号機の整備、灯器のLED化等を推進するとともに、自発光式標識の整備や老朽化した横断歩道等交通安全施設の更新を行います。また、災害対策強化事業として、信号機の鋼管柱化や自起動型電源付加装置の整備を進めていきます。（警察本部）

ウ 地域の実態や県民の要望等を踏まえた効果的な交通規制の実施

- 道路管理者等との連携を密にし、生活道路や子どもの移動経路における安全を確保するため、道路管理者と警察による新たな連携施策「ゾーン30プラス」の整備や交通安全総点検結果等に基づく諸対策を行うほか、自転車の通行環境の整備促進に努めます。（警察本部）
- 交通量、歩行者数等を勘案し、必要に応じて信号機の運用の見直しを行います。（警察本部）
- 交通規制要望等管理システムを活用して、県民の要望等を踏まえた効果的な交通規制の実施に努めます。（警察本部）

④ 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

ア 交通安全教育の推進

- 市町村交通安全担当者や交通安全協会職員等を対象に、交通安全教育に携わる指導者の資質の向上を図ります。（総合政策部）
- 各教科、道徳、特別活動等、全ての教育活動を通じて、子どもの発達の段階に応じた交通安全教育を関係機関・団体と連携しながら推進します。（教育委員会）
- 子どもを交通事故から守るため、現に発生した交通事故を様々な角度から総合的・科学的に調査・分析し、事故の発生要因に応じた交通事故防止対策を推進します。（警察本部）
- 関係機関・団体と連携し、交通安全教育指針に基づき、子どもや子育てを行う親等を対象とした段階的かつ体系的な交通安全教育を行います。（警察本部）

イ 交通安全活動の推進

- 県交通安全実施計画に基づく季節毎の交通安全運動等の広報啓発活動を関係機関・団体と連携して実施し、交通安全思想の普及及び交通安全意識の高揚を図ります。（総合政策部、警察本部）
- チャイルドシートの使用及び全席シートベルトの着用の効果に関する広報啓発活動を徹底するとともに、幼稚園等における交通教室等の開催を通じて、保護者等に対するチャイルドシート等の適正使用の指導を行います。（警察本部）
- 児童・幼児を自転車に乗車させる際の乗車用ヘルメットの着装を促す広報啓発活動や幼児二人同乗用自転車の安全利用に関する指導を推進します。（警察本部）

⑤ 子どもの安全を確保するための活動の推進

ア 学校等における子どもの安全の確保

- 保育所・幼稚園・認定こども園の耐震化を促進するため、耐震補強が必要と判断された園舎等について整備を促進します。（福祉保健部）
- 保育所・幼稚園・認定こども園におけるブロック塀等の倒壊等による事故を防ぐため、安全性に問題があると判断されたブロック塀等の対策確認や整備を促進します。（福祉保健部）
- 教育及び保育に従事する教職員の危機管理・防災意識向上のため、研修の実施や避難具等の整備を促進します。（福祉保健部）

- 保育所・幼稚園・認定こども園等における火災・地震等の災害時に備え、地域住民との合同避難訓練の実施等、防災支援協力体制の整備を促進します。（福祉保健部）
- 災害時に各施設が可能な範囲で職員の派遣等相互に支援する仕組みを構築するものである「災害時における相互支援に関する協定」（平成29年9月に宮崎県幼稚園連合会、宮崎県保育連盟連合会、宮崎県認定こども園協会及び宮崎県において締結）に基づき、定期的な訓練等を通じて、子どもたちの安全・安心を確保します。（福祉保健部）
- 老朽化の進む県立学校施設において、定期点検や日常の点検の強化を図り、随時施設の状況を把握しながら、安全で安心な施設環境が確保できるよう、計画的な整備を推進します。（教育委員会）
- 市町村立学校の施設整備の際は、市町村に対し、安全確保に関連する国庫補助等の情報提供や技術的助言に努めます。（教育委員会）
- 学校等への不審者侵入時の子どもの安全確保については、非常通報装置等の整備を推進するとともに、教職員の非常時の対応能力を高めるために、不審者侵入時の危機管理マニュアルに沿った避難訓練や防犯訓練を一層推進します。（福祉保健部、教育委員会）
- 地震や津波、風水害等の自然災害時の子どもの安全確保のため、危機管理マニュアルを基に、様々な状況を想定した避難訓練を実施し、その成果や反省を基に、それぞれの学校等の実情に応じた実効性のあるマニュアルの改善に努めます。（教育委員会）
- 遊具等の破損による事故を防止するため、学校の安全計画に基づいた安全点検とともに、適切な整備・管理に努めます。（教育委員会）

イ 学校周辺及び公園等における子どもの安全の確保

- 都市公園において、見通しのよい植栽や生け垣の整備、遊具等の修繕を行い、子どもの安全確保等を推進します。（県土整備部）
- 子どもが安心して登下校できるよう、教職員、PTA等の学校関係者、自主防犯ボランティア団体等と連携協働して、学校周辺における見守りやパトロール活動を推進します。（警察本部）
- 公園等における安全・安心の確保に向け、犯罪の起きにくい環境の整備を関係機関や防犯ボランティア等に働き掛け、地域の安全は自分達で守るという意識の高揚を図ります。（警察本部）

ウ タイムリーな防犯情報の提供による自主防犯活動の促進

- 子どもが被害に遭った各種の事案や防犯対策情報を、宮崎県防災・防犯メールサービス等を活用してタイムリーに発信します。（警察本部）
- あらゆる機会を通じて地域の安全等に関する情報を積極的に提供することにより、地域住民の防犯意識を高め、自主防犯活動への参加促進を図ります。（警察本部）

エ 防犯情報の共有による被害の防止

- 子どもや保護者、学校、地域住民、警察等との間で迅速な情報の共有を図り、子どもが被害者となる犯罪の未然防止を図ります。（警察本部）

オ 防犯教育の推進

- 学校においては、子どもに犯罪等の危険から自分自身を守る知識や能力を身につけさせるための防犯教育を推進します。（教育委員会）
- 登下校時の子どもの安全確保については、できるだけ複数で下校し、身の危険を感じたときには大声を出して退避することや、「子ども110番・おたすけハウス」にかけ込むこと、直ちに110番すること等、学校における具体的な指導の推進に努めます。（教育委員会）
- 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、警察や関係機関が連携して防犯教室等を開催することにより、一層の防犯意識の高揚を図ります。（警察本部）
- 不審者が学校等に侵入した場合の対応要領に基づき、子どもの安全確保を図ります。（警察本部）

カ 自主防犯ボランティア活動に対する積極的支援

- 地域住民等による新たな自主防犯ボランティア団体の結成について働き掛けを行います。（警察本部）
- 防犯ボランティア団体等への働き掛けによる青色回転灯装備車両の更なる普及促進や活動の活性化に繋がる積極的な支援を行います。（警察本部）

キ 被害にあった子どもの保護の推進

- 児童虐待等により被害を受けた子どもの適切な保護と自立支援のため、児童相談所機能の充実を図るとともに、児童養護施設等の児童福祉施設の一層の機能強化を図ります。（福祉保健部）
- 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減するため、少年サポートセンターを中心に学校その他関係機関・団体と緊密に連携しながら、子どもや保護者に対する助言等きめ細やかな支援を実施します。（警察本部）

施策の方向

(3) 子どもと家庭の福祉の推進

家庭の養育力の低下や地域の連帯感・人間関係の希薄化などにより、子どもや家庭をめぐる問題は多様化・複雑化しており、全国では虐待により幼い命が奪われるなどの深刻な事案が起っています。

このため、県、市町村、関係機関が連携し、児童虐待の発生予防から早期発見・対応、保護・支援、自立と切れ目のない支援や体制づくりを推進します。

また、全ての子どもの育ちを保障するためにも、障がい児への支援、家庭的養護の推進及びひとり親家庭へのきめ細やかな対応に努めます。

施策の具体的内容

① 児童虐待防止対策の充実

ア 児童虐待防止に対する意識啓発

- 保護者等による体罰が法律で禁止されたことや体罰によらない子育ての重要性について、県民に広く啓発を行うことにより、虐待を許さない社会づくりを進めます。また、関係機関や地域と一体となって、児童虐待の発生を予防し、早期発見・早期対応できる体制づくりを進めます。（福祉保健部）

イ 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

- 要保護児童の支援について、児童相談所と市町村その他の関係機関が適切な役割分担の下、連携して対応していくことができるよう市町村要保護児童対策地域協議会において積極的な情報共有、支援方針の協議等の協働に努めるとともに、児童相談所の専門的な助言や関係者向けの研修の実施等により、協議会の機能強化や効果的運営を支援します。（福祉保健部）
- 子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「市町村子ども家庭総合支援拠点」が全市町村に設置されるとともに、子育て世代包括支援センターの機能と一体化した「こども家庭センター」が設置されるよう支援します。（福祉保健部）

ウ 児童相談所の体制の強化

- 児童相談所の体制の強化及び専門性の向上が急務となっていることから、専門職員の適切な配置に努めるとともに、対応が難しく高い専門性が求められる事例への対応や、保護者への指導及び支援等が適切に行われるよう、職員の専門性を高めるための研修の充実を図ります。（福祉保健部）

エ 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

- 妊娠や子育てに悩みを抱える妊婦や家庭に対する相談体制の整備に努めるとともに、出産後の養育が困難な妊婦等に対しては、里親及び養子縁組の制度の周知等の支援を行います。（福祉保健部）

- 支援を必要とする妊婦や家庭を把握するため、医療機関等と市町村が行う連携及び情報共有化の取組を支援します。（福祉保健部）

オ 児童虐待による重大事案の検証

- 児童虐待による重大事案について、市町村等と連携して地域特性を踏まえた検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じます。（福祉保健部）

② 社会的養護体制の充実

ア 家庭的養護の推進

- 実親の下で養育されることができない児童をより家庭的な環境の下で養育することができるよう、里親制度の普及促進に努め、里親の確保を図り、里親支援や研修体制の充実により里親委託を進めるとともに、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の設置促進を図りながら家庭と同様の養育環境における養育を推進します。（福祉保健部）

- 施設においても、子どもへの個別対応を基盤としたできる限り良好な家庭的環境を確保するため、地域小規模児童養護施設（グループホーム）の設置を推進するとともに、高機能化及び多機能化等に取り組みます。（福祉保健部）

イ 専門的ケアの充実及び人材の育成

- 虐待を受けた子どもの安定した人格形成や精神的回復等のため、各施設における専門的な職員の配置を推進し、専門的ケア体制の充実を図るとともに、研修や支援体制の強化に取り組むことにより社会的養護の担い手となる人材の育成を推進します。（福祉保健部）

ウ 自立支援の充実

- 社会的養護により育った子どもが、一般家庭の子どもと変わらぬ社会生活への公平なスタートが切れるよう、施設等の退所までに自立生活能力を高めることができる養育を促進するとともに、退所後の自立支援体制の充実に努めます。（福祉保健部）

エ 家族支援及び地域支援の充実

- 虐待防止のための家族支援や、虐待による親子分離後の家庭復帰を実現するための親子関係の再構築支援の充実に努めるとともに、施設のソーシャルワーク機能の向上を図りながら、里親等を支える地域支援や地域の子育て支援体制の充実に努めます。（福祉保健部）

- 市町村、関係機関、民間団体及びNPO等と協働し、地域全体で子どもを守るための体制の強化に努めます。（福祉保健部）

オ 被措置児童等の権利擁護の推進

- 児童福祉施設等に入所する子どもの権利擁護を推進するため、子どもの意見を反映させる仕組みづくりを進めるとともに、被措置児童等虐待を予防するため、職員等の研修に努め、社会的養護体制の質の向上を図ります。（福祉保健部）

③ ひとり親家庭の自立支援の推進

ア 子育て・生活支援の充実

- 子育てや仕事で困難に直面しやすいひとり親家庭が安心して子育てと仕事の両立ができるよう、保育所の優先入所や各種保育サービスの利用促進等に努め、子育てや日常生活の状況に応じたきめ細やかな支援の充実を図ります。（福祉保健部）

イ 就業支援の推進

- 生活が厳しい状況にあるひとり親家庭が、より良い就業により安定した生活が送れるよう、就業相談や情報提供、高等職業訓練促進給付金等の活用による職業能力開発のための教育訓練等の受講促進に取り組み、就業に結びつく可能性の高い資格や技能の習得の支援に努めます。（福祉保健部）

ウ 経済的支援の推進

- ひとり親家庭の経済的な自立や負担の軽減を図るため、医療費助成事業や児童扶養手当、各種貸付金制度等の広報や、制度の利便性向上についての検討を行い、利用を促進します。（福祉保健部）

エ 相談・情報提供機能の強化

- 生活費や養育費の確保、子どもの進学・教育、就労等様々な悩みを有するひとり親家庭が、気軽に相談を行うことができるよう、母子・父子自立支援員を福祉こどもセンター等に配置するとともに、ひとり親家庭及び寡婦福祉団体等との連携により、各種相談や情報提供に積極的に取り組みます。（福祉保健部）

④ 障がい児支援施策の充実

ア 障がい児支援の充実

- 既存施設の活用や地域の療育資源との連携を図るとともに、障がい児が身近な地域で療育が受けられる体制の整備や、在宅サービスの平準化に努めるとともに、サービス提供従事者の資質向上等によるサービスの質の向上を図ります。（福祉保健部）
- 障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を推進するとともに、関係機関において体系化された支援が行われるよう、「相談支援ファイル」や「個別の教育支援計画」等の活用を推進します。（福祉保健部、教育委員会）

- 障害児入所施設や児童発達支援センターについて、障がいの重度・重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化に努めるとともに、地域における中核的支援施設と位置づけた上で、地域や障がい児の多様なニーズに対応する療育機関としての役割を担うため、職員の研修を行うなど、支援体制の整備を図ります。（福祉保健部）
- 医療的ケア児が、心身の状況に応じて保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各分野の必要な支援を受けられるよう、各関係機関による協議の場を設置し、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、総合的な支援体制の構築を図ります。（福祉保健部）
- 医療的ケア児が、適切な支援を受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、保育所、学校等の関係機関の支援を調整する相談支援専門員等をコーディネーターとして養成し、各圏域での配置を目指します。（福祉保健部）
- 保育所・幼稚園・認定こども園及び放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れを進めるための職員の資質向上や環境の整備を図ります。（福祉保健部）
- 市町村が実施する乳幼児健診において、疾病や障がい等の早期発見に努めるとともに、長期療養が必要な慢性疾患のある子どもや家族への相談支援を行い、健康の保持増進、福祉の向上、自立の促進を図ります。（福祉保健部）
- 新生児の聴覚障がいの早期発見及び早期治療・療育を図るための体制整備に取り組めます。（福祉保健部、病院局、教育委員会）

イ 障がい児を支援する福祉サービスの充実

- 児童発達支援事業所等において、障がい児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等を提供するとともに、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス事業所等において、ホームヘルプサービス（居宅介護）、ショートステイ（短期入所）、日中一時支援等を提供し、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。（福祉保健部）
- 児童発達支援センター、児童発達支援事業所、保育所・幼稚園・認定こども園、児童相談所等が連携を図り、並行通園も含め、児童に適したより手厚い療育を提供できる体制を整備します。（福祉保健部）

ウ 障がいの多様化への対応

- 在宅で生活する重症心身障がい児や医療的ケア児のために、ショートステイ（短期入所）をはじめとした在宅サービスの充実や、実地指導を通じたサービス提供従事者の資質向上等によるサービスの質の向上を図ります。（福祉保健部）

- 発達障がい児やその家族が身近な地域で、より早く相談、訓練等を受けられるよう、発達障害者支援センターと児童発達支援センター等の役割分担を明確化し、地域の発達障がい児と家族の支援の拠点として、児童発達支援センターの専門的機能の強化を図ります。（福祉保健部）

⑤ 子どもの貧困対策の推進

- 子どもの貧困対策を効果的に実施するために、県や市町村、県民、関係団体等のさらなる一体的な取組が重要であることから、これまで進めてきた県内のネットワークの連携強化をはじめ、それぞれの地域の実情に応じた取組を進めます。（福祉保健部）

施策の方向

(4) 子どもの人権擁護と人権教育の推進

子どもの健やかな成長を促すためには、子どもの権利が擁護されることが重要です。子どもを取り巻く様々な場面において、児童虐待の増加に加え、子どもに対するいじめや暴力行為等も見受けられるため、引き続き子どもの権利が尊重されるよう取組を推進していく必要があります。

このため、「一人ひとりが尊重され、誰もが持てる力を発揮し、生き生きと活躍できる社会」の実現を目指し、「宮崎県人権教育・啓発推進方針」に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進します。

施策の具体的内容

① 子どもの権利擁護

- 各分野の施策を推進するに当たっては、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、子どもの権利の擁護に努めます。（総合政策部、福祉保健部）
- ヤングケアラー及びその家族を地域で支えるため、福祉や介護、医療、教育等の多様な主体が共通認識と連携を図りながら、ヤングケアラーが孤立することのないよう社会全体で支える体制づくりを推進します。（福祉保健部、教育委員会）

② 人権教育・啓発の推進

- 一人ひとりの人権を尊重する心や態度が養われるよう、家庭、学校、地域等あらゆる場を通じた人権教育・啓発を行います。（総合政策部）
- 児童福祉施設等に入所する児童に「子ども権利ノート」を配付し、人権意識の啓発と施設入所児童等の権利擁護に努めます。（福祉保健部）
- 人権啓発資料「ファミリーふれあい」を作成し、小・中・高の1年生を対象に配付することにより、学校・家庭での活用を図り、児童生徒の人権意識の高揚を図ります。（教育委員会）
- 児童生徒に、ピア・サポート活動に関する知識や技能を身に付けさせることにより、コミュニケーション能力を育成し、仲間とともに支え合う人権感覚を持った人づくりを目指すとともに、一人ひとりが大切にされる学校風土の醸成を図ります。（教育委員会）

施策の方向

(5) 「生きる力」をはじめとする社会生活に必要な教育の提供

これからの学校教育においては、知・徳・体の調和を図りながら、子どもたちに生きる力を一層身に付けさせるとともに、共生社会の実現を目指す特別支援教育や人権を相互に尊重しあい、ともに生きる社会づくりを目指す人権教育を推進すること等がこれまで以上に必要となっています。

このため、子どもが主体的かつ創造的に生きていくための「生きる力」を育むための各種施策や地域全体で家庭教育を支援する環境づくりの推進、社会的・職業的自立の基盤となる能力の育成等に努めます。

施策の具体的内容

① 健やかな心と体の育成

- 各種研修を通して、教員の指導力向上を図り、児童生徒の豊かな人間性や道徳性の育成に努めます。（教育委員会）
- 自然体験や社会体験活動を計画的・効果的に実施し、たくましさや協調性、奉仕の精神等の豊かな人間性、社会性の育成を図ります。（教育委員会）
- 学校において、朝の一斉読書の時間の設定や学校図書館を活用した学習活動等の充実を図るとともに、家庭や地域における読書の普及や公立図書館の読書環境の整備・充実を推進します。（教育委員会）
- 児童生徒が心身ともに健やかな学校生活を送ることができるように、学校における保健教育の充実や食育を推進するための組織体制を整備し、家庭や地域と連携した健康教育を推進します。（教育委員会）
- 障がいのある子どもと障がいのない子どもの交流及び共同学習を推進し、共生社会の形成に向けて必要となる資質や能力の育成を図ります。（教育委員会）

② 生きる基盤を育む教育の推進

ア 確かな学力の向上

- 小・中・高の児童生徒の学力の状況をもとに、教科指導力の向上、基礎学力及び学習習慣の定着、実態に応じた授業改善、進学支援の充実等を推進することにより、系統的・総合的に児童生徒の学力の向上を図ります。（教育委員会）
- 「教職員の資質向上実行プラン」及び「宮崎県新教員研修計画」に基づいて、教員養成段階や、教職員のライフステージにおける資質・能力の向上を図ります。（教育委員会）

- 「OJT推進の手引」を活用した校内での学びを支援するOJTの推進や、教員を志す学生、臨時的任用講師等を支援する養成期研修の実施により、教員の資質向上を図ります。（教育委員会）
- スーパーティーチャー等の優れた教育実践の公開による優れた教師の力を生かした授業力向上に努めます。（教育委員会）
- 小学校1・2学年までの30人学級編制と中学校1学年に35人学級編制を実施し、基本的な生活習慣や学習習慣の定着を図ります。（教育委員会）

イ 幼児期の教育・保育の充実

- 幼児期の教育・保育に携わる施設等の運営への支援、教育課程及び小学校教育との円滑な接続への指導・助言に努めます。さらに、保育者の資質及び専門性の向上を図る研修の充実や、地域の子育て家庭への支援体制の充実を図ります。（福祉保健部、教育委員会）
- 幼児の環境に対する知識や理解を深めるために、環境教育に取り組む県内の保育所・幼稚園・認定こども園・児童館・放課後児童クラブ・地域子育て支援拠点等「こどもエコチャレンジ施設」に認定し、認定施設等に対する講師の派遣等を通じて施設自らが行う環境教育の取組を支援することで、幼児期からの環境教育を推進します。（環境森林部）

ウ 信頼される学校づくり

- 学校評価の推進・充実やコミュニティ・スクールの支援等により、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進し、家庭や地域との連携を図り、地元の企業等の協力を得ながら、特色ある学校づくり等の取組を進めます。（教育委員会）

エ 特別支援教育の推進

- 障がいのある幼児、児童、生徒の夢や希望の実現に向け、ライフステージに応じ、連続した一貫性のある支援に取り組みます。（教育委員会）
- 発達障がい等により学習面に困難さのある児童生徒に対応するため、教員の特別支援教育の視点を踏まえた指導力の向上を図ります。（教育委員会）
- 県内のそれぞれの地域において、エリアサポート体制を一層強化することにより、障がいのある幼児、児童、生徒の多様なニーズに応じた教育の推進と、高い専門性を身につけた人材を育成するシステムの構築を図ります。（教育委員会）
- 将来において生活の基盤となる地域社会への参加を推進するための環境の整備及び共生社会を支える県民意識の醸成に努めます。（教育委員会）

③ 郷土に対する誇りや愛着を育む教育の推進

ア 宮崎の教育資源を活用した教育の推進

- 地域素材や地域の人材を活用した授業や活動等を通して、郷土を愛し、誇りに思う心を育む教育に取り組み、自信と誇りを持つ子どもの育成に努めます。（教育委員会）

イ ふるさと宮崎を大切にす教育の充実

- 青少年自然の家が行う、青少年が郷土を知ることができる様々な体験活動等を促進します。（福祉保健部）
- 県民の体験したエピソード等を題材とした本県でしか作成できない「命や絆を大切にす」宮崎県道徳教育読み物資料集を作成・配付し、授業等で活用することを通して、ふるさとを愛する心、地域課題の解決に参画する意識や態度を育むことに努めます。（教育委員会）

④ 家庭や地域の教育力の向上

ア 子育てを通した親の育成

- 参加者同士が交流しながら、ともに活動することを通して、親としての役割や子どもとのかかわり方等について気づきを促す、「みやざき家庭教育サポートプログラム」を活用した講座を実施します。（教育委員会）

イ 家庭教育への支援の充実

- 認定こども園等の施設が、地域における幼児期の子育て支援の拠点としての機能を果たせるように、保育者に対して家庭教育への指導者としての専門性を高める研修支援を行います。（福祉保健部）
- 家庭は、子どもの人格の基礎をつくり、自立した若者に成長するために、最も重要な役割を果たしていることから、その役割について理解を深める日としての「家庭の日」（毎月第3日曜日）の一層の広報・啓発に努めます。（福祉保健部）

ウ 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり

- 認定こども園等が有する人的・物的資源を活用した、施設の開放、子育て相談等の子育て支援を促進するため、子育て支援指導者としての保育者の育成研修を支援します。（福祉保健部）
- 地域で子育て支援活動を実践している団体を支援するとともに、意欲的な取組について県民に情報提供することにより、子育て支援の活動の推進を図ります。（福祉保健部）

- 親子のふれあい・絆づくりや「早寝早起き朝ご飯」運動等の地域ぐるみの取組、さらに、子育てに関する「親としての学び」の充実を通して、地域全体で家庭教育を支える環境づくりを推進し、家庭や地域の教育力の向上を図ります。（教育委員会）

⑤ 食育の推進

ア 子どもの成長に応じた食育の推進

- 乳幼児期から食べることの大切さや楽しさを実感し、望ましい食習慣を身につけることができるよう、家庭と学校、保育所等が連携しながら、子どもの成長・発達段階に応じた食育を推進します。（福祉保健部、農政水産部、教育委員会）

イ 地域、家庭、学校、保育所等における食生活の改善に向けた取組の推進

- 「食事バランスガイド」、「宮崎県版親と子の食事バランスガイド」を活用した「食生活指針」の普及啓発を進めるなど、栄養、食習慣等に関する食生活の改善を推進します。（福祉保健部、農政水産部、教育委員会）

ウ 県民運動としての食育の推進

- 地域、家庭、学校等において、安全・安心・健康に着目したブランド品目等の県産農産物活用による普及啓発活動を実施します。
また、食育ティーチャー等と連携した地域での料理教室、小学生向けの味覚の授業や大学生による食育活動及び家庭等での食品ロス削減活動を展開する「みやざきの食と農を考える県民会議」の活動を支援することにより、県民運動としての食育活動に取り組みます。（福祉保健部、農政水産部、教育委員会）

エ 豊かな食文化と元気な農林漁業に根差した食育の推進

- 若い世代へ地域性豊かな食文化を継承するため、都市と農山漁村の交流を進めるとともに、学校給食への地場産物の活用促進や、郷土料理等の導入を促進します。
また、食品表示の理解促進による食育に取り組みます。（福祉保健部、農政水産部、教育委員会）

基本目標2

結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり

施策の方向

(6) 安心して結婚、妊娠、出産ができる環境の整備

少子化対策は、子育て支援やワークライフバランスだけではなく、出会い、結婚、妊娠、出産、子育てとライフステージに応じた切れ目のない支援を行っていくことが求められています。

このため、未婚化や晩婚化への対応として、若い世代に対する啓発や、市町村や民間団体等と連携した出会いの場の創出、安心して子どもを産み育てられるよう周産期医療体制の充実、母子保健に係る知識の普及・啓発に努めます。

施策の具体的内容

① 若者に対する将来をイメージするきっかけづくりや、経済的安定の確保に対する支援

- 若い世代に就職や結婚、出産、家族との関係など将来をイメージしてもらうために、高校生や大学生等を対象としたライフデザイン講座などを行います。また、学校教育においてもキャリア教育との連携を図りつつ、ライフデザインに関する学習を推進します。(福祉保健部、教育委員会)
- 若者等の就職を支援するため、「ヤングJOBサポートみやぎき」において、キャリアカウンセリングやキャリアアップ支援、就職活動支援セミナー等を実施します。(商工観光労働部)
- 長期間職業に就けず悩んでいる若者等の就職を支援するため、「地域若者サポートステーション」において、臨床心理士等による心理カウンセリングやジョブトレーニング等のキャリア開発プログラム等を実施します。(商工観光労働部)
- 新たに事業を開始する女性、30歳未満の若者を金融面から支援するため、「創業・新分野進出支援貸付」(県中小企業融資制度)の利用を促進します。(商工観光労働部)
- 少子化の進行には、就業状況や結婚・出産、子育てに対する経済的負担感など、様々な要因が地域ごとに複雑に絡み合っていることから、県と市町村が連携して、地域ごとの課題を明確化し、これに応じた取組を分野横断的に展開する「地域アプローチ」による少子化対策を推進します。(福祉保健部)

② 活気を生み出す出会いや交流の場の創出

- 出会いや結婚を希望する独身者に対し、希望に叶う相手と出会える機会を創出するとともに、地域で結婚支援に取り組むサポーターを支援することにより、出会いの場づくりと結婚支援を推進します。（福祉保健部）
- 民間団体が実施する結婚支援イベント等の情報を県ホームページに掲載し、独身者への情報提供や民間団体との連携に努めます。（福祉保健部）
- 企業や団体、行政が一体となって結婚を応援する体制構築の検討を行うとともに、SNSを活用するなど若い世代の結婚への気運醸成を図ります。（福祉保健部）

③ 妊娠、出産への支援の充実

ア 妊娠・出産に係る相談等支援の充実

- 生涯を通じた女性の健康上の問題や精神的な悩みを解決するため、専門相談や健康教育の充実を図ります。（福祉保健部）
- 市町村が行う、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制が整備されるよう、市町村に対し連絡調整会議、保健師等の専門職への研修を行います。（福祉保健部）

イ 「いいお産」（安全で快適なお産）の適切な普及

- 市町村が行う妊婦健康診査は、母体や胎児の健康確保を図る上で重要性が高いため、様々な機会を通じて普及啓発と受診の勧奨に努めます。（福祉保健部）
- 安心して妊娠、出産できる環境を確保するため、家庭における夫等の身近な家族の妊娠、出産に関する知識の習得や、妊産婦の育児や日常生活の負担の軽減等妊産婦に対する理解と配慮のある環境の整備に努めます。（福祉保健部）
- 新たに父親となる男性に対し、妊娠から出産、育児など父親としての関わり方等について意識啓発を図ります。（福祉保健部）

④ 周産期医療体制の充実

- 地域分散型の周産期医療体制を支える関係者の連絡会の充実、中核病院の症例検討やカンファレンス等を行うことにより、緊急時やハイリスク症例に備えたネットワークの強化を図り、周産期医療体制の維持、強化に努めます。（福祉保健部）

⑤ 不妊相談・治療対策の充実

- 不妊に悩む夫婦や不妊治療を受けている夫婦に対し、相談やケアを行う不妊専門相談センターの充実を図ります。（福祉保健部）

- 子どもを持つことを希望する夫婦に対して不妊症の早期発見・早期治療を促すため、不妊検査費に対する助成を実施します。（福祉保健部）

施策の方向**(7) 子育て支援事業の拡充**

子育て支援は、保護者の育児を単に肩代わりするものではなく、子育てに対する責任を果たすことができるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、不安や孤立感を和らげるものであることが必要です。

このため、全ての子育て家庭を対象とした地域の子育て支援の拠点づくりを進めるとともに、保育サービスの充実、住民の相互扶助によるサポートシステムの拡充及び子育てに係る経済的負担の軽減など、地域における子育て支援の推進に努めます。

施策の具体的内容**① 子育て支援情報の総合的な提供**

- みやぎ子育て支援ポータルサイト「すくすくみやぎき」を通して、各種子育て支援施策をはじめ、関連行事・イベントに関する情報などを紹介し、妊娠や出産、子育て支援に関する情報を総合的に提供します。（福祉保健部）
- 地域が一体となって家庭教育を支援する環境づくりのための各種事業等の生涯学習情報を、インターネットを通じて提供します。（教育委員会）

② 子育てに係る経済的負担の軽減

- 全ての児童・生徒が、安心して教育を受けられるよう、私立学校における保護者等の経済的負担の軽減を図ります。（総合政策部、福祉保健部）
- 重度障がい者（児）医療費助成制度や各種の税制上の優遇措置・減免制度等について、県庁ホームページ等を活用し、周知の徹底を図ります。（福祉保健部）
- 幼児教育・保育の無償化や児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の子育ての経済的支援について、制度の周知を行うとともに、国や市町村と連携して適切な運用に努めます。（福祉保健部）
- 子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、乳幼児医療費助成制度の安定的な運営に努めるとともに、地方の実態を踏まえた全国統一的な制度の設計や財源の確保を国に働きかけます。（福祉保健部）
- 向学心に富み、優れた素質を有しながら、経済的理由により高等学校、高等専門学校等の修学が困難な者に対して奨学金を貸与するとともに、経済的支援の必要な高校生等に対して給付金等を支給することにより、教育にかかる経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に努めます。（総合政策部、教育委員会）

③ 相談支援体制の充実

- 子育て中の親子の交流、子育ての不安に対する相談・指導及び子育てサークルへの支援等を行う地域の子育て支援のための拠点づくり及び妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置を促進するとともに、活動内容の充実を図ります。（福祉保健部）
- 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者及びその家族から様々な相談を受ける窓口として、子ども・若者総合相談センター「わかば」を運営し、必要に応じて、適切な支援機関との連携を図ります。（福祉保健部）
- 生後4か月までの乳児がいる家庭の全戸訪問や、養育支援が特に必要な家庭に対する専門的指導等に取り組む市町村を支援することで、子育てに関する不安や悩みを抱える家庭の相談支援体制の充実を図ります。（福祉保健部）

施策の方向

(8) 子どもの健康づくりの推進

子どもの健やかな育ちには、乳幼児期からの定期的な健康診断や医療体制の確保が求められています。

このため、周産期医療圏と同じ県北部・県中部・県南部・県西部の4つの「子ども医療圏」を設定し、小児医療体制の充実・強化を図るとともに、現代的な健康課題であるがんをはじめとする重大疾病に対する理解・予防や思春期保健対策の充実に努めます。

施策の具体的内容

① 乳幼児等の障がいや疾病等の予防、早期発見・早期治療体制の充実

- 早期発見・治療が有効と考えられる疾病に対し、検査・治療体制の充実を図ります。（福祉保健部）
- 母子保健サービスの第一線で活動している関係者に実践に即した研修を行い、地域での母子保健活動の向上を図ります。（福祉保健部）
- 新生児の聴覚障がいの早期発見及び早期治療・療育を図るための体制整備に取り組みます。（福祉保健部、病院局、教育委員会）
- 保育所・幼稚園・認定こども園等の教育・保育従事者の発達障がいに対する理解を深めるとともに、発達障がい児支援の中核となる人材を育成するため、研修の機会拡大やその内容の充実を図ります。（福祉保健部、教育委員会）
- 市町村や医師会と連携して、予防接種の重要性を周知することにより、予防可能な感染症の発生予防に取り組みます。（福祉保健部）

② 子どもの健康の保持増進

- 子どもが生涯にわたる健康を維持するために、保育所や学校等の給食における栄養管理の充実を図るとともに、適正体重の維持に向けた適切な生活習慣を身につけられるよう、保育所や学校等、関係団体、地域が一体となって健康づくりに関する指導を推進します。（福祉保健部、教育委員会）
- 全ての子どもたちに歯と口の健康づくりを推進するために、保育所・幼稚園・認定こども園、小・中学校等の児童生徒に対するフッ化物を応用したむし歯予防対策を推進します。（福祉保健部、教育委員会）
- 新型コロナウイルス感染症等の感染症への対応として、子どもが健やかに成長できる環境に配慮しながら、幼稚園、保育所、認定こども園等の各施設や学校及びその保護者に対し、感染防止対策の周知を図ります。また、各施設に対して感染防止対策に係る支援や社会的機能を維持するための助言・要請等を行います。（福祉保健部、教育委員会）

③ 小児医療体制の充実

ア 小児救急医療体制の充実

- 小児科医師のスキル向上を目的とした症例研究会や子ども救急医療電話相談窓口の設置により、小児救急医療体制の充実を図ります。（福祉保健部）

イ 小児慢性特定疾病治療研究事業の推進

- 悪性新生物等の小児慢性特定疾病は、治療が長期にわたり、医療費も高額になるため、これらの疾病について、治療研究を促進し、医療の確立、医療費負担の軽減を図ります。（福祉保健部）

④ 思春期保健体制の充実

ア 身体と性についての健全な意識のかん養

- 性教育を通して、自分の心と体の変化や性を肯定的に受け止めるとともに、自分自身や周囲の人たちの命を大切にする豊かな心を育み、次世代を生み育てることのできる、母性・父性を培います。（福祉保健部）
- 現代的な健康課題に対応するため、地域の専門医を学校に派遣し、保護者、児童生徒及び教職員等に対する支援・啓発や個別の健康相談等に努めます。（教育委員会）
- たばこによる弊害について、子どもと保護者、地域社会の認識と理解を得るため、関係機関と連携しながら普及啓発を推進します。（福祉保健部）

イ 身体と性についての効果的な情報提供

- 避妊や性感染症に関する正しい知識を習得するとともに、性に関わる態度や行動を自主的に決定できる能力を養うため、同世代の同じ悩みを持つ者同士で、悩みの解決や正しい情報の提供を行うピアカウンセリングを実施し、10代の人工妊娠中絶や性感染症の減少を図ります。（福祉保健部）
- 人工妊娠中絶率が全国平均を上回っている現状や性感染症等に関する諸問題に対応するため、電話等による健康相談体制の充実に努めます。（教育委員会）

ウ 関係機関とのネットワークによる性についての支援

- 思春期の健康教育に関わる指導者向けの研修会等を通して、保健・医療・教育等の関係機関が共通認識を持ち、連携して取り組めるよう努めます。（福祉保健部）
- 現代の健康課題に対応するため、学校や家庭を中心に、地域の関係機関との連携を強化した取組の充実に努めます。（教育委員会）

エ 思春期精神保健対策の推進

- 薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい理解と薬物乱用防止に対する認識を高め、薬物乱用のない社会環境づくりのため、小・中・高校生等に対する薬物乱用防止教室の開催や県民・民間団体との協働による薬物乱用防止啓発活動を推進します。（福祉保健部）

- 精神疾患の早期発見、早期治療・支援を図るため、精神保健福祉センターにおいて専門の精神科医師による思春期精神保健診療相談に取り組みます。（福祉保健部）

- たばこ、アルコール、薬物乱用による弊害について、子ども、保護者及び地域社会の認識と理解を得るため、関係機関と連携しながら普及啓発を推進します。（福祉保健部）

施策の方向

(9) 若者の自立と豊かな人間性形成の推進

本県における高卒者・大卒者の就職後3年以内の離職率は全国よりも高い状況にあり、また、正規雇用を望みながらも就業できない若者等もいます。このため、厳しい環境にある若者等に対して、適切なマッチングによる就職支援を強化するとともに、職業観を持った人材の育成に努めます。

また、若者が社会とのかかわりを自覚しつつ、自己肯定感を育み自立した個人として確立できるよう、市町村や関係機関等と連携してきめ細やかな支援を行っていきます。

施策の具体的内容

① 若者の自立及び成長への支援

- 若者が国際社会の一員として、広い視野と国際感覚を身につけ、相互理解を深めるとともに、その責任と役割を果たすことのできる国際交流・協力活動を促進します。（商工観光労働部）
- 若者等の就職を支援するため、「ヤングJOBサポートみやざき」において、キャリアカウンセリングやキャリアアップ支援、就職活動支援セミナー等を実施します。（商工観光労働部）
- 計画的なお金の使い方や返済能力に応じた借入れ等、金銭や物に対する健全な価値観の育成が図られるよう、子どもや若者の消費者教育の充実に努めます。（総合政策部）
- ひきこもりで悩んでいる本人及びその家族等を支援するため、「ひきこもり地域支援センター」において、電話・面接相談や訪問支援を行うとともに、家族向けの研修会を実施します。（福祉保健部）
- 国際化に対応するため、「語学指導等を行う外国青年招致事業」（JETプログラム）を活用し、外国語教育の充実と国際交流の発展を図ります。（教育委員会）
- グローバル社会で求められる英語力を育成するため、外部検定試験を利用して生徒の英語力を検証し、教員の指導方法改善を図るとともに、グローバル化に対応できる人材の育成を推進するために高校生への留学支援を行います。（教育委員会）

- 発達障がい等による困難さを改善・克服し、進学や就職を通して自立し社会参加することができるようにするために、通級による指導など高等学校における特別支援教育を推進します。（教育委員会）
- ② **職業観を持った人材の育成及び能力開発による就労の促進**
 - 小・中学生の段階から、技能者との交流の場を提供し、ものづくりに触れる機会づくりを進め、技能に対する興味関心を高めます。また、地域産業の人材ニーズを踏まえ、地域や産業界、教育機関等と連携した職業能力開発に関する事業に取り組みます。（商工観光労働部）
- ③ **青少年育成指導者の養成等による青少年育成活動の充実**
 - 自然の中での遊びの体験等、地域における青少年の育成活動を活性化するため、青少年育成指導者の養成や指導者間の交流等を促進します。（福祉保健部）
 - 各市町村において子どもの体験活動に取り組んでいる指導者に対して、研修の機会や関連情報の提供を行うことにより、青少年の健全育成の促進に努めます。（教育委員会）

基本目標3

子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり

施策の方向

(10) 仕事と生活の調和が実現できる働き方の見直し

女性の社会参加が進み、夫婦のいる一般世帯の半数以上が共働き世帯となる一方、出産・育児期に一時的に離職する女性も多くいます。

労働力人口が減少する中で、性別・年齢に関わらず、仕事と生活の調和が実現できる働き方への見直しが求められています。

このため、国や関係団体との連携を図り、全ての人働きやすい職場環境の整備について、事業主等に対する意識啓発や企業における自主的な取組の促進を図ります。

施策の具体的内容

① 働きやすい職場づくりの推進

ア 企業等の登録・認証制度の運用

- 仕事と生活の調和に向けた具体的な取組を宣言する企業等の登録や、特に優れた取組成果をあげた企業等に対する認証を実施することにより、県内企業の誰もが働きやすい職場づくりを促進します。（商工観光労働部）

イ 事業主等に対する広報・啓発の実施

- 事業主等を対象とした講演会等の開催や、仕事と生活の調和に積極的に取り組む企業の事例集等を作成・配布することなどにより、ワークライフバランスの促進に係る情報提供や広報・啓発に努めます。（商工観光労働部）

ウ 先進的企業に対するインセンティブの付与等

- 仕事と生活の調和を支援するための職場環境づくり等、先進的に取り組む企業の取組を表彰し、広く周知するとともに、企業が子育てを応援する気運の醸成を図ります。（福祉保健部、商工観光労働部）
- 子育てに優しい職場環境づくりを推進するため、育児休業の取得促進やその他育児に関する休暇制度等を積極的に設ける企業等を支援、広くPRするとともに、国の助成制度等の情報提供に努めます。（福祉保健部、商工観光労働部）
- 建設業界における働きやすい職場環境づくりの一環として、県が発注する建設工事に係る入札参加資格の審査において、育児休業制度を整備している事業所を加点評価することにより、同制度の啓発及び導入を促進します。（県土整備部）

- 建設業における働きやすい職場環境づくりの一環として、各建設現場において、週休2日を確保するために必要な費用を計上する「週休2日工事」の試行や、建設業界と一体となって毎月第2・4土曜日を現場を一斉閉所とする「土曜一斉閉所」の取組を通じて、建設業の就労環境改善に向けた意識の醸成や休日の確保を促進します。（県土整備部）

② 仕事と子育ての両立支援制度の定着

- 保育サービスの充実、放課後児童クラブ及びファミリー・サポート・センターの設置促進等により、仕事と子育ての両立を実現するための基盤の整備に努めます。（福祉保健部）
- 子育て支援関連施設を整備する中小企業者を金融面から支援するため、「みやざき成長産業育成貸付（働き方改革等）」（県中小企業融資制度）の利用を促進します。（商工観光労働部）
- 宮崎労働局と連携しながら、育児休業制度、短時間勤務制度、その他両立支援制度の周知を図ります。（商工観光労働部）
- 育児休業の取得や休業後の円滑な職場復帰を促すため、事業主等に対し、国の助成金や給付金制度について、宮崎労働局と連携しながら周知を図ります。（商工観光労働部）

施策の方向**(11) 家庭、地域及び企業における男女共同参画の推進**

県では、「宮崎県男女共同参画推進条例」を平成15年4月に施行し、行動計画としての「みやざき男女共同参画プラン」（第3次：平成29年度から令和3年度まで）に基づき男女共同参画社会づくりを積極的に推進しています。

しかしながら、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識やそれに基づく慣習・慣行は根強く残っており、家事や育児の負担の多くが女性に偏るなど、子育ては男女がともに行うものという意識が家庭や地域、企業等に十分定着していない状況にあります。

このため、男女共同参画に関する認識を深めていけるよう、意識啓発や情報提供を行い、男女がともに子育てに参加しやすい環境づくりを推進します。

施策の具体的内容**① 固定的な性別役割分担意識を解消するための広報・啓発活動の推進**

- 啓発資料の作成・配布や男女共同参画センターを中心とした情報提供・講座の開催等により、固定的性別役割分担意識の解消を推進します。（総合政策部）
- 性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮でき、いきいきと暮らすことができる男女共同参画の理解促進を図るための広報・啓発については、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等、多様なメディアを通じて広く行うとともに、対象やテーマ、年代に応じた戦略的な取組を推進します。（総合政策部）
- 地域や企業に出向き、県民が身近な場所で男女共同参画について学習できる機会を提供します。（総合政策部）
- 県農山漁村女性会議や各地域の女性農業者サポート協議会を中心とした研修会等の開催により、農林水産業に携わる女性の更なる社会参画を推進します。（農政水産部）

② 男女がともに子育てに参加しやすい環境づくりの推進

- 男女が相互に協力し、家事、育児、介護や地域活動への参画を促進するための広報・啓発活動を推進します。（総合政策部）
- 仕事と生活の調和に向けた具体的な取組を宣言する企業等の登録や、特に優れた取組成果をあげた企業等に対する認証を実施することにより、県内企業の誰もが働きやすい職場づくりを促進します。（商工観光労働部）

- 事業主等を対象とした講演会等の開催や、仕事と生活の調和に積極的に取り組む企業の事例集等を作成・配布することなどにより、ワークライフバランスの促進に係る情報提供や広報・啓発に努めます。（商工観光労働部）
- 出産や育児を理由に離職した方を含め、就業を希望しながら職に就いていない女性の就業促進を図るほか、育児休業の取得や、育児休業後の円滑な職場復帰など、希望する働き方が可能となるよう、宮崎労働局や関係機関との密接な連携を図ります。（福祉保健部、商工観光労働部）
- 女性が多様な働き方を実現できる環境づくりを進め、女性も男性もいきいきと働き、ともに活躍する活力ある社会が実現できるよう、企業、関係団体、行政が一体となった活動を推進します。（総合政策部）

施策の方向

(12) 子育ての喜びや楽しさを実感できる社会に向けた啓発・交流の推進

子育てを通して、男女がともに保護者として子どもと向き合い、喜びや楽しさを感じながら子育てができるよう、社会全体で支援していくことが重要である中、父親の子育てへの参加に関する意識は高まりつつあるものの、家事や育児に関わる時間は諸外国に比べ、低い水準にあります。

このため、育児への男性の積極的な参加を促すとともに、子育てを喜びと感じ、子どもとともに成長できる環境づくりを推進します。

施策の具体的内容

① 男性の子育てに対する意識改革

- 男女の固定的性別役割分担意識を解消するための広報・啓発を推進します。
(総合政策部)
- 新たに父親となる男性に対し、妊娠から出産、育児など父親としての関わり方等について意識啓発を図ります。(福祉保健部)
- 父親の積極的な家事・育児への参加を促進するため、父親と子どもが一緒に参加する講座の実施等により、子育ての素晴らしさを広く県民へ周知します。
(福祉保健部)
- 地域子育て支援拠点等において、子育て中の父親等を対象とした育児講座の開催を促進することにより、父親が子育てに参加しやすい環境づくりを推進します。(福祉保健部)

② 子育てを喜びや楽しみと感じられる啓発の推進

- 家族全員にやすらぎを与え、次世代を育む上で大切な家庭についての理解を深める日として「家庭の日」(毎月第3日曜日)の更なる啓発に努めます。(福祉保健部)
- 子育てを社会全体で支える環境づくりを進めるため、毎月19日を「育児の日」と定め、県民一人ひとりが子育てを実践する日として啓発を行います。(福祉保健部)
- 明るく健全な家庭づくりを促進するため、親と子の信頼と絆を深めるための「親と子の共感活動」(共遊・共食・共話・共汗・共働)の一層の普及啓発を図ります。(福祉保健部)

- 参加者同士が交流しながら、ともに活動することを通して、親としての役割や子どもとのかかわり方、地域の親子の支援の仕方について気づきを促す、「みやざき家庭教育サポートプログラム」を活用した講座を実施します。（教育委員会）
- 子育てに関する「親としての学び」の充実を通して、地域全体で家庭教育を支える環境づくりを推進し、家庭や地域の教育力の向上を図ります。（教育委員会）

③ 地域間・世代間等多様な交流の推進

- 保育所・幼稚園・認定こども園、児童館等における各種行事について、地域住民の参加を募るなど地域間及び世代間の交流を促進します。（福祉保健部）
- 幼児期の教育・保育施設と小学校との連携を図ることにより、幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を推進します。（福祉保健部）
- グリーン・ツーリズム等の体験活動への参加を推進することにより、世代を越えたふれあいや都市農村における地域間交流を促進します。（農政水産部）
- 親子のふれあい・絆づくりや「早寝早起き朝ご飯」運動等の地域ぐるみの取組、さらに、子育てに関する「親としての学び」の充実を通して、地域全体で家庭教育を支える環境づくりを推進し、家庭や地域の教育力の向上を図ります。（教育委員会）

施策の方向**(13) 質の高い幼児教育・保育等の提供**

保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本認識のもと、各々の子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、「子ども・子育て支援新制度」の円滑な運用により、幼児教育・保育の量の確保と質の向上に努めるとともに、教育と保育の一体的な提供や地域の子育て支援の機能を担う認定こども園の普及を推進し、地域の子育て支援の充実を図ります。

また、新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブや放課後子供教室を拡充するとともに、これらのサービスの向上を図ることなど、放課後児童対策に取り組みます。

施策の具体的内容**① 幼児教育・保育に係る量の確保と質の向上****ア 質の高い幼児教育及び保育の一体的な提供**

- 保護者の就労に柔軟に対応でき、幼児教育・保育の一体的提供ができる認定こども園の普及を推進します。（福祉保健部）
- 質の改善に積極的に取り組む幼児教育・保育施設に対し、各種加算制度を運用することにより、教育・保育の質の向上に努めます。（福祉保健部）
- 認定こども園への移行を目指す幼稚園や保育所に対し、施設整備に関する国庫補助制度等の情報提供に努めます。（福祉保健部）
- 子ども・子育て支援新制度の実施主体である市町村を、広域性及び専門性の観点から支援し、新制度の円滑な運用を図ります。（福祉保健部）
- 幼児期の教育の重要性の観点から、質の高い幼児教育・保育の機会を確保するため、幼児教育・保育の無償化を円滑に推進します。（福祉保健部）

イ 幼児教育・保育の量の確保と質の向上の推進

- 国の「新子育て安心プラン」を活用した幼児教育・保育施設の整備について、国庫補助制度等の情報提供に努めるなど、市町村における幼児教育・保育に係る量的確保を促進します。（福祉保健部）
- 幼児教育・保育に携わる教職員に対して、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた研修内容の充実を図ることにより、教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に努めます。（福祉保健部、教育委員会）

- 幼児期の教育・保育施設と小学校の連携及び幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図るために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有など、連携や接続に係る研修の充実を図ります。（福祉保健部、教育委員会）
 - 認定こども園の普及に伴う保育教諭の確保のため、特例制度を活用し、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の併有を促進するとともに、保育士養成施設の修学資金等の貸付等を通じて必要な人材の確保に努めます。（福祉保健部）
 - 保育士資格を有しながら、現在就労していない保育士の職場復帰に対し、保育士支援センターへの登録、現行の幼児教育・保育に係る制度の説明や実地研修を通して、再就職しやすい環境づくりに努めます。（福祉保健部）
 - 行政、教育機関、幼児教育・保育関係団体からなる意見交換会を開催するなど、幼児教育・保育に携わる人材確保について方策を検討し、量と質の両面からの安定確保に努めます。（福祉保健部）
 - 幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の向上に努めるとともに、幼児教育推進体制の一元化を図るため、幼児教育センターや幼児教育アドバイザーの設置等の検討を行い、幼児教育・保育の質の向上に努めます。（福祉保健部、教育委員会）
 - 福祉サービスの質の向上を目的として実施される「福祉サービス第三者評価制度」について、保育所など福祉サービス事業者への啓発を行い、利用を促進します。（福祉保健部）
- ② 多様な保育サービスの提供**
- 就労形態の多様化や地域の子育て支援ニーズに対応するため、保育所・幼稚園・認定こども園における多様な保育サービスの充実に努めます。（福祉保健部）
- ③ 放課後児童対策等の強化**
- ア 放課後児童対策の推進**
- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童が、放課後や週末等に安全・安心に過ごせる居場所として「放課後児童クラブ」を確保し、次代を担う児童の健全な育成を支援します。（福祉保健部）
 - 放課後等の子どもの安全・安心な活動場所として「放課後子供教室」を確保するため、学校や公民館等を活用して、地域住民の協力を得ながら、様々な交流活動や体験活動を実施します。（教育委員会）
 - 国の「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン」に基づき、放課後児童支援員を養成する認定資格研修を実施します。（福祉保健部）

- 放課後児童クラブの従事者（放課後児童支援員、補助員）及び放課後子供教室の関係者（地域学校協働推進員、協働活動支援員、協働活動サポーター等）の資質向上を図るための研修を実施します。（福祉保健部、教育委員会）
- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の従事者・関係者と小学校の教職員等との合同研修会を開催し、意見交換や情報共有を通じて、両事業の一体的取組への理解や連携強化を図ります。（福祉保健部、教育委員会）
- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室に参加する特別な配慮を必要とする児童への対応について研修を実施するとともに、学校や家庭等と連携した情報共有を促進し、児童が安心して過ごせるよう努めます。（福祉保健部、教育委員会）
- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的又は連携した更なる取組が図られるよう、放課後児童対策の総合的なあり方について有識者等で構成する推進委員会において検討します。（福祉保健部、教育委員会）

イ 児童館・青少年健全育成施設の機能強化

- 児童館、放課後児童クラブ及び放課後子供教室で児童を指導する者に対する研修を実施することにより、資質向上等を図ります。（福祉保健部、教育委員会）
- 青少年自然の家の機能充実を図り、地域や学校、青少年育成団体等と連携・協力しながら、多様な青少年活動の機会の拡充に努めます。（福祉保健部）

ウ 学校での健全育成

- いじめや不登校、非行等問題行動の解決を図るため、学校への「スクールカウンセラー」の配置及び「スクールソーシャルワーカー」の派遣等、校内指導体制の充実を図ります。（教育委員会）
- 不登校児童生徒の学校復帰を支援するため、適応指導教室や学校等への「ヤングアシスタント」の派遣を実施します。（教育委員会）
- インターネット上も含むいじめ等の問題に対応するため、情報収集・相談窓口「ネットいじめ目安箱」の運営やいじめ防止等に関する機関及び団体等で構成される宮崎県いじめ問題対策連絡協議会の開催、教職員・保護者・児童生徒を対象とした指導資料・啓発資料の活用等、問題解決と情報モラルの向上に努めます。（教育委員会）
- 悩みを抱える子どもや保護者等の心のケアを図るため、教育相談専用電話「ふれあいコール」や来訪相談等、教育相談体制の充実を図ります。（教育委員会）

エ 子ども・若者の非行防止・立ち直り支援

- 子ども・若者の非行防止等を図るため、学校、青少年育成センターをはじめとした関係機関・団体等と連携し、補導活動、非行問題に関する相談活動等を行います。（福祉保健部）
- 少年の非行防止と犯罪被害防止を図るため、必要な情報を地域に発信します。（警察本部）
- 少年サポートセンターを中心に学校等の関係機関、少年補導員等のボランティアと連携した補導活動、少年非行の多くを占める万引き等の初発型非行の防止対策や薬物乱用防止等の非行防止教室を開催します。（警察本部）
- 少年サポートセンターによる、少年に対する初期的段階での相談支援や非行防止活動及び問題行動のある少年らに対する立ち直りに向けた支援活動を推進します。（警察本部）

オ 子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応

- 関係機関や地域等と一体となり、子ども・若者を取り巻く有害環境の浄化活動や有害情報から子ども・若者を守る活動を推進します。（福祉保健部）
- 「宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例」に基づく有害図書類等の指定や、書店・コンビニエンスストア等への立入調査活動を実施するとともに、地域ぐるみの環境浄化活動を促進します。（福祉保健部）
- 学校、警察、保護者や事業者と一体となって、インターネットの有害情報から子どもを守るためのフィルタリングソフト活用の普及啓発を図ります。（福祉保健部）
- インターネット社会の中、自ら考え、使いこなせるよう、子どもやその保護者を対象に、メディアを適切に利用する能力の向上に関する広報・啓発に努めます。（福祉保健部）

2 計画の成果指標

(1) 総合成果指標

計画全体の成果を評価・点検する指標について、以下のとおり設定します。

成 果 指 標	現況値	目標値
合計特殊出生率	1.72 (H30年)	1.84 (R6年)
平均理想子ども数と平均予定子ども数の差	0.24人 (H30年度)	0.18人 (R6年度)

(2) 個別成果指標

計画に掲げる個々の施策の成果を評価・点検する指標について、以下のとおり設定します。

成 果 指 標		現況値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
(1)地域の「子育て力」の強化			
1	未来みやざき子育て県民運動推進協議会参加団体数	360 団体	480 団体
2	子育て応援サービスの店の登録店舗数	1,407 店舗	1,470 店舗
(2)子育てに適した安全安心なまちづくりの推進			
3	通学路の歩道整備率	73.1%	74.9%
4	おもいやり駐車場制度協力施設数	1,151 施設	2,000 施設
5	子ども(中学生以下)に対する交通安全教室の実施回数	1,536 回	1,450 回
6	県立学校の外壁剥落防止実施率	74.3%	84.7%
7	市町村立小中学校の耐震化率	99.8%	100.0%
8	保育所・幼稚園・認定こども園の耐震化率	87.5%	95.0%
(3)子どもと家庭の福祉の推進			
9	地域小規模児童養護施設の設置か所数	3 か所	12 か所
10	里親等委託率	13.4%	27.0%
11	自立援助ホームの設置か所数	1 か所	5 か所
12	子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数	2 市町村	26 市町村
13	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0 人	26 人
14	障がい児を受け入れる放課後児童クラブ数	114 か所	145 か所

成 果 指 標		現況値 (H30年度)	目標値 (R6年度)	
(4)子どもの人権擁護と人権教育の推進				
15	宮崎県は人権が尊重されていると思う人の割合	45.6%	52.2%	
(5)「生きる力」をはじめとする社会生活に必要な教育の提供				
16	全国体力・運動能力、運動習慣等調査で平均値が全国平均以上の調査項目の割合	76.5%	80.0%	
17	公立小、中学校における授業が「よく分かる、まあまあ分かる」児童生徒の割合	小学校	91.6%	92.1%
		中学校	80.4%	80.9%
18	保育所・幼稚園・認定こども園の職員と小学校教諭等が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有して意見交換や合同の研修会等を行っている幼児教育・保育関係施設の割合	54.0%	75.0%	
19	「宮崎県こどもエコチャレンジ施設」認定件数	187施設	225施設	
20	食に関する指導の年間指導計画を策定し、食育に取り組んでいる公立小中学校数の割合	85.5%	100.0%	
(6)安心して結婚、妊娠、出産ができる環境の整備				
21	みやざき結婚サポートセンターにおける成婚数	61組	163組	
22	周産期死亡率(出生数に妊娠満22週以降の死産数を加えたものの千対)	2.6ポイント	2.2ポイント	
23	乳児死亡率(出生数千対)	2.5ポイント	1.8ポイント	
(7)子育て支援事業の拡充				
24	子育て世代包括支援センターの設置市町村数	9市町村	26市町村	
25	子育てに関する不安感や負担感を感じている県民の割合	62.3%	30.0%	

成 果 指 標		現況値 (H30年度)	目標値 (R6年度)	
(8)子どもの健康づくりの推進				
26	1歳6か月児健康診査受診率	96.2% (H29年度)	97.2%	
27	3歳児健康診査受診率	95.5% (H29年度)	97.0%	
28	3歳児のむし歯のない者の割合	81.1%	90.0%	
29	10歳代の人工妊娠中絶率（女子総人口千対）	6.2ポイント	4.0ポイント	
(9)若者の自立と豊かな人間性形成の推進				
30	「宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例」の県民の認知度	43.8%	50.0%	
(10)仕事と生活の調和が実現できる働き方の見直し				
31	仕事と生活の両立応援宣言企業の登録数	1,145件	1,676件	
32	育児休業取得率	男性	5.6%	25.0%
		女性	82.7%	100.0%
(11)家庭、地域及び企業における男女共同参画の推進				
33	「男は仕事、女は家庭」というような固定的性別役割分担意識にとらわれない県民の割合	56.1%	68.3%	
34	みやざき女性の活躍推進会議会員企業数	316企業	450企業	
35	農業経営に係る家族経営協定数	2,046戸	2,430戸	
(12)子育ての喜びや楽しさを実感できる社会に向けた啓発・交流の推進				
36	子どもが規則正しく生活できていると感じる保護者の割合	91.2%	95.0%	

成 果 指 標		現況値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
(12) 子育ての喜びや楽しさを実感できる社会に向けた啓発・交流の推進			
37	安心して子どもを生むことができ、子育てを楽しいと感じられる県だと思ふ人の割合	75.8% (R3年度)	82.0%
(13) 質の高い幼児教育・保育等の提供			
38	認定こども園数	179 園	230 園
39	保育所等の待機児童数	63 人	0 人
40	放課後児童クラブ及び放課後子供教室関係者を対象とした資質向上や情報共有のための研修の実施回数(累計)	0 回	30 回
41	公立学校における児童生徒 1000 人当たりの暴力行為発生件数	1.6 件	0.8 件
42	ティーム・ティーチングによる非行防止教室の開催回数	289 回	250 回